

第百七十九回国会
衆議院
総務委員会
議 録 第 四 号

平成二十三年十一月二十二日(火曜日)
午前九時四十分開議

出席委員

委員長 原口 一博君

理事 稲見 哲男君 理事 内山 晃君

理事 逢坂 誠二君 理事 野木 実君

理事 皆吉 稻生君 理事 石田 真敏君

理事 坂本 哲志君 理事 西 博義君

理事 小原 舞君 理事 大泉ひろこ君

理事 大西 孝典君 理事 奥野総一郎君

理事 金森 正君 理事 黄川田 徹君

理事 桑原 功君 理事 小室 寿明君

理事 後藤 祐一君 理事 白石 洋一君

理事 杉本かずみ君 理事 高井 崇志君

理事 中屋 大介君 理事 永江 孝子君

理事 長島 一由君 理事 福田 昭夫君

理事 松崎 公昭君 理事 村上 史好君

理事 山田 良司君 理事 湯原 俊二君

理事 吉川 政重君 理事 和嶋 未希君

理事 加藤 紘一君 理事 川崎 二郎君

理事 佐藤 勉君 理事 菅 義偉君

理事 橋 慶一郎君 理事 谷 公一君

理事 丹羽 秀樹君 理事 平井たくや君

理事 宮腰 光寛君 理事 森山 裕君

理事 稲津 久君 理事 塩川 鉄也君

理事 重野 安正君 理事 柿澤 未途君

総務大臣 川端 達夫君

総務副大臣 黄川田 徹君

総務副大臣 松崎 公昭君

総務大臣政務官 福田 昭夫君

総務大臣政務官 主濱 了君

総務大臣政務官 森田 高君

財務大臣政務官 吉田 泉君

文部科学大臣政務官 城井 崇君

第一類第二号 総務委員会議録第四号 平成二十三年十一月二十二日

文部科学大臣政務官 神本美恵子君

厚生労働大臣政務官 藤田 一枝君

政府参考人 (内閣官房内閣参事官) 奈良 俊哉君

政府参考人 (内閣官房内閣参事官) 佐川 宣寿君

政府参考人 (内閣府政策統括官) 梅溪 健児君

政府参考人 (内閣府政策統括官) 岡崎 浩巳君

政府参考人 (総務省自治税務局長) 佐藤 文俊君

政府参考人 (総務省政策統括官) 篠田 幸昌君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 阿部 進君

総務委員会専門員

委員の異動

十一月二十二日

委員の異動

十一月二十二日

委員の異動

十一月二十二日

委員の異動

十一月二十二日

委員の異動

十一月二十二日

委員の異動

十一月二十二日

委員の異動

十一月二十二日

委員の異動

十一月二十二日

委員の異動

十一月二十二日

委員の異動

十一月二十二日

委員の異動

十一月二十二日

委員の異動

十一月二十二日

委員の異動

十一月二十二日

委員の異動

十一月二十二日

委員の異動

十一月二十二日

一の一七の一四宮垣忠外二名(第一号)

地域主権改革と町村の財政基盤の充実・強化に

関する陳情書(高松市福岡町二の三の二岡田好

平外七名(第二号)

町村財政の強化等に関する陳情書(宮崎市宮田

町の一の一一山下壽)(第三号)

免税軽油制度の継続を求めることに関する陳情

書外二件(北海道千歳市東雲町二の三四土居利

幸外二名(第四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等

に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣

提出第二号)

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が

実施する防災のための施策に必要な財源の確保

に係る地方税の臨時特例に関する法律案(内閣

提出第三号)

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を

図るための地方税法等の一部を改正する法律案

(内閣提出、第百七十七回国会閣法第四号)

○原口委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、平成二十三年度分の地方交付税の総

額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律

案、東日本大震災からの復興に関し地方公共団

体を実施する防災のための施策に必要な財源の確

保に係る地方税の臨時特例に関する法律案及び第

百七十七回国会、内閣提出、経済社会の構造の

変化に対応した税制の構築を図るための地方税法

等の一部を改正する法律案の各案を議題といたし

ます。

この際、東日本大震災からの復興に関し地方公

共団体が実施する防災のための施策に必要な財源

の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案及

び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を

図るための地方税法等の一部を改正する法律案の

両案に対し、稲見哲男君外二名から、民主党・無

所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党

の三派共同提案による修正案がそれぞれ提出され

ております。

提出者より趣旨の説明を求めます。稲見哲男

君。

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が

実施する防災のための施策に必要な財源の確保

に係る地方税の臨時特例に関する法律案に

対する修正案

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を

図るための地方税法等の一部を改正する法律

案に対する修正案

(本号末尾に掲載)

○稲見委員 おはようございます。

ただいま議題となりました両修正案につきまし

て、提出者を代表いたしました。その提出の趣旨

及び内容について御説明申し上げます。

両修正案は、修正協議の結果を踏まえ提出する

ものであり、その内容は次のとおりであります。

まず、東日本大震災からの復興に関し地方公共

団体が実施する防災のための施策に必要な財源の

確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案に対

する修正案は、個人の道府県民税及び市町村民税

の均等割の標準税率の特例について、いずれも適

用期間を五年度間延長して平成二十六年度から平

成三十五年度までとし、標準税率に加算する額を

五百円に引き上げるとともに、道府県たばこ税及

び

た

た

た

た

た

た

び市町村たばこ税の税率の特例に関する規定を削除するものであります。

次に、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案は、題名を経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律に改めるとともに、個人住民税における扶養控除の見直しに関する規定を削除するものであります。

以上が、両修正案の趣旨及び内容であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○原口委員長 これにて両修正案の趣旨の説明は終わりました。

○原口委員長 この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官佐川宣寿君、内閣参事官奈良俊哉君、内閣府政策統括官梅溪健児君、総務省自治税務局長岡崎浩巳君、政策統括官佐藤文俊君及び厚生労働省大臣官房審議官麦谷真里君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○原口委員長 これより各案及び両修正案に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。谷公一君。

○谷委員 おはようございます。自由民主党の谷公一でございます。

きょうは、開法及び修正案に対する質疑ということで、四十分間の時間で四点について御質問をしたいと思っております。税法、交付税法そして新たな児童手当、最後に過疎対策であります。

まず、地方税法の改正案についてであります。

この地方税をなぜ値上げするのかということについては、全国防災事業を行うためだということかと思えます。政府の説明によれば、一兆三千億円の事業をこの五年間で行うということでありまして。

そこで、きょうは吉田財務大臣政務官に来ていただいています。なぜ一・三兆円なんですか。規模の根拠、考え方、どんな事業をするんですか。一・三兆円を投じて五年間すれば、どれだけ安全性が高まって、国土の強靱さが強まるのですか、お答えを願いたいと思います。

○吉田大臣政務官 全国防災事業一・三兆円の根拠についてのおたしだと思えます。

端的に申し上げますと、阪神・淡路大震災の直後に講じられたものと少なくとも同程度の予算が必要であろうという考えから、これは阪神・淡路大震災直後でございますが、平成七年度一次補正予算のときの事業費一・三兆円と同程度の五年間の事業費が必要であろう、こういうふうに見込んだところでございます。

○谷委員 今政務官からお答えいただいたのは根拠だけです。私が尋ねましたのは、それだけではなくて、考え方、どんな事業をするんですか、これによって防災力はどれだけ高まるのですかというところをお尋ねしたつもりでございましたけれども、再度、観点を変えます。

今政務官は端的に言っておっしゃいましたけれども、端的に言っただけじゃないんです。これじゃないんです、根拠は。平成七年度一次補正、十六年前でありますけれども、そのときは確かに事業費で一・三兆円を、神戸の、大都市を襲った戦後初めてのああいふ大地震に、政府の方は、被災地の復興復興ももちろん大事だけれども、あわせて全国の防災力を高めなきゃならないということ、緊急に、平成七年五月か六月だったかと思えますけれども、一・三兆円の事業費の補正を組んだんです。今回は、単に数字をまねているだけです。それ以上の根拠は、私の聞く限り何もありません。そして、一・三兆円で行うのか、どれだけ高まるのか、だれからも明確な説明は何一つありません。

ありません。

しかし、政務官、考えてください。十六年前と今と全く同じでいいのか。前回と同じ額なんというのであれば、何も政府・与党の方が考え抜いて十九兆円の中に入れてもらう必要なんかないですよ。もつと時間をかけて、きっちり、防災力を緊急に高めるためにはこれだけの事業をしつかりやるという観点が私は必要だったと思います。

政務官、十一月五日は何の日か御存じですか、十一月五日。お尋ねします。

○吉田大臣政務官 ちよつと思ひ当たりません。ことし初めて、政府が十一月五日をある日と決めました。何の日か御存じですか。

○谷委員 再度お尋ねします。ことし初めて、政府が十一月五日をある日と決めた。何の日か御存じですか。

○吉田大臣政務官 津波の日かと思ひます。○谷委員 半分合っている、半分違います。津波

○谷委員 再度お尋ねします。ことし初めて、政府が十一月五日をある日と決めた。何の日か御存じですか。これは、昨年六月、我々野党が、二階先生が中心になって津波対策基本法というのを出し、ずつとほたらかしにされ、三月十一日を経てから慌てて与党の方も協議に乗っていただき、六月に成立しました。そして、十一月五日、あの「稲むらの火」の故事にちなんで、津波防災の日というのを政府が決めたんです。

ぜひ、政府の一員でございますから、十一月五日、そう大きくはございませんけれども、初めての津波防災の日に新聞もそれぞれ、さまざまに事業をやったと報じられていますから、御記憶と御理解をお願いしたいと思います。

さて、そういう津波防災の日が定められ、また、今国会で国土交通省が津波防災まちづくり法案というのを、我々の津波対策基本法を受けて提出しています。今回の大震災によって、もう津波に対応する対策をしつかりしなければならぬ、やはりそういう思いが政府の方にも、あるいは全国的にも高まっているかと思うんです。そういう津波防災の経費も一・三兆円に入っているんですか、お尋ねします。

○吉田大臣政務官 全国防災事業一・三兆円の中身というところについてだと思ひますが、最初の御質問にも関連しますけれども、復興の基本方針において全国防災事業の三要件というのが示されておりまして。つまり、東日本大震災を教訓とするということが一つ、そして全国的に緊急に実施する必要がある、三つのメルクマール、要件を満たした施策を、全国防災対策事業と整理したわけでございます。

当然、今おたしだしの津波対策等も、ほかに学校の耐震化とかもございましてけれども、それと並んでこの一・三兆円の中に入っているというふうにお考えいただきたいと思ひます。

○谷委員 論理矛盾なんですね、今の政務官。その後の大きな問題となった津波防災も入っている。では、なぜ一・三兆はそのままだんですか。十六年前の一・三兆ですよ。そのことだけ指摘をさせていただいて、要は、同じやるなら、きちんとした積算がなければだめだということですよ。

十六年前の数値を安易に持つてきて一・三兆、そしてそのために地方負担が単独を含めて八千億だ、だから増税だ、こんな論理は、余りにも薄弱といひますか、説得力がないですよ。

国会だから、与党の皆さんが大多数を持っているから、また三次補正の緊急性にかんがみて我々も賛成の方向でございけれども、本来、こんな論理では通るはずもないです。厳しく指摘させていただきたいと思ひます。現に、こんな論理で地方団体の税率を上げる、超過課税をするなんというのを通るはずはないです。そのことだけを指摘させていただきます。

そして、この事業は、七月二十九日決定の政府の復興基本方針によれば、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合う事業なんだ。次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合う事業なんだと言われているんです。だからこそ、地方税を増税しようということ

です。

でも、政務官、これはそういう事業ですか。もしそういう論理構成であれば、東日本の被災地の復旧復興事業はわからないでもないです、負担を先送りしないというのは。でも、これは予防的な事業ですよ。予防的な事業を負担を先送りしないという論理構成であれば、今の公共事業、あるいは学校、今回は学校の耐震化も入っていますけれども、さまざまな建物の耐震化、あるいは橋を丈夫にとか延命するための事業、みんな、負担を先送りしてはだめだ、増税しなきゃならないという論理構成になります、その点についての考え方をお聞きたいと思っています。

○吉田大臣政務官 予防的な防災事業を復興債で賄うということに対するおたがででございますが、根拠は復興基本法の第二条でございます。ここでもって、防止効果が高い施策についても復興債の対象経費とするというのが根拠になってございます。そして、先ほど申し上げた三つの要件にかなったものを全国防災事業として採択していく、こういうことになっております。

○谷委員 正直な話、何かよくわかりません。答弁のあれがわかりませんし、納得できませんけれども、次の質問に移ります。

総務大臣、要は、一・三兆円、私が言わんとしていることは、非常に薄弱な根拠で、しっかりと考えた方あるいは理念、目標、そういうこともなしに定められた金額だ、それを受けて八千億の増税ということですから、今、修正案でたばこ税がなくなりましたので、結局は個人住民税均等割だけになりました。なぜ個人住民税均等割なのですか。ほかに固定資産税でも、ほかの税目もある。また、国税は、所得税をするんですか。なぜ住民税だけ、住民税均等割、多くの方々、六千万人の方にかけるこれをおげなきゃならないのですか。その考え方を大臣にお尋ねしたいと思っています。

○川端国務大臣 おはようございます。

今申されましたように、税項目としては地方税

でも幅広くあります。そして、八千億という分を地方の地域防災力の強化ということでいろいろな事業をやっていたらこうということでありまして、基本的には、可能な限り幅広く、幅広いというところは薄くということになりますので、そういう観点で税を選ぶということでもあります。

均等割ですと納税義務者の数が平成二十一年度の所得で五千九百三十六万人、所得割ですと五千四百七十七万人、所得割ですと五千五百二十万人ということでありまして、より多くの方々から、広く住民の方に負担をお願いしているということ、個人住民税均等割の引き上げをお願いしたいというふうな考えとところでございます。

○谷委員 幅広い方々に負担をお願いする、考え方もそのものは一つの考え方であろうかと思いますが、緊急防災をやるということ自身には私は反対しませんし、むしろ、一・三兆円というような額ではなくて、五兆円とか十兆円とか、それぐらいのオーダーで集中してやるべきだと思います。その上で、その負担をどうするかというのををもっと幅広く考えていただく方がよかったですのではないかと思います。

二点目、交付税の問題に移ります。

今回、交付税は相当思い切った対応ということをとられています。阪神・淡路、十六年前と違って、今まで災害の場合は、地方負担は、当面全額起債で資金手当てをする、そして後年度交付税措置というものが基本でありました。もちろんその年度に特別交付税を手厚く手当てするということはありましたけれども、しかし、今回は、三次補正分だけではなくて、一次、二次補正あるいは予備費に係る地方負担も含めて特別交付税で手当てするという過去にない交付税措置を講じられたということでもあります。そのこと自身は、被災地の財政力の弱さ、脆弱さに着目したものであるとして、私は評価できると思います。

問題は、では、こういう措置が、とりあえず三次補正までの地方負担については、基本的に被災

団体が起債を起こさなくていい、交付税で手当てされるということでありまして、しかし、今年度三次補正の段階というのはまだ復旧復興の途上でありまして。

例えば、三陸の漁港は、被害額は八千数百億と言われています。では、今まで、三次補正まででどれだけ復旧費を積んだのかといいますが、二千六百億なんです。三分の一もいっていない。だから、平成二十四年度以降、相当額をまた積みまなきゃならない。そうすると、被災団体としては、今年度の対応はありがたいことだけれども、では、今後どうなるのか、今回限りかという不安もあろうかと思っています。こういう対応は今回限りですか、それとも今後とも続くのですか。

大臣、今回の措置が二十四年度に繰り越されるというのは結構です、法律に書いていますから。問題は、今後以降の国の補正なり、あるいは当初予算に計上された地方負担の財源措置がどうなるか、そのことについて、考え方、方針、そもそもあるんですか、ないんですか、そのことも含めてお尋ねします。

○川端国務大臣 震災の復旧復興に関して、震災復興特別交付税ということで実質的な地方の負担をゼロにするということを御評価いただいて、ありがとうございます。

そういう中で、これは、普通の交付税とは別に交付を決定して、繰り越しも可能ということはある。御案内のとおりであります。この交付税は、未曾有の被害と影響をもたらしたということにかんがみて、集中復興期間中、平成二十三年度から平成二十七年の復旧復興対策として必要と見込まれる支出が十九兆円程度と言われている。これについて、特別に財源をこれだけ確保して対応するということにあわせて、実質的な財政負担をゼロとするということの制度をつくったわけですから、この期間中が対象ということが前提でございます。

そして、現在、一定額を確保いたしておりますけれども、おっしゃいますように、これから、ど

ういう事業でどれぐらいの事業規模になるかということでのいろいろな変動、増加は当然あると思います。現時点において言われている部分ではこれで十分に対応できる状況でございますが、今後の変動においては、この十九兆円の枠の中において新たに復旧復興事業に係る地方負担が生じる場合には、震災復興特別交付税の別枠での増額を図って、被災団体に対して同様の措置を講ずることとしていきたいと考えております。

〔委員長退席、内山委員長代理着席〕

○谷委員 今の大臣の答弁は、五年間の集中期間、十九兆円というフレームの中では同様の対応を今後ともっていく、そういう御答弁だったかと思っています。

疑い深い私は、財務省の方にもお尋ねします。吉田政務官、財務省も同じ考え方ですか。今後とも、今年度は四次補正があるかどうかかわかりませんが、来年度の地方負担、被災団体の負担についてはみんな交付税で別枠で措置する、そういうことで財務省も了解している、復興集中期間はそう、通常の交付税とは別枠できちんと対応する、そういう理解でよろしいですか。

○吉田大臣政務官 基本的に総務大臣の御答弁のとおりだと財務省も考えております。

ただ、追加で申し上げれば、前提がございまして、今のところ、五年間の事業費総枠が少なくとも十九兆円程度であるということ、それから、その復興債の償還財源を措置されるということを前提として、五年間この制度を続けていく、こういうふうな考えております。もちろん、今財金委員会が御審議中の復興財源確保法を成立させていただくということが前提にもなります。

○谷委員 ありがとうございます。

再度確認させていただきます。今、政務官の答弁は、基本的に総務大臣の言われるとおりだ、ただ、前提がある、五年間という前提、十九兆円という前提、さらにはその財源確保の復興債の財源手当てと言われました。その中で、明らかに変わるの十九兆円です。

〔内山委員長代理退席、委員長着席〕

なお、先ほど先生がおっしゃった、原発関連の費用もあるのではという御指摘がございましたけれども、この十九兆円に原発関連の費用は入っていない、基本的にこれは東電の賠償で賄うものだというふうに考えております。

交付税に絡んで、取り崩し基金を今回措置する予定ということがあります。

これはイレギュラーなことですけれども、三次補正ではなくて、二次補正の交付税を使って各自治体合わせて二千億の基金をつくるということでもありますけれども、なぜ二千億なのか。その考え方にもう一つ納得できないところがあります。

十六年前の神戸のときは、当時は金利がもつと高かったですから、いわゆる運用型の基金ということで九千億のファンド、地元の自治体がファン

今回は、はるかに大きい、あるいは深刻な影響をもたらしている東日本大震災。トータルで二千億という考え方ですけれども、なぜ二千億という数字になったのか、考え方をお尋ねしたいと思います。

○川端国務大臣　お答えいたします。

まず大前提としては、阪神・淡路大震災で大変な状況になったときにいろいろな、先生も中心になって御担当されたと思うんですが、そういう部分の交付、いわゆる阪神・淡路大震災復興基金による事業への交付税措置額と兵庫県及び被災市の財政規模の関係というのを参考にさせていたいただいて、今回の東北三県そして関連県含めての手当てとその財政状況を勘案して算定すると、総額で千九百六十億円になったという考え方でございます。

先生今御指摘の、運用型のファンドでやっていただいた兵庫県の部分での三千五百二十億円の中で、いわゆる我々が参考とした基準と同じ比較をいたしますと、兵庫県分が千二百十億円程度、交付税措置は九百六十億円程度されたということと比較すると、額としては約倍。

それで、ファンドの中で、兵庫県としては、千九百六十億円程度、被災者生活再建支援制度をおつくりになっておやりになった。この部分は震災のときに初めになかった制度でありますので、このファンドで手当てをされたというふうに承知をいたしておりますけれども、それ以降、こういう新しい被災者生活支援制度ができました、これによって、総支給見込み額四千四百億円は、別の仕組みができましたのでこれで別途手当てをすると

○谷委員　今の大臣のあれば、神戸のときは三千五百億円のお金があった、しかしその後さまざまな制度充実がされた、それらを差し引くと大体一千億だ、それで一千億を、被災団体が神戸―阪神間の自治体と違つて財政力も弱いので、それらを加味して倍にしたということかと思ひます。

これも、冒頭の一・三兆円と同じだと私は思います。要は、阪神・淡路をベースにして、その後措置されたものは差し引くよ。では、新たに出てきた需要はどうなんですか。そういう想像力というか、被災地の現場に対する想像力がやはり欠けている発想だと私は思っています。

今お話しましたように、阪神・淡路のときは百十を超える事業ができたんです、ファンドがあったから。そして、今回の被災地も、それぞれたくさん被災地特有の事業というのは必ず出てくるはずなんです。そういったものをもっと思い切って積んでほしかったと私は思います。

二千億ではなくて、被災地トータルで最低倍か五千億、そのぐらいの規模で、もつと自治体が創意工夫できる、心配するな、金は用意している、十年間使えるんだ、そういった基金をもつと大きな規模でぜひ用意していただきたかったということとを御指摘させていただきたいと思います。

三番目に、児童手当の問題に移ります。

新たな児童手当の負担をどうするか。厚生労働省は、今年度の地方負担五千五百億から来年増加して九千八百億、他方、国庫負担は一兆八千九百億から八千二百億減少させる。地方の方は四千三百億ふえて、国が八千二百億減少、こういうのを典型的な負担転嫁というのではないかと思いますけれども、きょうは厚労省から藤田政務官が来られております、これは負担転嫁じゃないんですか。見解をお尋ねします。

ております。

○谷委員 政務官 地方団体は全然そんな反応じゃないでしょう。負担軽減なんて優しい表現じゃないですよ。だまされた。大体、民主党のマニフェストで全額国庫負担と言っていたんじゃないですか。全額国庫負担を言っていたのを、もともとどの児童手当が国、地方で二対二だから、今度は負担を上げて一対一にした。今のはペテン師みたいな言い方ですよ。それはひどい。

それい、年少扶養控除の増収分五千億をする。これは自治体の基幹的な税なんですよ、市町村民税。基幹的な税を新たな児童手当にとだれが決めたんですか。そんなことは地方団体が要望しているんですか。だから反発が強いんですよ。政権がかわって、去年でもささん苦勞して、こういうことになるというのは一年前からわかっていたんじゃないですか。

政務官にお尋ねします。この一年、地方団体との信頼関係をつくるためにどんな努力をしたんですか。信頼関係はないですよ。お尋ねします。

○藤田大臣政務官 地方団体の皆様の御協力をい

ただかなければこうした制度は動かしにくいことができないわけございまして、厚労省といたしまして、いろいろな機会をとらえまして、地方団体の皆さんとの協議をさせていただいてまいりました。

今、先生御指摘のように、地方団体からは厳しい指摘がある、そのことも十分承知をいたしておりますが、今後、この年末に向けて、予算編成過程でしっかりとこれからの協議をさせていただきたい、このように考えております。

○谷委員 そうい言葉とは別に、厚労省の本音が時々出るんです。私の聞いている限りでは、国と地方の協議の場で、総務省が先日、地方単独の社会保険費六兆円と発表したでしょう。それで、厚労省の方が、六兆円の中でまともな、目配りしなければならぬ福祉対策というのは数百億円だ、そう発言したと私は聞いております。そういう発言は事実ですか。

○藤田大臣政務官 このたび、地方単独事業について総務省がお取りまとめをいただきました。総額六・二兆円というのを伺っております。そして、その中で、子供に対する施策については、一・七兆円という数字が記載をされております。

この中身については、これからさらに精査をさせていただいて、いろいろ協議をさせていただいて確定していきたい、このように考えております。今先生が御指摘になりました数字については、承知をしております。ではございせん。

○谷委員 政務官、何も精査しないでいいんですわ。地方団体が勝手にやるのを、何で厚生労働省が精査するんですか。そういう姿勢こそおかしいんです。

問題は、精査させていただいてというような、厚生労働省が地方の現場を知らないからですわ。一・七兆円も地方単独を厳しい財政事情でもやっているんですよ。公立の保育所に継ぎ足しをしたり、私立の保育所に出したり幼稚園に出したり、子育てのさまざまな活動に知恵と工夫を出しながらやっているんです。一・七兆円もあるんです。

そういう手当をするというならまだしも、これから精査とか、この話はもうこれ以上いたしません。しっかりと、誠意を持って協議をしていただきたいと思います。

くどいようですが、自治体は、厚労省に対する不信は極めて強いですよ。厳しく言えば、言われることをなかなか言葉どおりに受け取れませんよ、今までさんざん苦杯をなめたといひますか、そういう思いがありますから。そのことだけを御指摘させていただきま。

時間がなくなつてまいりましたが、最後に過疎対策であります。

過疎対策は、昨年の通常国会で延長いたしました。六年間の延長。議員立法で延長しまして、黄川田総務副大臣にも民主党の中心になつて頑張つていただいて、新たにソフト事業というのを起債で認めるという、画期的といひますか、過去に例のない仕組みもつくつたところでもあります。

しかし、黄川田副大臣、残念ながら、私も頑張らせていただいてそういうソフト事業の仕組みをつくつたんですけれども、なかなか活用が団体あるいは県によつてばらばらといひますか、大変大きな差がある。自慢するわけじゃないですけれども、平成二十二年度、これは限度額といひのがありますから、限度額目いっぱい活用しているのが我が兵庫県でありました。九八%、要は認められる目いっぱい使つてさまざまな事業をやっている。黄川田副大臣の岩手県も余り高くない。全国で大体六割です。

こは、副大臣、なぜこうなのか、どういうふうな仕組みをもう一度考えなきゃならないのか、そういうことを我々も、もともと議員立法の法律ですから、立法府としても考えなきゃならないんですけれども、政府においてもぜひその辺を検討していただきたいと思ひますけれども、御答弁をお願いいたします。

○黄川田副大臣 お答えいたします。御案内のとおり、過疎債ソフト分でありますけれども、法の改正によりまして、医療の確保や地

域文化の振興、あるいはまた集落の整備等に幅広く活用できるということで、自治体も大変喜んでわけあります。平成二十二年度から、新たな対象事業といひますか、追加されたということあります。野党の谷委員さんを初め、実務責任者の皆さんには本当に多大な御協力をいただきました。

その上で、せっかくできたこの過疎債ソフト分でありますけれども、平成二十二年度は限度額総額の六百六十二億円に対して三百七十九億円、今年度、平成二十三年度の第一次分でありますけれども、総額七百二億円に対して三百九十九億円、こういうことになっております。活用割合は、全体として約六割ということであります。

岩手の部分もなかなか活用できないということもろもろありますけれども、確かにそのとおりであります。実は、新たに七つの市町村が過疎指定になつて、初めてのソフト事業ということ、なかなか何をやらなければならないところも間々あるかもしれません。しかしながら、従来から過疎対策にしっかりと取り組んできた今お話しした兵庫、石川、長崎、和歌山、島根県などは、一〇〇%近い活用をしております。

そのとおり、八〇%以上の都道府県が八団体、三〇%未満の都道府県も十団体ということ、本当にばらつきがあると思つております。

そこで、総務省として、この制度をどうやって生かしていくかというところを住民あるいは議会とも十分な議論をしていただきたいと思ひますし、そのために我々ももっと風通しをよくしていかなきゃいけないと思つております。

さらには、特徴的な事業といひますか先進的な事業といひますか、そういうものを積極的に情報公開して、そして、過疎債でもって地域が元氣になった、集落が活性化したという現実を他の自治体にも見てもらえればさらなる活用が深まると思ひますので、議員立法、全会一致の法律でありますので、皆様の御指導もよろしく願ひいたします。

以上であります。

○谷委員 時間が参りました。ありがとうございます。

○原口委員長 次に、橘慶一郎君。

○橘慶一郎委員 質問の機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。

万葉集でございますが、天気がいい歌じゃないのがちよつと申しわけなかつたんですけれども、私の出身の日本海側がちょうど今、太平洋側の天気がよくなりますとしくれてまいります。時雨にもみじが散る歌ということで、旧暦でありますので十月ということとお許しをいただきたいと思ひます。

万葉集巻八、一千五百九十番。

十月しぐれにあへる黄葉の吹かば散りなむ風のまにまに

それでは、一時間、どうかよろしく願ひいたします。(拍手)

三つの法案につきまして、それぞれについて一つ一つ願ひをしたいと思います。

交付税総額特例法、一兆六千六百三十五億円、大きな震災の被害にかんがみてこういう措置をいただくわけであります。特別交付税のこの考え方についてはことしの春も通常国会でいろいろな議論があつたわけですが、ある額、六%といひものを当面確保しながら、かつ交付時期も弾力化したということが、結果的にこういう事態には非常によかつたんじゃないかな、こんなふうに思つております。

そこで、今回、いろいろな議論の経過の中で、三次補正段階におきまして、二次補正までは復興復旧事業につきまして若干の地方負担といひることについて願ひをするという形であつたものを、やはり今回の事態の深刻さにかんがみまして、こですべてを国費で措置する、こういう形に切りかえていただいたということは、地方にとつては大きな前進であらうと思ひます。

ただ、二次補正まではそうではないスキームになつておりまして、地方債を発行して後から措置

するということであつたものですから、既に発行しているということが、ある、ないということも含めて、そういう場合においては、今度は全額措置するということになったわけですから、どういうふうに取り扱うのかということについてお答えをお願いいたします。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

先生御承知のとおり、今回、第三次補正予算では、東日本大震災に係る復旧復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して、震災復興特別交付税を一兆六千六百三十五億円増額確保することとしております。

この震災復興特別交付税は、平成二十二年度及び平成二十三年年度予備費の使用に伴い追加された災害救助費等に係る地方負担分、平成二十三年年度第一次、第二次補正予算に伴う地方負担分六千三百十三億円についても、さかのぼって対応することとしております。

これらの対象となる事業のうち、被災自治体が既に地方債を発行している分は四十三億円程度となつておりますが、当該地方負担分についても震災復興特別交付税で全額措置するということになつております。

○橘(慶)委員 起債というのは年度末にまとめてするということもありまして、まだ余り起債が進んでいなかったものですから、四十三億円程度であれば、それをまた措置していくというのはできると思いますので、よろしくこれはお願いしたいと思ひます。

続きまして、被災地域外の団体が被災地域への職員派遣など、そういう応援措置ということに要した費用につきまして、これは阪神・淡路で一度されていまして、今回の大震災、大きな支援があつたということにかんがみまして特別交付税措置をされてきたわけでありませうけれども、九月の交付まででどれくらいこれが交付されているかということとあわせて、今回の特別交付税においてはこれを想定されているのかどうかということについて確認をさせていただきます。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。まずは、被災地域に対しまして、近隣の地方団体を初め全国の地方公共団体から継続的に支援が行われておりまして、心から感謝を申し上げます。

被災地以外の地方団体から短期の職員派遣や物資の支援を行った場合の費用は、公務出張の経費等として派遣元団体が負担することになっておりますが、この費用については特別交付税措置を講ずることとしておりまして、四月八日に実施した平成二十三年年度特別交付税の第一回特例交付において五十九億円、九月二十日に実施した第二回特例交付において二十八億円を算定、交付したところでございます。

こうした被災地域の応援に要する経費については、今後も実績に応じて、第一次、第二次補正予算において増額された例年の特別交付税において措置することとしておりまして、今回の第三次補正予算で創設する震災復興特別交付税の積算には含まれていないところでございます。

○橘(慶)委員 ありがとうございます。

そうすると、年度末交付等に合せて残りが措置されていく、こういうことであります。

これは、やはり今まで防災協定なんかを結んだ関係で職員の方を出されたり、それから、これからだんだんどうしても中長期間の派遣ということに変わっていくということもありますので、こういった措置を続けていただくことは大変後押しになるものと思つております。

そこで、自治体からの職員派遣というのは、内容をだんだん変えながら、今申し上げたように、初めは短期的な突発的なことに對しても対応できるような形でいろいろな派遣があつたわけですが、ここからはやはり息長い復興事業等に向けて中長期間の派遣になっていく、このように思つておるわけでありませう。

そこで、自治体のお互いの応援のし合い、これは今回大変大きい実績を上げていると思うんです

が、これまでの派遣実績の把握されているところ、そして現状はどうなっているのか、震災八カ月ということと、ここで確認をさせていただきます。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

被災自治体に対する人的支援につきましては、災害時相互応援協定などによる自治体同士での人的支援のほか、全国知事会のシステムや、総務省が全国市長会、全国町村会の協力を得て構築したシステムなどによりまして、職員派遣が行われているところであります。

こうした取り組みにより、全国の地方自治体から被災自治体へ派遣された職員数は、十月一日までの間に約七万四千名に上つているところでございます。

○橘(慶)委員 これは、もちろん被災地域にとつても助かったということでありませうけれども、派遣をされた方々にしまして、災害対策上のいろいろな貴重な経験もできるといふことで、それをまた派遣元へ持ち帰つていただくということになれば、全国的にもそれだけ防災体制というものが高まつていくという効果もあるものと思つております。

また、今ほど災害時相互応援協定の話も出していただきましたが、こういったものに対して、今のところは啓発、あるいは言つてみれば奨励というような形で呼びかけのなつていっているわけですが、ぜひこういったものについて、可能であればさらに踏み込んだ支援もしていただければいいなと思つております。

そこで、今回、今は大体落ちついてきたわけですが、最初の段階では非常にそういうことのニーズが大きかつたものですから、派遣元、派遣先のニーズのマッチングというのはなかなか困難を極めた時期があつたわけでありませう。

それで、知事会も努力され、また総務省においても可能な限りつなぐということもされてきたわけですが、大分それは落ちついてはきていると思うんですが、現状、問題点があるのかどう

か、そしてまたどのように取り組まれているのか、ここで確認いたします。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

被災自治体においては、今後、先生御承知のとおり、多くの復興事業が進められていくものと認識をいたしておりますが、これらを担う職員のニーズが高まるのが予想されているところでありまして、引き続き、土木職、建築職、税務職等の専門的な職種の職員を中心とした中長期的な職員派遣の支援が必要と考えているところでございます。

総務省としては、引き続き、被災自治体から要望を伺いつつ、復興対策本部や各府省とも連携しながら、可能な限り被災市町村のニーズに合う形で必要な人的支援を行えるよう努めてまいりたいと考えております。

○橘(慶)委員 これは、引き続きお願いいたします。

そして、この交付税、今回の一兆六千億円、これは大変ありがたい措置であるわけですが、これも、これから年末に向けては、いよいよ地方財政計画というものを新年度予算の編成とあわせてまとめていくという時期になってまいります。

私は、いつも交付税の、もちろん額の、二十四年度は二十四年度の、また全国的な確保ということとは大変大事でありますけれども、これに関連して、交付税で足らざるところを担うといひますか、交付税の身がわりと言われて臨時的に発行され続けている臨時財政対策債、こういう起債があるわけでありませう。これは、後年度にまた交付税措置をするということになつて、言つてみれば、交付税と同じとみなしていいですよ、こういうことで続けてきているわけですが、この臨時という言葉もちょっと面映いような、経常的な状況にだんだんなりかかつてきている。非常に心配をしているわけでありませう。

発行残高でありますが、二十一年度末で二十五兆三千六百五十四億円、これは二十年度末の二十一兆五千七百四十六億円からおおよそ三兆八千億円

ふえたわけであります。二十二年度末は今ちょうど総務省さんの方で集計されているはずであります、二十二年度は発行額が非常に多くて、七兆円台の発行をしておりますから、償還が一兆数千億円ということを考えますと、いよいよ三十兆円の大台にも乗ってくるんじゃないか。二十三年度も、二十三年度は発行高は減ったわけですけども、それにしても、これも多分三十から三十五へと上っていくような状況にあるわけであります。

ちなみに、地方の債務残高、これは、地方がいろいろ、自分たちの事業で起債している、公営企業債で起債している、あるいは交付税特会で一般会計から借り入れている、こういうものを全部合わせたときに地方の債務残高というのは大体二百兆円ということで、しかも、かなり地方も単独事業を抑えているとか行財政改革をしたということもあって、ここ数年、大体二百兆円のところで実は踏みとどまっているということがあります。

その二百兆円の中で、臨時財政対策債の占めるウェイトがだんだん膨らんでいくことであります。それがもう一割は超えたわけですが、一五%、二〇%ということになってまいりますと、ちよと、国でいいますと、昔は建設公債と赤字公債というのがあって、赤字公債は小さかったんですが、だんだん赤字公債が大きくなって、今建設公債はほとんど、残高としては公共事業もそういうことからふえていないんですが、赤字公債の方がかりふえていく。地方債、今始まったわけですが、これを続けていくと、しまいにまるで臨時債ばかりが残高の大宗になっていくというふうなことになる、これは大変問題になるわけです。後から大変始末に困るということになるんじゃないかと思ひます。

そこで、最初にも申し上げたように、臨時というので始めたこの制度、そろそろ改革すべき段階、言ってみれば黄色信号がともっているんじゃないかと思うんですが、これは大臣の所見、御見解をお伺いいたします。

○川端国務大臣 先生御指摘のように、二十一年

度が多分二十五兆四千億円、平成二十二年で三十一・八兆円、平成二十三年で三十六・六兆円が見込まれているという、おっしゃいますように、将来の金利上昇のリスクということだけではなくて、構造的に、本当に臨時でこういうことをやっていっていいのかというのとは一番根源的な議論としてあります。

そして、平成十三年一・二兆円から始まったのが、二十三年で十年たてば三十兆円になっている。そして、おっしゃるよう、地方の債務残高は、トータル百八十兆円から二百一兆円になり、またちよと百九十兆円に減りということ、苦労されている。その中の占める比率はほとんどどどん上がる一方ということであります。これは、何か将来の地方交付税の先取りをしているということでありますので、構造的にはよくない状況であることは、私は認識としてはそのとおりだということに思ひます。

そういう中で、とはいえ、一番すっきりするのは地方交付税率を変えんということ、もつとスポット、そういうことでない部分でということでありますが、国の財政状況も含めると、そう簡単なお話ではないというのが現実にあるというふう

に思っております。そういう意味では、交付税率の変更で安定的にちゃんと本来の部分が来るというのが一番いいんですけれども、そういう方向をしつかり持つ中で、やはり一番のベースとして、国の財政も含めたいわゆるプライマリバランスがとれる、財政の健全化ということとセットの話でありますので、そういう意味で、歳入歳出にわたる改革と同時に、この両方ともに、やはり根源的な部分としてしっかりと、相当強い意識と意思を持ってやらないといけない問題だというふうには思っております。

○橋本委員 ありがとうございました。

そして、二十二年、二十三年の見通しも、ちよとこちらも当てずっぽうで言ったんですが、大体そういうことで間違いがないということ

でよかつたというよりも、だけれども、ちよとこれじゃ困つたなという感じもいたします。

実はこれは、今大臣がお話しになったことも含めて、幾つかの問題が生じてくるわけです。一つは、今大臣がおっしゃったように、後年度の交付税の算定をする際の基準財政需要額が結局先食いした分だけ膨らんでいくことでもあります。結局、償還の分だけ基準財政需要額がふえるということ、これは、後年度の地方財政計画をつくる際に非常にいびつになっていく、交付税も、ある意味で、そのとき必要な以上に交付税を措置しなきゃいけないという問題があるわけであります。

もう一つ、これは別の機会にまたもう少し深めて質問もさせていただくつもりでいるんですが、例の夕張市の問題等がありまして、地方団体のいわゆる財政指標、四指標ということで、それとちゃんと地方財政をコントロールしなさいということ、これを法で義務づけて、そういう数値も公表されているわけですが、この臨時財政対策債は、今ほどこからお話しているように、交付税の見合いであるということからして、この四指標をはじくとき、例えば実質公債費率とかああいうところに臨時債を入れていないということがあります。

だから、住民に対して、こんな数字で、首長さんはんはみんな安心ですよと言っていますけれども、一面、これは首長さんにする、発行させられているという、本当はお金でもらうはずのものを、発行しておいていいよと言われて、ある意味で国の保証つきで発行している。しかし、本当の意味での財政というのは、その分、もし臨時債を入れた場合の実質公債費率とかそういう財政健全化指標を出してくると、多分ちよと違った数字が出てくる。その乖離は、今大臣がおっしゃったとおり、残高がふえればふえるほど乖離が大きくなっていくわけであります。そうすると、住民の目で見たときの本当に大丈夫ですかということに對して、なかなかお答えしづらくなる。国が何とかしてくれるのでというの、ちよとどうなのかなという心配をしております。

またいづれの機会に、そういう二つの指標の比較もさせていただきながら、問題をもう少し深めてみたい。結局、住民一人当たりの起債残高なんかもその分、努力されている割にはふえている、こういう現象も実際あるものですから、よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、二十四年度の概算要求の段階の問題なんです、今のところ、これは地方財政のいろいろな見通しを立てられながら、六・六兆円という数字で一応仮置きをされて、そして、あとは事項要求というような形で要求をされているわけであり

ます。今、プライマリバランスというお話もありまして、望むらくは、プライマリバランスどころか残高がふえない水準ということであれば、返す分だけの、借りかえの発行にとどめてもらいたいという気はいたします。それは、二十三年度だと一・四兆円まで落ちちゃうわけですけども、これはなかなか、今、六・六兆円と一・四兆円ではかなり差がある話であります。しかし、少なくとも、二十三年度の発行額が六・一六兆円であつたわけですから、これを何とか下回らせていくというくらいはやはり努力をいただきたい、こういう思いも、きょうはたまたま質問の都合で財務大臣政務官もいらつしやつていらっしゃるわけですが、その横で、ぜひ頑張りますよということも総務委員会としては言っていたきたいな、こんな感じもいたしますが、大臣、いかがでしょうか。

○川端国務大臣 おっしゃるよう、この臨時財政対策債、二十三年度は、地方税の増収それから地方交付税の増額で一般財源総額を確保する中で、相当いろいろ努力をしていただいて、前年度比一・五兆円の減額で六・一六兆円にいたしました。

先生御指摘のように、現段階では、機械的な仮試算ということでは一応六・六兆円という数字が出ておりますけれども、正直申し上げて、大変景気が悪い、それから震災ということの財政需要も非常に多くあるという中で、なお欧州の危機を含

めて景気が下振れするのではないかというふうな状況ということで、環境的には決まっていることではありません。いわゆる交付税総額の確保というものには最大限の努力を私としてはしたい、そして臨時財政対策債はできる限り抑えたい、この基本方針のもとに、財政当局ともしっかりと折衝してまいりたいというふうに思っております。

○橋(慶)委員 年末までよろしくお願いしたいと思うわけであります。

それと、社会保障と税の一体改革ということも今お考えになっているわけですから、こういったものとも今のはすべて絡んでまいりますので、国と地方の協議ということも含めて、ぜひまたよろしくお願いをしたいと思っております。

続きまして、地方税の臨時特例法、住民税の増税ということに修正案からすればなっていくわけでありますが、このことについて、これの見合いの事業ということも含めて、幾つかの点についてお伺いをしたいと思います。

今回の措置によります地方税の増税でありますけれども、国税とともに、震災復興の財政負担を手当てしようということでもあります。それは理解するわけですが、いわゆる当て込みといいますが、その増税によって賄う経費というもののか、考え方についてはそれぞれ違っている、このように理解をしておるわけであります。

そして、地方税の増税については、先ほど少し谷委員からお話はあつて、やりとりもあつたわけですが、具体的にどのような経費をこの増税で賄おうとしているのか、まず最初に確認をさせていただきます。

○川端国務大臣 先ほどから議論もされましたけれども、全国の地方自治体で行われることが予定されている防災ということが一番基本的な考え方でありまして、種類としては、大きく言えば、いわゆる補助・直轄事業とそれから単独事業というふうに分かれると思っております。

補助・直轄事業でいいますと、住民の避難に関する取り組みも含めて、公立学校の施設の耐震化

あるいは医療施設の耐震化というふうないわゆる耐震化、それから道路の防災・震災対策、道路を強くする、あるいは消防関係でいいますと、救急無線のデジタル化あるいは通信基盤の緊急整備、それからいわゆる下水道、農業水利、あるいは河川津波ということでは堤防、水門等、いろいろな議論があります。こういう部分がいわゆる補助・直轄であります。

単独事業としては、住民の避難に関する取り組みということで、防災拠点施設あるいは拠点避難地、避難タワー、避難路、Jアラート、地域防災計画上の避難所の耐震化等々、それから災害に強い町づくりに対する取り組み等々、これは、それぞれの地域の自治体で特色に合わせてみずからの判断でやっていただく事業だというふうに思っております。

○橋(慶)委員 そんな意味では、今ほど言われたハード、ソフトも、ハードが中心でもソフトも入るようなお話でありますので、地方単独事業等で、先ほどちょっと話題にしました災害時相互応援協定なんかも入れてもらおうと私はいいんじゃないかなと。これは提案であります。

今ほどお話があつたような事業、全国的には、国の事業として一・三兆円規模、地方単独では三千五百億円ぐらいということでありましてけれども、その中で、これに当て込む財源は、いわゆる国が行う事業の裏、地方負担分と、それから地方の単独事業の負担分ということ、合わせて八千億円程度ということについて、今回増税で措置をしていく、増収を図る、このように伺っているわけでありまして。

そこで、国の方の一兆三千億円ありますが、三次補正の全国防災対策費では五千七百五十二億円というのが計上されているわけでありまして。一つは、この全国防災対策費の中には、国の施設の対策、例えば海上保安庁の対策とか、そういう地方の負担がないものも入っておりますし、地方でそれぞれ各省が実施する事業もあるわけでありまして。そこで、この後、この五千七百五十二億円と

いう全国防災対策費、それすべてが一兆三千億円の内訳にならないわけですが、これが二十四年から二十七年まで、あと残った四年間においてどの程度の事業規模で推移させていく、この辺、どのようにお考えになっているのかを確認させていただきたいと思っております。

○川端国務大臣 これは、いわゆる全国的な防災対策事業費の地方負担分ということで〇・八兆円程度ということをお願いしているわけですが、直轄・補助事業の地方負担分として四千五百億円程度、地方単独事業として三千五百億円程度で、少なくとも〇・八兆円程度というふうに見込んでいるところであります。

先ほどもお触れになりましたけれども、これを国費を含めた事業で見ただけでは、直轄・補助事業では少なくとも一・三兆円程度を見込んでいます。御指摘の国費五千七百五十二億円を含む三次補正予算の事業規模が八千七百九十二億円でありまして、引きますと、二十四年から二十七年までにおいては少なくとも四千億円程度というふうに想定をしております。

○橋(慶)委員 ちょっとそこは、私が思うのは、四千億円程度と言われましたが、五千七百億の中に、最初に申し上げたように、海上保安庁の船を直すとか、多少地方とは関係のないものも全国防災という中に入っているはずでありまして、これは、きょうは程度というお話ですから、また精査をいただいて、地方でもらうものはしっかり要求していただいて、地方でもらうもの、こういう気持ちはあります。

今度、ちょっと内訳の方に入っていくわけですが、今回の全国防災対策費の内訳を見ますと、学校施設の耐震化・防災機能強化二千五百一億円、一般公共事業関係費二千四百九十三億円、警察・消防関係費三百九十九億円、医療施設等防災対策費二百四十五億円等々となっているわけでありましてけれども、この辺の事業の種目の組み方、もちろん必要性、それから、これらの事業の中には当然全国防災ではなくて通常の費目の中でやっていくも

のもあるわけでありまして、この辺、大体こういう内訳でこのまま進めていくつもりなのか、あるいは少し変えていくつもりなのか。もちろん来年度以降の話ではありますが、どのように今現状でお考えになっているのか。これは吉田財務大臣政務官にお伺いいたします。

○吉田大臣政務官 全国防災対策費の二十四年度以降の予算計上についてのおたしだと思っております。

これは、まずは各省から、全国防災事業なのか通常の防災事業なのか、要求が出されて、それを踏まえて対応するわけですが、先ほど申し上げましたけれども、三つの要件というのがございまして。繰り返になりますが、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性があるというのが全国防災事業の要件です。で、これに当てはまるかどうかをまず精査させていただきます。そして、今大臣おっしゃったように、一・三兆円の五年間の枠のうち、今回大体〇・九ぐらい使うわけですから、残りの四千億という枠の金額もよく考慮しながら精査させて計上していく。今この時点でどの種目というものは申し上げられませんが、そういうふうにしたしたいと思います。

○橋(慶)委員 この問題点は、国税見合いであり地方税も何らかの増税をということであつたと思ふんですが、ただ、地方税の場合は、それぞれの地域でそれぞれの住民が、普通ならその地域で起こることに対して御負担をしていく、こういうことになるかと思ふます。そこで、全国防災というふうな形の事業で、その地域でお支払いになつたものはその地域の安全対策のためにということではあるんですが、当然、この事業の今おっしゃった三要件というのは別に地域配分の要件ではありませんから、一対一対応となかなかならないというところに少し問題といえますか、どういうふうに説明していくか、その中で、学校耐震化というふうな事業、これ

は後からもう少し質問いたしますが、こういう事業は目に見えて、住民の方が、ああ、うちの小学校がよくなった、中学校がよくなったとわかりやすいんですよ。ただ、そこが今大宗を占めている、かなり大きなウェイトを占めているわけですが、これからどうなるか、ちよつとそれは今後の予算の編成の中でわからない、そういうことになってきますと、どうも住民にすると、今回の修正案でいけば年間千円の御負担ということですが、それがだんだん見えにくくなっていくのではないかな、こういう心配をするわけです。

そこで、その話を聞く前に、一般公共事業関係費というのが二千四百九十三億円あるわけですが、きょうの予算成立を受けて、既に地方整備局等ではかなり配分も発表しているやに聞いておりますけれども、この辺、どのような地方配分の考え方をもちになっているのか、吉田政務官にもう一つ伺いたいします。

○吉田大臣政務官 一般公共事業関係費の地方配分のおたしでございしますが、基本法である復興基本法の第二条がベースになりますけれども、先ほど申し上げた復興基本方針の三要件を踏まえて配分を精査していくわけでございます。

地方にどうやって配分するかということにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、各省からいろいろ要求をいただいて、その上で考えたいと思います。

○橋慶委員 財務省さんに聞けばそういうお話にならざるを得ないのかなと思ひまして、各省から全部聞いていても、なかなか時間がたつということもあつたわけです。ただ、当然、各省は各省で、例えば道路であれば橋梁を直すとかトンネルを補強するとか、そういうふうな箇所を探していくとなれば、それはある意味で地方にシェアで配分していくということとはちよつと多分違うわけになります。

それと、実は学校耐震化ということについては、一般会計でも、一般の費目としてもやっていくわけですから、これからどうするかわからないというところも含めて、そうすると、全国防災対策費の配分は、個々の自治体の増収額と対応するということにはなかなかならないものではないか、そういう性質のものじゃないかと思うんですが、その場合、千円の増収ということについてどのよう

に住民と各自治体に向き合つてもらうのかということについてのお考えを、これは福田政務官の方からお願いいたします。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

復旧復興対策規模十九兆円のうち、全国の地方団体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業の地方負担分〇・八兆円程度については、財源を国に依存するのではなく、地方税において臨時的な税制上の措置を講ずること、地方団体みずから財源を確保することといたしております。

この地方税の臨時的な税制上の措置により、所要の財源を総額としては確保しておりますが、各地方団体ごとの地方負担額と増収額との調整や事業実施時期と地方税の増収時期との調整を行う必要があるところでございます。

そこで、事業実施に際しては、まずは地方債により財源を賄うこととして、その元利償還金について、直轄・補助事業がその八〇％、地方単独事業がその七〇％を普通交付税の算定において措置することにより、地方交付税の仕組みの中で、全体として財政調整をするということにいたしております。

○橋慶委員 余り福田政務官に更問いはしたくはないんですけれども、今おっしゃったことは、まさに国とオール地方ではそれで成り立つということは私も理解するんです、交付税の世界で最後は調整されると。

ただ、例えば、栃木県なら栃木県でこれだけの税収があつたけれども、それで全部その事業にはならないわけですから、その部分というのは、それは自治体自治体で説明すればいいじゃないかと言われるかもしれませんが、一応、言つ

てみれば総務省さんが取りまとめ役ですから、別に技術的助言とは申しませんが、そこはどんな考え方をもちになつていくのか。それとも、総務省さんとすれば、なるべくそういうのは、栃木県なら栃木県で上がつた税収分はちゃんと事業をさせろということをお隣の吉田政務官にお話をされたいということなのか。いや、そうじゃなくて、それはそうではないんだということなのか。その辺、もう一つ踏み込んでお願いいたします。

○福田大臣政務官 お答えを申し上げます。

非常に説明が難しいかと基本的には思っております。

先ほど申し上げましたように、直轄・補助事業の地方負担分それから地方単独事業についてはそれぞれ地方債の充当率を一〇〇％にいたしました、交付税措置を、直轄・補助事業については八〇％、単独事業七〇％ということ、平均すると交付税措置率が七五％ぐらいになるかな、こういうふうにご考慮しておりますが、収入の方では、一応、基準財政収入額には七五％を算定するということになっておりますので、ここで国全体としてはイコールになるということになるかと思ひますが、二五％分については、それぞれその自治体

が、余分にあれば、自由に、どちらにでも使うことができるようになるということになるかと思っております。

非常に難しい、厳しい、苦しい説明でございしますが、そうしたことでつじつまを合わせるといいますか、表裏を合わせるといいますか、そういうことだと御理解をいただければというふうに思っております。

○橋慶委員 おつしやるように、一面、自治体にとつては二五％ということではないことな

んですが、それは自治体にとつていいことであつて、住民と自治体との関係においてはまた違うということでもあります。

これは、福田政務官に僕は余り更々はやりたくないものから、大臣、今すぐとは言いませんが、もし後で何か御感想があれば。要するに、申し上げたいのは、もう少し住民と自治体という関係といひますか納税者と地方団体でどうかということ、もし後で大臣のお考えがあればお答えいただければと。少しお時間をお渡ししますので、お願いをしながら、学校施設耐震化のところをちよつと二つ聞かせていただきます。

これは全体として、吉田政務官も来ていただいておりますが、財政という意味ではこれから非常に難しい問題をはらんでいるということを思っている、あえて城井政務官の方へ、来ていただいておりますが、二問お願いしたいと思ひます。

学校施設耐震化、今回の大震災の経験にかんがみまして、地域の防災拠点としての位置づけからの整備を求められるということで、少し事業の内容的にも拡充をされたということも伺っております。大変大事な、地域からも要望の強い、そして学校というのが防災拠点にもなるということも含めてのこれから耐震化の最後の追い込みじゃないかと思ひますけれども、まずは、基本的に国としてどのようにお考えになつていくのか、文部科学省のお考えをお伺いいたします。

○城井大臣政務官 お答えを申し上げます。

委員御指摘のとおり、東日本大震災におきましても多くの学校施設が応急避難場所としての役割を果たしたことから、安全性の確保とともに、防災機能の強化が極めて重要だということを私どもとしても強く認識をいたしております。

文部科学省におきましても、地域の実情に応じた防災機能強化の向上について、地方公共団体に對してこれまで要請をしまし、改めて周知を図つたところでございます。

今後とも、地方公共団体の要望を踏まへつつ、必要な支援を図り、耐震化の推進とともに防災機能の強化を進めてまいりたいというふうに思っております。

○橋慶委員 ありがとうございます。

て、ちよつとかいた質問が四つほど続きますが、簡潔にお答えいただければと思います。

改正後の法第二十條の九の第三項ということ、更正の請求をしようとする方々に対して更正で、更正書の提出を法文で義務づけたわけでありま

す。まず、その趣旨をお伺いいたします。

○岡崎政府参考人 更正の請求書の提出でござい
ますが、実は、これまでも省令に根拠がありまし
て、提出をいただいております。今回の改正
で、その提出の根拠を省令から法律に規定し直し
たということでございます。ですから、実際の手
続は特段変わっておりません。

省令から法律にいわば格上げした理由でござい
ますが、今回、納税者の救済の観点から、納税者
側から更正の請求を行うことができる期間を一年
から五年に延長いたしました。それに伴いまし
て、課税の適正化の観点から、故意に内容虚偽の
更正請求書を提出した場合には罰則をかけるとい
う規定を設けましたので、その罰則規定の根拠と
なります行為を法律に規定する必要があったとい
うことでございます。

○橋(慶)委員 このあたりは、明文化をしてい
く、そのことで罰則の根拠にもするというもので
ありまして、多分、次も似たような要素があるの
かと思いますが、改正後の法第二十六条等におき
まして、自治体の徴税吏員の質問検査権というこ
とで、物件、あるいは写しを含めてですけれど
も、提示、提出を求め、これを留置することがで
きるということを明記されたわけであります。

その趣旨、及び留置する際の「政令で定めると
ころにより」というその条件について、確認をさ
せてください。

○岡崎政府参考人 徴税吏員が行う質問検査の際
に、帳簿書類その他の物件の提示それから提出の
求めについても、現行も実は、納税者の了解の上
で、実務上行われているところでございます。た
だ、今回、国税通則法の改正にあわせまして、地
方税法に規定を設けて、法令上明確化することに
したものでございます。提出を受けることになり
ますと、これに伴いまして、提出された物件の預
かりとか返還の手続の規定も設けることになった
ということでございます。

預かり、返還等に係る手続として政令で定める
事項といたしましては、物件の名称その他を記載

した書面、いわゆる預かり証的な書面を交付する
ということや、預かりの必要がなくなったときに
は遅滞なく返還しなければならないといったこと
を定める予定でございます。

○橋(慶)委員 ありがとうございます。

もう一つ、細かいですが、改正前の法第五十三
条第二十九項、これを削除されたことによりまし
て、道府県民税の利子割額を道府県民法人税割額
から控除するということにつきまして、当該法人
税割額に係る申告書または更正請求書に控除額等
を記載した書類の添付がなければ適用しないと
何か要件を厳しくされたように見えるわけです
けれども、この趣旨を、技術的にはこれで最後の
質問ですが、お伺いいたします。

○岡崎政府参考人 御指摘の、法人税割額から道
府県民税利子割額を控除するという関係の規定で
ありますが、現在の法律では、当初申告を行うと
きに、控除に関する記載、書類の添付をするとい
うことが適用の条件になっております。

御指摘の、削除しました法第五十三条第二十九
項につきましては、これらの記載や添付がやむを
得ない理由により行われていないというときに適
用を認めるという救済規定でございます。

今回の納税環境の整備で、当初申告するときで
なくても、後から更正請求を行ってこれらの書類
を添付すれば、事後的に利子割額の控除の適用を
認めるというふうに権利を拡大しました。

したがいまして、利子割額の控除の適用を申告
時に忘れても、別の機会に救済されますので、規
定の必要がなくなったということで削除するもの
でございます。この一連の改正によりまして、納
税者が利子割額の控除の適用を受ける機会は、む
しろ現行よりも広がるということでございます。

○橋(慶)委員 三点確認させていただきました。

今回の税制改正、修正しているところとちよつと数字
は動くんですが、地方法人特別譲与税が、この税
制改正によって法人税が動くことによって、ここ
の増収見込みが出てくるわけでありまして、ここ

この地方法人特別譲与税につきましては、いわ
ゆる団体間調整をしようということで平成二十年
度に導入されたわけで、当初二・六兆円ぐらいの
金額で、言ってみれば富裕な団体とそうじゃない
団体の間の調整をするはずであったわけですが、
でも、二十三年度段階では一兆六千億円にとど
まっている。これは、景気の落ち込みで全体の税
収が落ち込んでいっているせいでもあります。これが今
回の税制改正によりましてどういうふうになるの
か、確認をさせていただきます。

○川端国務大臣 御指摘のように、これは、平成
二十年度にスタートしたときの想定としては二兆
六千億円ぐらいということでありましたが、二十
三年度では、地財計画で一兆五千六百四十一億円
と見込んでいっているところでございますが、今回
は、法人実効税率の引き下げということで、法人
住民税が減収となります。一方で、課税ベースの
拡大等により、法人事業税と地方法人特別譲与税
は増収となりますので、今御指摘の地方法人特別
譲与税は、平年度で八百四十九億円の増収が生じ
る見込みというふうに考えられております。

一般的に、是正効果というのは税収が多ければ
多いほど当然発揮されるという意味では、偏在是
正の効果はそれなりに出るというふうに考えて
おります。

○橋(慶)委員 この法人税収の偏在の問題は、今
は景気が悪くなったから余り出ていませんけれど
も、基本的には、制度的にはまだ問題があるわけ
でありまして、また地方税全体をこれから見直し
ていく中では、この是正ということについては、
要はいい意味での平等ということをお願いしたい
な、このように思うわけであります。

残った時間で、eLTA Xのお話について聞か
せていただきたいと思います。

私も実際に自治体におりまして、このeLTA
X、いわゆる地方税の電子化、あるいは国税との
連携というのは非常に効果があった、そして今も
進んでいる取り組みだと思っております。そうい
う観点から、現状と、これからお考えになつてい

るところを残った時間で少しお伺いしたいわけ
です。

まず、平成二十三年一月段階で一千七百余の全
自治体にeLTA Xが接続しております。電子申
告受付サービス対応団体も、全都道府県そして一
千六十一市区町村にこの二十三年四月になつてい
るわけであります。

ただ、一千六十一と一千七百余ということでは、
六百ぐらい、六百余の団体がまだ電子申告受け付
けをしていない。これはどこでもあまねくできる
ようになった方がいいと思うんですが、必ずしも
規模の小さい団体がおくれているということでは
なくて、地域的には偏りもあるようにも思いま
す。

普及の現状、これからの見込みについて、自治
税務局長にお伺いいたします。

○岡崎政府参考人 eLTA Xの現状と見通しで
ございますけれども、御指摘のように、既に全団
体が接続しておりますが、申告受付サービス開始
につきましては、ことしの末、来月末までに新た
に二百近くの団体が電子申告受付サービスを開始
することになっておりまして、平成二十四年一
月時点では、全体の約七割に当たります二千四百
六市区町村が対応と見込んでおります。

さらに、本年九月に総務省で実施しました調査
において、平成二十四年度中に導入すると回答し
ている団体を加えますと、平成二十四年度末には
千四百四十九市区町村、全体の八三・二%でござ
います。人口カバー率でいいますと、九三・五%
という数字に達する見通しでございます。

それから、全国的な普及に伴いまして、地域間
の取り組みにばらつきが出ていっていることも顕
在化してきておりまして、平成二十四年一
月時点で、県内すべての市町村でサービスを実施してい
るところが十七府県でございます一方で、対応する
市町村が五割に満たないところが八道県ございま
す。

以上でございます。

○橋(慶)委員 このように、全国的には偏りがあ

りまして、その後、やりますと言われた自治体があるのかもしれませんが、せんだって総務省さんからお伺いしたところでは、二十四年度末までの対応の予定がちよつとまだ決まらないところろが、人口二十万人以上の団体で五つ、十万人以上の団体で十八、五十万人以上の団体で二十一あるということでもあります。

こうなると、財政事情だけではない部分もあるわけ、なるべくなら、今ほど言われたとおり、もう九割以上の国民が電子申告の対応になっているわけですから、それはあまねく広げていくことが大事だと思ふんですが、そういう大きな団体でどういふ事情があるのか、また国として全体に普及させていくための取り組み方針、これは福田政務官にお伺いいたします。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

平成二十四年度中の電子申告受付サービスの導入予定については、約三百団体が調査時点では予定なしとの回答であり、その中には、御指摘のとおり、人口規模の大きな都市も含まれております。

その理由を尋ねたところ、企業などの利用ニーズを見きわめたい、税務システム全体の改修、更新とあわせて行いたい等とのことであり、多くの団体が来年度予算編成の過程でさらに検討する見込みでございます。

納税者の利便性向上、税務事務の効率化のためには、より多くの市町村において、特に企業、人口の集中する都市では早期に電子申告に対応することが求められております。総務省としても、引き続き所要の交付税措置を講じるとともに、未導入市町村の理解が進むよう、今後とも働きかけてまいりたいと考えております。

○橘(慶)委員 企業ニーズの把握云々と言われても、九割方はみんなやっているということで、それは当然ある話でありまして、ぜひお願いしたい。

というのは、その次の国税連携というこの効果も非常に大きいものですから、国税連携という

ことも含めて考えると、なおeLTAxというのはいいと思うんですけども、所得税の確定申告書のデータを税務署から直接データ送信して各自自治体で受け取ることができるように、平成二十三年一月からなつたわけであります。そのことによって、例えばデータの二度打ちであるとか、こういうことがなくなつていくことになるわけでありまして、改めて、この国税連携の効果、それから今後の課題について、福田政務官の方からお伺いいたします。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

国税連携の開始前は、市町村の職員が各税務署に出向いて、個人住民税の課税に必要な所得税確定申告書の写しを入手し、パンチ入力を行つていたところでございますが、国税連携の開始により、所得税確定申告データが電子的に提供されておき、市町村にとつて、事務の大幅な効率化や課税誤りの減少など、大きな効果が上がつております。

一方で、これまでの書面を前提とした作業工程の見直しが必要のため、パンチ入力を併用するなど、国税連携を生かした事務の効率化ができず、初年度には思ふような効果が上がらなかつた市町村もあると聞いております。

総務省としても、先進的な市町村の取り組み事例を紹介するとともに、国税庁などと連携して、運用面の改善に取り組みなど、所期の目的を達成できるように努めてまいりたいと思つております。

○橘(慶)委員 今ほどありましたその二度打ちみたいな問題は、当然必要がないわけ、そういうのは理解をいただきたいながら、やはり事務が効率化する、課税の誤りがなくなる、それから法人側からすれば、例えば源泉徴収なんかのときのデータも、データとして一括で出せばそれで済む、あちこち出さなくてもよくなると、非常にメリットがあるわけでありまして。あわせて、そういう意味では、最後に質問する番号制度ということも、今いろいろお考えの中で、そういったもののプラットホームにもなつていけるものだと私は思ふわけ

あります。

ぜひ、こういったeLTAxあるいはそういう思想で地方の自治体の課税事務というものをより効率化していただきたい、そして安定的なものにしていただきたいと思ふんですが、二十四年度から取り組み予定の自動車税の納税確認の電子化の内容、これは予算要求にも絡むことでありまして、納税者のメリットについてお伺いいたします。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

現在は、御承知のとおり、継続車検時に自動車税の滞納がないことを確認するため、自動車ユーザーに納税証明書の提示を求めています。納税確認の電子化は、ユーザーの手を介さず行政庁間、車検を行う運輸支局と課税庁である四十七都道府県との間で直接、電子的に情報をやりとりしようというものであります。

これにより、納税証明書の保管、提示や、紛失した場合の再発行申請が不要となるなど自動車ユーザーの負担が軽減されるだけでなく、証明書再発行、全国で年間七百万枚を超えますけれども、そうしたことに係る都道府県の事務負担も軽減されるものと期待をいたしております。

国土交通省が二十四年度から二カ年かけて運輸支局側のシステム改修に取り組みのにあわせて、都道府県側のシステム構築の取り組みが着実に進むよう、総務省としても支援してまいりたいと考えております。

○橘(慶)委員 ぜひよろしく願ひいたします。

何とか最後までたどり着きまして、番号制度でありますけれども、これからいろいろ検討されるということでありまして、今申し上げたように、eLTAxということが、最終的に共通番号というところになった場合に、そのメリットがより上がりやすい、よりスムーズに入っていくやすいと思ふんです。

そういう意味で、総務省さん、ぜひこれを財務省さんと連携されながら、あるいは場合によつて

は厚生労働省も絡むのかもしれませんが、進めていただきたいと思ふんですが、最後に、大臣から今後の発展方向の考え方を伺ひたいいたします。

○川端国務大臣 今検討されております番号制度は、番号をキーとして、社会保障情報、納税情報等々、いわゆる添付資料がないとか正確であるとか、今のeLTAxの効果は幅広く、当然、個人情報保護のセキュリティは最大限の配慮でありますけれども、という効果をもたらす、大変大きな進歩をもたらすものだと思ふに承知をしております。

そういう中で、まずは、基本的に電子化がしっかりとされていないといけないという大前提がございます。そういう体制を含めて、電子化とデータのいろいろな処理の体制がしっかりとできているというのは大前提であります。この部分では、eLTAxは既に人口でいえば九三%、もう少しで一〇〇%ということまで来ているという部分では、こういう部分を有効に活用することがぜひとも必要であると思ふに思っております。

これからの番号制度の議論においても、我々も、こういう特徴を生かすようなシステムができるように、これからも取り組んでまいりたいと思ふに思っております。

○橘(慶)委員 どうもありがとうございます。

○原口委員長 次に、坂本哲志君。

○坂本委員 自由民主党の坂本哲志でございます。

まず、震災復興特別交付税について伺ひをいたします。

私たち自民党では、震災の復旧復興のためのチームをつくりまして、自治体に対してどういう支援スキームをするのかというようなことを震災直後から検討しました。そして、各首長さんたちあるいは被災地の議員の方々とお話をしながら、我々のスキームというものをより上げました。

その中で特に要望が多かつたのは、国が責任を持って、とにかく財源の保障、そして震災の復旧

復興のための方向性を示してはいい、国の責任というのがまず第一である。二番目は、やはりスピードである、とにかくスピードが大事であるということ。そして三番目は、自治体の裁量性、国が責任を持ちながらも、自治体の裁量権を持った財源が欲しい、予算が欲しいというようなことであります。

それを考慮しながら自民党としてつくり上げた東日本大震災の復興の財政支援のスキームというのが、このお配りしました資料のとおりでございます。

まず、この前提として、先ほど言いました、国の直轄事業や国の責任感あるいは国の財源、これをしっかりと明示することというのが大前提であります。その上で、一階建て、二階建て、三階建てというようなイメージをつくりまして、地方交付税で一定の増額をして、そしてその中で震災の復興復興に当たっていただくということを考えました。そして、二階建て部分が復興特別交付税という、今回の震災復興特別交付税と同じようなものでありますけれども、これをやはり早急に各自治体に交付するというようなことを考えました。そして、三階建てに、各市町村向けに災害臨時交付金五千億を積むということかどうかというようなことをやりました。

この三階の部分というのは、各市町村長さんから、とにかく、各市や町、自治体で考えて早急に手を打たなければならぬものがいっぱい出てくる、それを一々国の方に報告する、あるいは交付税措置まで待つ、特交措置まで待つということになると非常にそこにロスが出てくる。だから、市町村長あるいは議会の裁量として使えるような交付金が欲しいということでありました。

民主党が考えておられますところのいわゆる一括交付金と同じようなものであります。一括交付金の場合には、その積算基礎というのが非常に難しくなりますけれども、この災害臨時交付金の場合には、積算基礎というのは、それは災害の被害に応じていろいろな形で積算できるわけですので、

これは可能であるというようなことを私たちの方で考えました。

そして、この災害臨時交付金につきましては、参議院先議ということでの法案を出させていただきます。全野党の賛成によりまして可決をいたしました。現在、この総務委員会に付託をされているところでございます。ですから、この災害臨時交付金の制度あるいは趣旨、これはぜひ委員の皆様方にもあるいは大臣にも御理解をいただきたいというふうに思います。

そして、なおかつ、それでもやはりいろいろなところで足りない部分も出てくるだろう、自治体としていろいろな形で補強しなければならぬものも出てくるであろうというようなことで、さまざまな基金というものを県に設けようではないかと。そして、県のさまざまな基金を取り崩し型三千億ということにして、市町村自治体と県の方で連携を組みながら、足りない部分、あるいは県の方がさまざまな形で主導権を持つて進める部分、そういうものについてはこのさまざまな基金を使って、効率的、効果的な復旧をやっていく、あるいは復興に導いていくというものが自民党の考え方であります。この中に、財源の責任性確保、迅速性、あるいは裁量性、そして自治体同士の互換性、こういったものを考えてこのスキームというものをつくり上げました。これは、ぜひこれからも尊重をしていただきたいというふうに思います。

それで、今回の震災復興特別交付税でありますけれども、この交付税そのものは私は評価をいたします。そこに図でかいてありますとおり、復興交付金というのが一兆五千六百億、交付金として予算化されておりますけれども、今後、復興交付金の、地方負担分に充てられるということでありまして、地方負担分がなくなる、このことについては非常にやはり地方としてはありがたいと思いますし、それが一次、二次補正分についても同様の措置がとられるということで、これは地方にとって非常にありがたいことであるというふうに思いますが、それ以外にどういうものに使われ

るのか、交付税として範囲がどこまでなのかというのがもう一つはつきりしないところがあります。

先ほど言われましたように、支援をした自治体、支援元の自治体に対しては、今回のこの震災復興特別交付税には入っていないということでありますけれども、それでは、避難民を受け入れてる方々に対して受け入れ自治体が多量な形で財政支出をしている、そういうところに対してはどうであるのか。あるいは、瓦れきの受け入れ自治体、こういったところに対してはどういう交付措置になるのか。それから、それ以外の、財特法以外の被災地、あるいは東日本大震災の財特法以外のさまざまな地域に対しても、自治体に対しても、この交付税というのが交付されていくのか。その辺の輪郭というのが交付されていくの、いただきたいというふうに思いますけれども、大臣、いかがですか。

〔委員長退席、内山委員長代理着席〕

○川端国務大臣　まず、御党が中心となつて、参議院で通過をし、今送られているスキームの御説明がございました。一刻も早く、できるだけ早く細かく、そして安心が与えられるように、復旧復興が加速するようにという思いでおつくりになったことには改めて敬意を表したいと思ひますし、その思いは我々も共通でございます。その部分で、そういう思いを受け継ぐ中で、何とかよりよいものとしてやるということで今回考えたということは御理解をいただいていると思ひますが、よろしく御願い申し上げたいと思ひます。

そういう中で、当該団体がいろいろ考えてやっていたということでは当然のことであり、それをお手伝いするのですが、いろいろな部分で、人的な応援をしていただいたり、被災民を受け入れていただいたり、あるいは瓦れきであります、他自治体で受け入れて処理をしていただく等々、いろいろな費用が全国の自治体に発生することは当然ながら想定をされております。

そういう部分で、応援して人を出したときの費

用等々は、当然のことながら、違う自治体で避難民を受け入れていただくときに、もともとこの住民に対する行政サービス等を肩がわりしていただくための仕組みと財政措置も講じておりますし、震災の対応にかかわる部分に関しては、特別交付税あるいは法的な措置を含めてしっかりと財政支援ができるようにということで、できるだけ細かく対応しているつもりでございますし、また、いろいろな観点での御指摘に関しては、御示唆をいただければきめ細かく対応することを考えていきたいと思ひます。

具体的に申し上げますと、例えば災害廃棄物処理事業、あるいは復興木材安定供給等の対策事業というふうに、復興のために使う木材に関しては全国から木材供給を円滑にするように支えようということも考えておりますし、それから被災者の受け入れに要する経費は基本的に災害救助法で償する等々、いろいろな仕組みを駆使して、いずれも被災団体に対して国庫補助負担金が措置されているということで、その地方負担分については全額をこの震災復興特別交付税で措置することとしたしております。

○坂本委員　先ほどこれは谷委員もそれから橋委員も趣旨のことを聞かれましたけれども、この交付税、今回一回きりなのか、それとも二十四年度も含めて、あるいは今年度も含めて、どういふうな今後の展開になるのか、交付措置になるのかというのがやはり自治体にとっては非常に不安な部分があると思ひます。これをもう少しはっきりと示していただきたいと思ひます。

○川端国務大臣　この震災復興特別交付税は、国庫補助負担金の部分を交付決定を受けて、地方負担額を把握して、算定して、それを全額手当てするというものであります。事務的に一定のスケジュールがかりますので、本年度においては来年三月を目途に支給するというところで、結果的には今年度は一回だけということになるというふうに思っております。

国庫補助事業が繰り越された場合等、震災復興

特別交付税の一部を平成二十四年度において交付することとなりますし、その場合は、どの時期に交付するかということに関しては、被災団体の財政運営に支障が生じないように、事業の実施状況を勘案して、まさに適時適切に決定、配分を行うように対応してまいりたいというふうに思っております。

○坂本委員 そのことはぜひ、国と地方の協議の場でも、あるいは地方六団体に對しても、やはり総務大臣としての発信をお願いしたいというふうに思います。

やはり、政治主導とか国が責任を持つというのは、本当にこういう被災、災害のときは大切だと思います。

例えば、先ほど加藤紘一先生から話を聞いたんですが、阪神・淡路大震災のときに、当時の野中広務自治大臣は、とにかく各自治体から応援を出せ、応援に行かなかったところは特交を減らすというところまで言ったそうなんです。そして、調べてみたら、加藤紘一先生の地元の鶴岡市は出していなかったで確かに特交が減っていたというようなことがあったようであります。私は、特交を恣意性が強いから六パーから四パーに減らすとかいうのは、それは一つの考え方でしょうけれども、やはりこういうときこそ特別交付税の持つ性格というものを十分に活用することは大事であるというふうに思います。

それから、瓦れきの処理の受け入れに對しても、きのうだったですか、おとといだったですか、新聞に載っておりました。今、できるだけ各自治体で受け入れてほしいというふうなことを国の方が発信しているようですね。もともと早急に、二千五百万トンあるわけですから、二十年分あるいは五十年分、六十年分のところもあるわけですから、こういうものについては、やはりお互い痛みを分かち合うということで、もっと早く総務大臣なりあるいは総理なり、そういうところから各自治体に対して協力を要請する、こういう責任

性、これはぜひこれからもっと強く出してもらいたいと思いますけれども、大臣の決意をお伺いしたいと思います。

○川端国務大臣 これはかねてから各自治体に対して要請を、環境省が中心であります。私たちが協力して要請をしております。

当初は、ほとんどの自治体が協力しますということで手を挙げていただきました。ところが、いろいろな事態の流れの中で、手を挙げていられるけれども実はということと、とまっていたという状況がありました。

それで、個別にいろいろな状況で御説明をし、御理解いただく働きかけは続けてまいりましたが、もっと、確かにメッセージ性が少ないではないかということも含めて、改めて環境大臣が中心となつて今要請をしていると同時に、きのうの全国知事会議でも、改めてみんなの前で御要請をいたしまして、知事会は知事会で、きのう、自分たちのお集まりの中でも、どうして受け入れようかということ、みんなで協力しようというお話をしていたにいたるやに伺っております。

我々としても、このままでは何十年かかっても処理できないというふうな事態の量でありますので、ぜひともに、力を込めて協力要請をお願いをしてまいりたいと思っております。

○坂本委員 ぜひお願いをいたしたいと思っております。

例えば、首都直下型地震が起きた場合にどれだけの瓦れきが出るかというのは、この予測はもうできております。そして、どうやって処理するかというふうなことも日本浸漬協会あたりの方でつくられております。今度の瓦れきの量が二千五百万トンでありますけれども、首都直下型になると九千万トン、その四倍ぐらいになるそうでありまして、それはどうやって処理するか、やはり全国の自治体が、陸路、海路受け入れて、そして二十年、三十年かけて処理するというような方針も出ているところですので、これからでもそういう強いメッセージ性を国としてあるいは総務省として

出していきたいというふうに思います。続きまして、個人住民税の引き上げについて、基本的なことからお伺いをいたします。

どうしてもこれは我々総務委員の立場としては、やはり結局財務省におつき合いされただけじゃないか、なぜこの復興のための財源として個人住民税の均等割なんだというように思いをめぐれません。

まず、矛盾を第一に感じますのは、やはり全国防災対策ということになりますと、被災地、あるいは関東、そして東海、中南海、南海、こういったところがどうしても中心になつて防災対策費の配分というのが行われざるを得ないというふうに思いますけれども、これは自治体の税の、この個人住民税の増収分と比例するものではありませんので、ここにまず第一の矛盾というのがあります。

それから二番目に、個人住民税というのは、所得税と違って、地域住民に對する応益性というのがやはり非常に強いわけです。とりわけ均等割の部分がその性格を一番あらわしているわけですね。なのに、全国防災対策という名のもとで引き上げというのは、やはりこの均等割の税本来の意味とは違う、趣旨とは違うというふうに思います。

そして三番目に、住民税均等割は、やはり課税の自主権を持つている貴重な財源の一つです。ですから、森林づくりとか地下水の保全とか、こういったもののためにそれぞれの自治体がこの均等割部分を引き上げるというふうなことにしておりますので、やはり住民と直結した税であるということでありまして、所得に係る控除の割合も少なくしてあります。

こういつた中で住民税というのが構成されているわけですので、それを千円引き上げて、そして住民の方々に御理解いただくというのはやはり非常に無理があることであるというふうに私は思います。そこをどうやっていくかというのは非常にこれ

から考えなければいけないことですが、市町村長さんたちと話をしますと、結局自分たちが引き上げた、自分たちの町が引き上げた、あるいは市が引き上げたということで、首長さんのところに住民から必ず抗議が来る、これに對してどうやったらいいだろうかということで今悩んでいるということをおっしゃっておられました。

こういった税の性格、そして予算配分と地域増収分の矛盾、国民への細かな説明、これを今後どうやって行っていくのか、御答弁をお願いいたします。

○川端国務大臣 先ほどの橋先生の御質問とも重複する部分で、原理原則でいうと、先生の整理の部分が基本であることは間違いないというふうに思います。

そういう中で、トータルでいえば、国民、それから地方自治体、首長さん、議会を含めて、全国での防災の重要性とその力の強化ということは国民のあまねく強い関心事であり、行政のニーズであることは事実だということに思っております。

そういう意味で、全国民がひとしく受けていただくという意味で地方住民税で幅広く薄く御負担をいただく、こういう大きな意味での趣旨は国民の皆さんに御理解をいただけるというふうに思うんですが、このことの周知徹底はしっかりと、ホームページやいろいろな形で、それから首長さんとの意見交換の場でも既に伝えているところでございますが、ダイレクトに、税収が上がった部分がそのままその事業にならないというのは御指摘のとおりでございます。

そういう部分ではありますが、一定の耐震であるとか防災のデジタル化というふうな事業に関して言えば、間違いなくその防災力の強化につながることは事実でありますので、応益性を持つていただくというふうなふうに思っております。

○坂本委員 今後、この税の問題、それから公務員の人件費の問題、これは大きく国と地方の問題にかかわってくることでありますので、ぜひ、き

め細かなさまざまな説明あるいは政策、そういったものをお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○内山委員長代理 この際、お諮りいたします。政府参考人として厚生労働省大臣官房審議官篠田幸昌君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内山委員長代理 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○内山委員長代理 次に、稲津久君。

○稲津委員 公明党の稲津久でございます。

通告に従いまして、順次質問させていただきます。

まず、震災復興特別交付税について伺いたいと思います。

本改正案では、平成二十三年地方交付税に、震災復興特別交付税として一兆六千六百三十五億円を増額計上するということが改正されております。

私は、まず基本的なことから順次伺っていきたいと思うんですが、この震災復興特別交付税は、特別交付税の名称はついておりますけれども、御案内のとおり、通常の特別交付税とは異なる特例が設けられております。このことは御承知済みのことですけれども、このようなものは阪神・淡路の大震災を含めてこれまで設けられたことがなく、全く新しい制度である、このように認識をしております。

そこで、まず、今回、なぜこのような全く新しい震災復興特別交付税を新設する必要があったのか、それから通常の特別交付税との相違点、ここがどう違うんだということを御答弁いただきたいと思っております。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

震災復興特別交付税は、東日本大震災が我が国全体に未曾有の被害と影響をもたらしたことに

つながり、集中復興期間中、平成二十三年から平成二十七年の復興復興対策として必要と見込まれる支出十九兆円程度について、特別に財源を確保して対処することにしたこととあわせて、これまでにない対応として、地方負担分を地方債により措置するのではなく、地方交付税の増額を行い、事業の実施状況に合わせてその全額を措置し、財政負担をゼロとすることにより、被災団体に對して財源面での確かな裏づけを行うために創設したものであります。

また、通常の特別交付税とは別に決定、配分することとし、翌年度への繰り越しも可能としております。

このため、総額特例法案において、震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額について、通常の特別交付税とは異なる特例を設けること、震災復興特別交付税は、復興復興事業等の実施状況を勘案して、平成二十四年度分として交付することができることとするなどの改正を行うこととしております。

○稲津委員 基本的なフレームについて御答弁いただきまして、自治体の負担をゼロにするということ、それともう一つは、要約すると、非常にタイムリーな形で措置をしていく、言うならば迅速にやっていくということが多分この柱になってくると思うんですね。果たして、本当にその迅速さが適用されるのかどうかということについて、後ほどまたこれに関連して質問させていただきます。

次に、今回の三次補正の大きな柱であります東日本大震災復興交付金との関係について伺っていただきたいと思うんです。

復興復興のうち、復興事業を行う復興交付金は、多省庁にまたがる事業を一括交付金化して、被災した地方公共団体の復興地域づくりに必要ないわゆるハード事業等を幅広く一括化するというところで私も認識をしておりますけれども、ただ、もともとある補助事業を一括化したかゆえに、制度上は地方負担が出てきてしまう。そこで、この

復興特別交付税になってくるわけです。

復興交付金を活用する際に発生する地方負担分と復興特別交付税との関係はどのようになっていくのか、これも、基本的なことですが、伺っておきたいと思っております。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

震災復興特別交付税は、第三次補正予算に伴う地方負担分を初め、東日本大震災からの復興復興の事業に係る地方負担分を措置するために創設するものでございます。

したがって、第三次補正予算に計上された東日本大震災復興交付金の地方負担分三千二百四十二億円についても、その全額を措置し、被災団体の負担をゼロにすることとしております。

○稲津委員 そこで、ここから先は少し具体的に伺いをさせていただきたいと思っておりますけれども、平成二十四年度における交付について、この点をまず伺いたいと思っております。

今回の震災復興特別交付税の額のうち、復興事業費の実施事業を勘案して定める額については、平成二十三年に交付をしない、平成二十四年度に交付ができることとする、こうしてあります。

このようないわゆる繰り越しが認められるというのは、国庫補助事業に伴う地方負担額の確定に一定の時間を要する、したがって、平成二十三年中に全額交付することが困難な場合も見込まれるだろう、こういうことで、それが大きな理由があると思うんですが、それ以外に何か理由があるのかどうかということ。それから、二十三年に交付されるものと、もう一方では二十四年度に繰り越しされるもの、どういう基準でそこを判断していくのかということが一つのポイントだと思っております。この点についての見解をお示しいただきたいと思っております。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

震災復興特別交付税により、東日本大震災からの復興復興事業に係る第一次から第三次までの補正予算に伴う地方負担分等に対応しているところ

でございます。

先生御指摘のとおり、国の補助事業などが平成二十四年度に繰り越される場合の取り扱いについては、震災復興特別交付税は、総額特例法案において、復興復興事業等の実施状況を勘案して、平成二十四年度分として交付することができるとしているところであり、これらの事業に係る地方負担分は、平成二十四年度に震災復興特別交付税により措置されるということになります。

○稲津委員 二十四年度に繰り越しができていくということは、非常に柔軟であるという視点では私は大きなことだと思っておりますけれども、あえてここで一言言わせていただきますと、二十三年度というのは、今はもう十一月の末ですから、残りあと四カ月少々しかないということですね。今さら言ってもしょうがないんですけども、例えば二次補正のときの予算の額の問題、それから三次補正の出るタイミング。先ほど冒頭に、要するにこれらの制度については迅速にということが一つのベースになるんじゃないかということを私は申し上げて、それと意を同じくする答弁があったと思うんですが、そういう意味では、今さらこの時点でどうこう言うわけじゃないですけども、ここに至るまで、いささか迅速さを欠いていたんじゃないだろうかと思っております。

ただ、その上で、今後のこれらの執行等については、まさに柔軟に、かつ迅速にやっていただきたいということが一番大事だ、被災自治体から声としてたくさん寄せられていることですので、このことをぜひこの機会に申し上げたいというふうに思っています。

次に、取り崩し型基金について伺いたいと思うんですが、これも基本的なことですが、まず基金の概要についての質問です。

先ほどの質疑の中でもございましたけれども、二次補正における特別交付税のうちのいわゆる増額分として二千億円、この程度を措置する予定だ、このように聞いております。まず、復興基金

の創設の趣旨について説明をいただきたいのと、被災自治体からも使い勝手のよい復興基金については特に強い要望があった、このように聞いております。制度の概要も含めて、この点についてお示しいただきたいと思っております。

〔内山委員長代理退席、委員長着席〕
○福田大臣政務官 お答えをいたします。

平成二十三年第三次補正予算において、東日本大震災からの復旧復興事業に係る地方負担分について、地方交付税を一兆六千六百三十五億円加算するなどにより、個々の被災団体における負担をゼロとすることといたしました。

これにあわせて、東日本大震災からの復興に向けて、被災団体が地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の復興、雇用維持などのさまざまなニーズについて、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細やかに対処できる資金として、復興基金の創設について支援することといたしました。

現在の低金利の状況を踏まえ、従来の運用型基金ではなく取り崩し型基金により対処することとして、特定被災地方公共団体である九県が取り崩し型の復興基金を設置することとなる場合について、特別交付税により財政措置を講じることとしたしております。

この措置予定額の総額千九百六十億円は、これと対応する阪神・淡路大震災復興基金への実質的な措置額九百六十億円程度の二倍を超えるものでございます。現段階で見込まれる公費ベースでの復旧復興事業費が阪神・淡路大震災の二倍程度であることなどから、各地域における復旧復興ニーズに対して相当程度の対応ができるものと考えております。

また、基金を具体的にどのように使うのか、どのような運用をするのかについては各県の判断にゆだねられておりますけれども、基金規模の算定は市町村の財政需要を踏まえたものであり、きめ細やかな事業を実施するという基金の趣旨から、市町村事業に十分に配慮した運用を期待して

いるところであります。

○稲津委員 ありがとうございます。

今回の復興基金というのは、その算定方法というのは、阪神・淡路大震災における復興基金を見ながら、各自治体の標準財政規模の割合を基礎として算定している、こういう御答弁が今ありました。

そこで、伺いたいんですけども、一点目は、今回のような復興基金が、阪神・淡路大震災において、またそれ以降の大規模地震においてどのような効果があつたと認識されているのか、このことをまず伺いたいんです。

それからもう一つは、これが一番大事なことで、それけれども、今回のこの基金について、想定される基金事業といったものはどういうことを考えておられるのか、それから各自治体の対応状況は現時点ではどうなっているのか、この点について伺いたいと思います。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

阪神・淡路大震災復興基金などの過去に創設された基金については、復興に係るさまざまなニーズについて、弾力的かつきめ細やかな対応が可能であつたことや、一定期間、復興支援を継続的に行うことを明らかにして、被災者に対して安心感を与えることができたものと考えております。

今回の復興基金の使途については、これまで同様、交付税は使途に制限のない一般財源であることから、各県の判断にゆだねられるものであります。

なお、過去の復興基金の事例や東日本大震災における被災者の状況などを踏まえると、例えば被害者といった災害弱者への対応や、二重ローン問題への対応など住民生活の安定に関する事業、地域活動の支援やその拠点施設の整備などコミュニティの再生に関する事業、地場産業の振興、商店街活性化や就労支援など地域経済の振興、雇用維持に関する事業、文化、芸術の復興や、災害の記録、伝承等の事業といった幅広い分野におい

て、それぞれの地域のニーズに即してきめ細やかに対処していくことが考えられるところであります。

また、現在、それぞれの被災県において具体的な内容について検討していただいておりますが、いずれの県においても、地域のニーズに即して措置する予定の全額を活用されることとして、十二月県議会に復興基金に係る予算案や条例案を提出する方向で検討されていると伺っているところでございます。

○稲津委員 細かく説明、御答弁いただきました、ありがとうございます。

そこで、後ほどこれに関連して伺っていききたいと思うんですけども、その前に、これは具体的に伺いますけれども、復興基金と復興交付金との関係について伺っておきたいと思うんです。

今回、国から被災自治体に対応されるさまざまな制度として、一つは復興特別交付税、そして復興交付金、それから今御答弁いただきました復興基金。一般の方々からは、三つともなかなかよくわからなくて、同じようなものじゃないんですか、こんな声もいただいているところでです。

それはともかくとして、阪神・淡路大震災、それからそれ以降の大規模地震でも、今回のような多省庁にまたがるような、そういった事業を幅広く一括化する交付金の存在というのがなかったというところ、それぞれの省庁がそれぞれの事業を行ったということだと思います。

そういう中で、復興基金というのは、いわゆる復興事業に当てはまらないものですか、今、地域のニーズに即したものであるという話がありましたけれども、ある意味ではそこからぼれてしまうようなもの、こういったものにも対応できる、私はこのように認識をしているんです。自治体にとつて非常に使い勝手のよいものであつた、このように思っています。

しかし、今回は、一括交付金として、この時点でも使途の自由度の大幅な高まり、ハード、ソフト、こういった事業にも十分対応できる、そう

いうことでこの復興交付金が新たに創設された。

ここで伺っておきたいのはこの復興交付金についてなんですけれども、これは簡潔にいいですけども、基本的な制度の概要、それから、この使途の緩やかな資金というんでしょうか、それを確保するための効果促進事業ですか、これはどのような事業を想定しているのか、この二点についてお示しいただければと思います。

○佐川政府参考人 お答えします。

復興交付金でございますが、今般の三次補正予算において措置しましたが、地方公共団体において使い勝手のよいものとする観点から、著しい被害を受けた地域の復興地域づくりに必要となるハード事業、四十事業をまさに基幹事業として幅広く一括化して、市町村等の自主的な計画に基づく地域づくりを可能としたところでございます。

それから、今先生の御指摘の効果促進事業でございますが、この基幹事業に加えまして、非常に使途の自由度の高い資金を確保したところでございます。具体的内容につきましては、専ら個人や法人の資産形成をするための事業などは除きますが、必ずしも今までの補助メニューにはない、地域復興のための基幹事業の効果を増大させるために必要なハード、ソフトもろもろの事業を幅広く支援することとしておりまして、これによりまして、地公体の自主的な計画に基づく復興事業のニーズに柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。

○稲津委員 これは質問じゃないです。ちょっと確認をしておきますけれども、基幹事業でハード四十という話があつて、かつ、この基幹事業の効果等をさらに促進するために効果促進事業があつて、それは個人、法人は基本的に除くんだというように御答弁だつたと思うんですけども、どうぞ。

○佐川政府参考人 失礼しました。

今、個人、法人と申しましたのは、個人、法人の資産形成をするような事業を除くということでございます、具体的なイメージで申しますと、

例えば防災公園を基幹事業で整備しましたならば、その場合の避難路を整備するとか、あるいは高台移転の事業を行いましたら、高台と下を結ぶようなバス路線を維持するとか、そういう非常に基幹事業と関連して自由な事業をやっていたかどうかという趣旨でございます。

○稲津委員 わかりました。

そこで、今度は総務省にお伺いをさせていただきますけれども、復興交付金と復興基金というのは簡潔に言うところの位置づけになるか、そういう質問なんです。

復興交付金がまず第一番目にあつて、基幹事業でも雇用促進事業でも仮に当てはまらない事業があつた場合、それをぜひ自治体が行いたい、こういうニーズがあつたときに、では、それは復興基金を活用してやることになるのかどうかということなんです。この点について御答弁いただければと思います。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

基本的な違いは、復興交付金は国庫補助事業の一つであるということ、復興基金については、まさに使途に制限のない一般財源である特別交付税により財政措置を行うものでございます。

先生御指摘のとおり、これにより、復興交付金の対象とならない事業を初め、被災団体が地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興、雇用維持などさまざまなニーズについて、国の制度のすき間を埋め、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細やかに対処できるものがこの復興基金でございます。

○稲津委員 そこで、今のことに関連して、一つ具体的に教えていただきたいんですけども、住民生活の安定とかコミュニティの維持という話がございますね、柔軟に、かつ弾力的に使える事業と。先ほどの内閣官房の方の説明の中では、個人資産のものは除けれども云々という話がありました。

ここで大事なことは、何を伺いたいかというと、集団移転事業なんです。集団移転事業は、必

要なんでしょうか、なかなか思うように進んでいないという実態があつたりして、非常に悩ましい問題が幾つかあると私は聞きました。

例えば、土地の所有者が土地を時価で売却せざるを得ないときに、実際には簿価との差額分、随分乖離があつて、では、ここをどういうふうに見ていくのか。例えば、自治体の方が今ありました基金を柔軟に活用してそこを埋めていくとか、むしろそういうことをやらなければ、私は、高台への集団移転事業なんというのは思うようにいかないう部分もあるだろう。

それ以外にも幾つかあると思うんですけども、こういった時価と簿価の差額分等について活用することが可能かどうか、この点についてお答えいただきたいと思ひます。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

例えばでありますけれども、防災集団移転促進事業につきましても、四分の三がこの交付金で出るということになっておりますが、残りの部分はこの基金等で埋めることが可能になっておりますので、そのことについても自治体が条例などで決めて判断をすれば、使えるものと考えております。

○稲津委員 ということは、繰り返しで恐縮ですが、今私が質問したことに関しては、これはできるという理解でよろしいですか。

○福田大臣政務官 国の防災集団移転促進事業として一括交付金の対象になれば、多分可能になるものと考えております。

○稲津委員 大変明快な御答弁をいただきました。ありがとうございます。

これは非常に大事なことだと思つていまして、このことで随分いろいろな方々が気にとめております。したがつて、今のできるといふ御答弁、もちろん集団移転事業に即したものであればできるということでございますので、ここは明確になつたと思ひます。ぜひそのような取り扱いをお願いしたいと思ひます。

次に、財政規律と予算の適正な執行ということ

で順次伺つてまいりたいと思ひますけれども、まず、復興特別交付税における財政規律について伺いたいと思ひます。

復興交付金は、被災した各自自治体が復興計画をつくつて、そして関連する県の事業も含めていわゆるパッケージでこれを国に提出して、それに基づいて交付金が配分される仕組みになっていて、この理解をしております。使途の自由度が高いとはいへ、もちろんこれは計画に基づいて配分されるわけですから、その時点である意味で事前チェックがきいていて、このように思つております。

しかし、もう一方では、最終的な地元負担分というのは、今までの質疑の中にあつたように、復興特別交付税で手当てされるので、被災自治体は実質的に自己負担なしに復興復興事業が可能になってくるということ。

これは少し考え過ぎかもしれませんが、しかし、ある意味でここはひとつ明確にしておきたいことなので伺ひしますけれども、例えばこういう仕組みの中で考えていったときに、仮に、必ずしも優先順位、優先度が高くないような事業がこういう中に入つてきて実施されるという懸念はないだろうかということなんです。この点についてどう見ているのか、見解を伺ひたいと思ひます。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

震災復興特別交付税は、東日本大震災が我が国全体に未曾有の被害と影響をもたらしたことにかんがみ、被災団体に対して財源面での確かな裏づけを行うため、復興復興対策として必要と見込まれる支出について特別に財源を確保して対処することとしたことにあわせて、これまでない対応として、地方負担分を地方債により措置するのではなく、地方交付税の増額を行い、事業実施状況に合わせてその全額を措置し、財政負担をゼロとするものでございます。

先生の御指摘の点も心配されますが、被災団体の行う復興復興事業は、復興計画などの策定の段

階から復興対策本部を初め関係省庁との協議や調整が行われるとともに、議会等においてもその必要性、費用対効果などについて十分に議論された上で実施されるものであり、真に必要な事業を厳選した上で取り組んでいただけるものと考えております。

○稲津委員 今の御答弁は、やはり事前チェックがしっかりとあるんだということが前提になつての御答弁だと思ひます。

そこで、次に、今度は復興基金についてどうなのかということについて伺ひたいと思ひます。

この復興基金については、各自自治体に配分されて、極めて自由度の高いものであるというふうには認識しているんですけども、先般、会計検査院から、二〇一〇年度の決算検査の報告書が提出されました。これももう御案内ですけれども、いわゆる税金の無駄遣い、不適切な処理等々につきましては指摘が五百件を超えて、かつ、総額は四千億円を超えたという発表がありました。

今後、会計検査院の考え方としては、これは報道ベースですけれども、地震、津波対策、それから学校、病院等の耐震化、こういったものについての全国調査、もちろん東日本大震災の復興復興関係もここに入ってくるのかと思ひます。防災対策には本当に多くの公費が費やされていまして、考えてみたら、これはいわゆる税金です。事業が有効に機能していくということであれば、当然、国や自治体がつかり検証していくシステムがなければいけない、こう思うわけでございます。

東日本震災の復興費用というのは、あくまでも被災地の復興復興のためにきちんと資金が適正に使われていくということに一番大事な意義があるということ、私は、こういうことから考えていきますと、チェックをしつかりしていくべきだろうと。特にこの復興基金のチェックの見解についてはどうでしょうか。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

御指摘のとおり、復興基金は、東日本大震災からの復興に向けて、被災団体が地域の実情に応じ

て、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興、雇用維持などのさまざまなニーズについて、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細やかに対処できる資金として創設されるものであります。

復興基金を具体的にどのように使うのかについては、交付税は使途に制限のない一般財源であることから、各県の判断にゆだねられるものであります。このような基金創設の趣旨を踏まえ、条例等により基金が設置され、議会や被災市町村等と十分に協議、調整を行いつつ、適切な運用が図られるものと考えております。

現在、被災県において地域のニーズに即して具体の事業内容を検討いただいているところであります。総務省としては、基金の設置後においても、執行状況などを適宜伺い、有効な活用がなされるよう対処してまいりたいと考えております。

○稲津委員 今御答弁いただきましたように、条例で地方の方はそこをしっかりとチェックしていくんだ、そしてあわせて総務省のチェックもしっかりとやっていくという話でしたので、具体的なことを今ここで求めませんけれども、そこは、今御答弁ありましたことに沿ってしっかりと進めていただきたい、このことを申し上げたいと思います。

この政府提出の三法案の結びとして、財源について伺いたいと思います。

ようやく三党の修正協議等々もまとまりまして、いろいろな懸案だったことも整理していきながら、所得税と個人住民税の税額、期間を延ばすということで三党の協議が調ったわけでございますけれども、五年間で十九兆円と見積もった復興費も、ある意味で今後ふえていく可能性も私は否定はできないと思います。

しかし、その都度単に増税に頼っていくというのであれば、これは当然、国民的な理解を得ることはできないだろう。今後は、歳出をどういうふうに見ていくか、もちろんこれは当然ですけれども、経済の活性化を通じて税収増を図っていくと

いうことも大事ですし、それから政府資産の売却等々もやっていかなきゃならない。今、日本は、円高、デフレで非常に悩まされている状況の中で、生活者の視点から見ると、例えば可処分所得もどんどん減少しているという実態にあります。

ここでもう一度伺いたいことなんですけれども、当然、経済成長の道筋をしっかりと立てていくことと、それからもう一つは、今後の復興に当たっては、ここまでスキームがきちっとできたわけですから、増税なき復興をしっかりとやっていくということが一番大事な視点ではないかと思えます。政府三法案の質疑の中のとめとして、このことを総務大臣にぜひ伺いたいと思います。

○川端国務大臣 今回の大震災への対応として十九兆円、五年間ということで、大変厳しい経済環境の中あるいは財政状況の中で地方税も含めまして国民の皆さんに増税という形で御負担をお願いしたのは、ある意味では本心に申しわけないことであります。ぜひとも御理解いただきたいということでもあります。十九兆円で事足りるかといえ

ば、そうではないのではないかと議論、あるいは想定される部分でいえば、いろいろなもつと要るものが予想されるのが現実だということに思っております。

そういう意味では、震災復興に関しては、必要なものはしっかりと手当てをするというのは大原則だと思っておりますが、一方で、その財源をどうするかということ、この十九兆円の後半の部分、終盤の部分では必ずそういう議論が出てくるんだというふうに思います。

この辺に際しては、先生おっしゃるように、経済復興を含めた税収増と同時に、今の一般の歳出の無駄をなくし、可能な限り切り詰めた行政改革を徹底して行うという歳出改革、そして政府資産の売却等々が最優先でされるべきであり、安易な増税はやってはいけないというふうに思っております。

○稲津委員 こういう震災復興に向けてのさまざまな措置がいよいよできていく中で、今大臣から

答弁がございましたように、恐らく今後は、この予算の執行と、それから、先ほど私も申し上げましたけれども、当然、増税なき復興というところにいるいろいろな焦点も当たってくると思うんですね。したがって、このことは、今後、またこの委員会等で折々に質疑をさせていただきたいと思えます。

次は、震災復興に関連して幾つか伺いたいと思うんですけれども、一つ目は、震災復興とICTの利活用ということで質問させていただきたいと思えます。

私は、今回の震災で改めて実感したのが、情報管理の大切さだと思えます。例えば、アルバムとか写真が流れてしまった。連日の報道にもありました。そのほかにも、御案内のとおり、住民基本台帳が流れてしまった。行政の情報も、紙のものも流れてしまった。病院のカルテも失ってしまった。

住民の目線から見ると、例えば慢性疾患のある患者さんなんかは、もとより、自分が飲んでる薬は高血圧の薬だけれども、何々という薬かということはわからないわけで、そういう個人の情報についても失われてしまっている。大変大きな課題で、紙情報のことはもちろんですけれども、もう一方で、電子化された情報もパソコンごと流れてしまった。こういうことが起こってしま

うと、本当に大変なことです。

そこで、今関心が高まっているのがクラウドコンピューティングだ、私はこのように思っているんです。

自治体クラウドについては、以前のこの委員会でも質問させていただきました。若干関連して、重複するかもしれませんが、少し幅を広げて質問させていただきたいと思えます。

このクラウドコンピューティングというのは、もう御案内のとおり、遠隔地の巨大なサーバー群に情報を預けて、インターネットを経由してこれを利用していく新しい情報の技術ですけれども、岩手県では、震災の情報、県のホームページにア

クセスがどんどん殺到して、結果的にどうなったかという、担当者がツイッターでSOSを出す、こういう状況で、しかし、クラウドの事業者がすぐに代替ソフトを用意してこれはクリアされたという話がありました。まあこういう時代なんだなと思えました。

これまで、日本の経営者それからシステム部門というのは、情報システムというのは社内にある方が安全だと思われてきた。しかし、今回の震災を通して、実は、こういったことはこの時代にあつてはむしろ利点が少なくなってきた。特に震災ということを考えたときには、ここは大事なポイントになってきております。

そこで、伺いたいのは、このクラウドコンピューティングに関連して、例えば国民ID制度ですとか電子カルテ、これは後ほど少し詳しく伺いますけれども、電子カルテなどのネットワーク化がもっと早く実現できていれば、今回の被災地支援も実はもっと円滑に進んだのではないだろうかという指摘が結構出ています。このことについて、どのようなお考えがあるか、これはぜひ総務大臣に伺いたいと思えます。

○川端国務大臣 御指摘のとおり、今回、特にみんなの暮らしの情報を保持しているといえますが、地方自治体あるいは病院等々のいわゆる個人の情報が流失したということで、日常生活も含めて、行政上も含めて、大変な支障を生じたということは事実でございます。紙であれば、紙の情報はとんでもないことになったというのは事実であります。情報化していても、先生おっしゃるように、それごとやられてしまったというのもあり

ます。

そういう中で、一部ではありますが、自治体あるいは病院において、住民基本台帳をたまたま別のところで保管していた、あるいは病院のカルテが違ふところでも保管できていたということで、その部分では復旧が非常に早かったということ、事実でございます。そういう中では、間違いなく、自治体の情報のクラウド化というのが進んでい

ば、もともととというのは言うまでもないことです。自治体だけではなくて病院も含めてということ。

こういう観点から、既にIT戦略本部でも、ICTの中で、自治体情報という意味でのクラウド化、共有化、それから、どこでもMY病院というので、病院の情報を全国で個人が使えるようにというふうなことも、構想としてはしっかりと計画され、いろいろな基礎的な研究、応用研究を含めて、大きな戦略として、工程表をつくり、分担を決めて進んでいることは事実であります。特にその中でも地方自治体のクラウド化というのは、一部先進的にやられていますが、まだまだであります。

そういうことかというと、こういう利便があり、こういうことをやればできるという情報提供と、うちだったらどういふことがというところで、専門家あるいは有識者の人を派遣するとか、そういう事業も既に取り組みを始めました。

一方で、大きく言えば、メーカーによってシステムが違いますので、そこでやると、将来、共有化していくことにいんだらうかというふうな議論もあります。しかし現実には、やはりこれだけ重要なキーを握っているシステムの一つがクラウド化である、そして情報化であるということを含めて、しっかりと前に進むようにいろいろな形で支援をし、我々も取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○稲津委員 ありがとうございます。

大臣も、このクラウド化について、大変大事なことなんだ、進めていかなきゃいけないんだというのを丁寧に御答弁いただいて、大変うれしく思っております。

その上で、次にお伺いしたいのは、被災自治体が復興計画の中にクラウドをどのように位置づけていくかということなんです。

今回、こうなった以上、ある意味ではゼロからつくり上げていかなきゃならない。公共部門においても民間部門においてもこのクラウドシステム

の活用というのは重要な課題である、私はこのように認識しております。

そこで、国の復興基本方針の中で、このクラウドシステムというのはどういふような位置づけにあるのかというのを少し詳しくお話しいただきたいと思っております。

○森田大臣政務官 お答え申し上げます。

私も総務省としましては、震災が起きる前から、行政であれ医療であれ、効率化してさまざまな情報を有効利用するという観点でクラウドに関して検討を行い、また一部では実証事業を行わせていただいております。

そして、今回の震災を踏まえましては、国の復興基本方針の中では、対災害というものをより強く意識しまして盛り込ませてもらったところでございます。

お尋ねの東日本大震災からの復興の基本方針の中では、第五章の復興施策の中におきまして、「次世代の発展につながるよう、地方公共団体をはじめ幅広い分野へのクラウドサービスの導入推進など情報通信技術の活用促進を行う。」ということを含めて盛り込ませていただいている次第でございます。

そのような視点に立ちまして、今後も構築してまいりたいと思っております。

○稲津委員 この基本方針の中に位置づけられているのであれば、この時点での方向性みたいなものをもう少し詳しくお話しいただければなと思っておりますが、現時点では位置づけたということとはよくわかりました。

質問を少し先に進めたいと思うんですけども、今度は、医療情報ということに少し視点を変えて、このところで聞かせていただきたいと思うんです。

このICTの活用の中で最も重要になってきて、かつ効果的なのは、医療情報の電子化それからネットワーク化じゃないか、私はこのように思っております。

これは前政権の時代からも進められてきており

まして、現政権でも、IT戦略本部において医療情報化に関するタスクフォースを設置して、今鋭意さまざまな検討を行っているというふうに承知をしております。先ほど大臣からもありましたけれども、どこでもMY病院の構想も、この調査方針において今進められている。それから、シームレスな地域連携医療の実現とか、あるいはレセプト情報の活用とか、こういったことがいろいろ挙げられております。

この点について、その方針、概要、これは簡潔で結構ですので、お示しいただければと思います。

○奈良政府参考人 お答えいたします。

政府のIT戦略本部におきましては、昨年五月に新たな情報通信技術戦略を策定し、その実現に向けて、昨年六月に策定し、本年八月に改訂した工程表に沿って、IT戦略の確実な実施を図っているところでございます。

先生御指摘の医療情報化に関するタスクフォースは、IT戦略本部の企画委員会のもとに、電子行政、ITSとともに昨年八月に設置され、専門的な事項について調査し、企画委員会に報告するとされてございます。

昨年度におきましては、この企画委員会より指示された調査の方針に基づきまして、先ほど来話に出てまいりましたこともMY病院構想における電子情報の提供方法やサービスの運営主体について、先ほど先生が御指摘されましたシームレスな地域医療連携のネットワークのあり方について、あるいはまたレセプト情報の活用による医療の効率化における医療情報の適切な管理のあり方等々につきまして検討を行ってまいりまして、計十回開催し、報告書を取りまとめたところでございます。

現在、今年度の検討ということで、報告書で引き続きの課題とされました項目を検討するため、九月に医療情報化に関するタスクフォースを開催し、議論を進めているところでございます。

○稲津委員 十回ほどこの会合を開催されて、内容等について検討されているという話でありまし

た。基本的なその方向性をきちんと位置づけてやっているというのはよくわかるんですけども、では、具体的に現場、現実はどうなっているのかということについて、これから少し整理をしながら質問したいと思っております。

例えば、電子カルテなんですけれども、これは、前政権下においては、平成十三年の医療制度改革大綱でいろいろと、電子カルテあるいはレセプトの電算化ということについて位置づけをしました。基本的なIT化の推進ということはこの中で掲げられたわけなんですけれども、医療情報システムの構築のための達成目標として、電子カルテは平成十八年度までに全国の四百ベッド以上の病院に六割以上普及をさせていくということ、それから診療所においては、全診療所の六割以上に電子カルテの導入ということを目指しました。

目標であった平成十八年時点、普及率は本当に芳しくない。その後、目標として、平成十八年のIT新改革戦略においては、電子カルテだけではなくてオーダリングのシステムも含めて、これを総合的な医療情報システムにしていこうということと、二百ベッド以上の医療機関のほとんどで導入するという話がありまして、四百ベッド以上は平成二十年度まで、四百ベッド以下については平成二十二年度までに実現する、こういう方針が打ち立てられたわけなんです。

ことはもう平成二十三年度です。で年次目標を既に過ぎていますけれども、この電子カルテのシステムの普及状況は現状でどうなっているのか、これも簡潔で結構ですから、御答弁いただければと思います。

○篠田政府参考人 お答えいたします。

電子カルテについての導入状況でございますけれども、平成二十年十月の調査でございます。それからありますと、一般病院での導入率は一四・二%、診療所の導入率は一四・七%という数字になつておるところでございます。

○稲津委員 今の御答弁で、やはりこの導入状況、普及状況というのは非常に厳しいものがある

ということがわかったと思います。

ただ、私も調べてみたら、投薬とか検査とかのいわゆる手書き伝票を電子化している、そういうオーダーリングシステムというのは結構普及しています、例えば四百ベッド以上では八二%ぐらいまで進んでいる、こういうふうには認識しております。だから、電子カルテシステムというのは普及率は依然として低いんだけど、そこに結びついていくところが一歩一歩歩みを始めているのかな、こういう認識に立っています。

そこで、もう一点、では、なぜ普及率が思うように上がっていないのかという理由、それから、やはり電子カルテのことというのは非常に大事だと私たちは思っているんですけども、電子カルテの普及は今後どういう目標を立てられているのか、この点について伺いたいと思います。

○篠田政府参考人 お答えいたします。

電子カルテシステムでございすけれども、こちらにつきましては、先生おっしゃいましたように、医療の質の向上であるとか、あるいは安全の確保でございすとか、医療機関間の連携といったメリットがございすので、これから普及を推進してまいりたいというふうに考えております。

導入が進んでいない理由ということになりますけれども、これは何点かあるかと思ひます。一つは、カルテで使われます用語でありますとかコードの標準化が不十分だということ。それから、やはり情報漏えいがあるといけないので、そちらに対するセキュリティ対策に不安があるといったお声がございす。それから、これも既に出ておりますけれども、システムが異なりますと、あるいは新旧のシステムが異なりますと互換性がやはり確保されない。それから、システムの導入、維持管理ということで申し上げますと、やはり一定額以上のコストがかかる、高額であるといった点がございす。そういった点がございまして、医療機関がなか

なか導入に踏み切れない点があるかというふうな考えております。

それで、今申し上げました問題点のちようど裏返しになりますけれども、私どもといたしましては、用語、コード体系の整備ということは進めなさいいけませんし、あるいはセキュリティの確保対策も大変重要でございすので、こちらをしつかりやっていただくということも必要でございすし、それから、医療情報のシステム間の相互の運用性も確保することがクラウド化なりに必要だということに考えます。それから、共同活用というのが、地域間、特に地域医療に着目したときに一つあるかと思ひますので、そういった点につきましては、一定の経費の補助ができないかということを取り組んでおるところでございす。

今後とも、電子カルテの普及推進ということで取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○稲津委員 問題点を幾つか挙げられましたけれども、一つ、やはりコストの問題というのは非常に大きいんだと思うんですね。そこをどういうふうクリアしていくかというのが課題なんですけれども、ぜひそこはいろいろ検討していただいて、方向性を見出していただければありがたいなと思うんですね。

かつて、医療機関で電算化が進みました。いろいろ言われていたんですけども、手書きからコンピュータによる、パソコン等によるレセプトの作成に入っていたときに、これが急激に普及しました。その利点というのをやはり多くの医療機関が享受したわけですね。この電子カルテ等の導入というもののこの本当にいいんだということとを、いろいろな形でこれから示していただくと、うんですね。コストに対するいろいろな対策も含めて、ぜひ進めていただきたいということを申し上げたいと思ひます。

次は、医療情報のクラウド化ということについて伺いたいと思ひます。

私がなぜ電子カルテシステムの普及状況をお聞きしたかという、それは、やはり何と云っても医療情報をクラウド化していくことがこれからの時代にあつて非常に大事なんだということで、聞かせていただきました。

震災後、医療情報をクラウド化する、共有する、地域住民の医療とか健康情報を共有する仕組みづくりというものの機運が高まってきたと私は思ひます。総務省におきましても、健康情報活用基盤事業で実証実験を行っているということ。それから、厚生労働省でも、来年度から新しい医療情報連携・保全基盤推進事業を行っていく、このことによつて質の高い地域医療連携ができるんだ、そういう基盤をつくっていくという方針が明らかになっていることなんです。

そこで、これは総務省と厚労省にそれぞれ伺いたいんですけども、簡潔で結構ですので、事業の概要をお答えいただければと思ひます。

○佐藤政府参考人 総務省におきましては、平成二十三年度から健康情報活用基盤構築事業を実施しております。これは、新IT戦略に示されたところでMY病院構想やシムレスな地域連携医療の実現に向けた取り組みの一つでございす。

この事業は、地域の保有する医療健康情報などを蓄積し、関係機関や関係者の間で共有し、連携ができるようにしようとするものであります。安全性の高い広域共同利用型の情報連携基盤、医療クラウドと言つてよろしいかと思ひますが、これをつくるための共通仕様の策定を目指しております。今年度、全国三地域で実証実験を行うということにしております。

このような仕組みを整備することにより、災害にも強い継続的な医療の提供が実現することになると考えております。

○篠田政府参考人 私どもの基本的な考え方ということで申し上げます、地域医療の観点から、やはりその充実、効率化を図ることが必要でございすので、診療所、病院間で切れ目のない医療情報の連携が必要であらうということが一つ

ございす。それから、災害対策ということで申し上げます、安全な場所での医療情報のバックアップをしていくというのは有効だろうというふうな考えております。

先生がおっしゃいました事業でございすけれども、二十四年度の概算要求におきまして、日本再生重点化措置という一環で今御要望しているということにございす。

中身でございすけれども、災害に強い地域の中核的病院など安全な場所におきましてデータサーバーを設置いたします、各医療機関の診療データを標準的な形式で蓄積していくという補助事業を考えているわけでございす。これによりまして、申し上げますように、診療データの相互閲覧とか、あるいは診察、服薬の経過というのが把握できるだろう、それから災害時のバックアップとしても利用可能になるだろうということを考えているところでございす。

○稲津委員 ありがとうございます。

少し繰り返しますが、まとめて申し上げますけれども、電子カルテの導入と医療情報のクラウド化というのは本当に車の両輪みたいなもので、これからこれを本当に強力に進めていく必要があるというふうな思つておりました、今、総務省そして厚労省もそれぞれ、そこに向けての取り組みをしていただいているということはよくわかりました。

先般、いろいろ調べてみますと、北海道のある地域では、こういった取り組みを先進的に行つています。例えば、函館市を含む北海道の道南地域では、地域で患者さんを診ていくんだという、それこそ先ほどのどこでもMY病院じゃないですけども、そういった視点を踏まえて、インターネット回線で診療情報を共有する地域医療連携システムに域内七十五もの医療機関等の施設が入つておりまして、患者情報の共有化を行つています。もちろん、細かなことを言う、投薬の状況ですとか、あるいは画像データ、こういったものを共有化して、いわゆる検査の重複なども省いていくんだ、こういうことをやっていまして、私は

非常に高い評価をしいいんじゃないだろうか
と思っています。

先ほどの医療情報クラウド化事業も厚生労働省
と総務省で行っているということで、もちろんこ
れはそれぞれの取り組みですから重複云々とい
うことはないと思うんですけど、そういう見方
はしないといけないと思うんですけど、この電
子カルテシステムの導入を強力に進めていくた
めには、私は、総務省や厚生労働省とのお互い
の取り組みも必要があるんじゃないかと思っ
ています。この点についての御答弁をいた
だきたいと思っています。

○森田大臣政務官 御指摘のように、我が国にお
きましては、もう既に全国一律に医療サービ
スを提供するということが大きな課題になっ
ております。その中で、医療の高度化、患者さんの高
齢化の中で質の向上に努めるということが必要
でありますので、もう厚生労働省が経産省だ総務省
だと言っている場合ではなくて、何としても医療
サービスを提供する、そしてその中で質の向上を
図るためにもICT化は避けられない課題である
と思っておりますので、そういう観点に立つて進
めてまいりたいと思います。

そして、結果として、地域における医療連携、
病診連携は、医療と介護のシームレスな提供、そ
して調剤あるいは投薬の安全性の確保、そ
ういった観点から大事になってくると思いた
すので、そういった観点をしっかりとあわせ持ったク
ラウドの構築に努めたいと思っております。

○稲津委員 森田政務官は、特にこの事業につ
いて大変精力的に取り組んでおられるという話を
伺っております。私は、この質問のまとめとし
て、先ほど申し上げましたけれども、電子カルテ
と医療のクラウド化というのは車の両輪みたいな
もので、今回の震災で改めてこの重要性とい
うのがお互い認識できたと思うんです。ぜひこの事
業を強力に進めていただくようお願いしたいと
思います。

最後に、かなり時間も参りましたので、簡潔に

質問させていただきましても、超高速ブロー
ドバンドの普及促進についてということでお伺
いをさせていただきますと思います。

先ほど、電子カルテそれから医療情報のクラウ
ド化は車の両輪という話をしました。しかし、そ
こを実行できるような環境がなければいけない。
私は、これが意味では光の道構想に相通じて
くるものだと思います。

ブロードバンド基盤の整備状況を調べてみま
すと、二〇一〇年度末の時点でブロードバンド基
盤の整備状況というのは、ブロードバンドは一〇
〇％、しかし、超高速ブロードバンドでは九二・
七％になっているということで、残り七％とい
つても、これをひもといていくと、ほとんどが地方
の財政規模の小さい自治体が多い。中山間地です
とか過疎地とか、そういうところが残ってしまっ
ている。ある意味では、この時代にこの部門につ
いては大変な格差が生じている。

原口委員長が大臣時代に出された光の道構想
は、二〇一五年までに全家庭に超高速ブロードバ
ンドサービスを提供するというものであって、私
は、これは非常に画期的なことであって、ぜひと
も進めるべきだ、こういうことをこれまでのこの
委員会でも質問させていただいてまいりました。
そこで、もう時間もありませんので、一つ聞か
せていただきたいんです。

先般、北海道のある自治体に伺ったある事業者
から話を聞きましたけれども、我が町では残念な
がら超高速ブロードバンドは未整備だ、そして、
その原因をいろいろ考えていったときに、やはり
自治体負担が伴っている、そこがなかなかクリア
できないんです、こういうような印象を持ってい
ますという話を聞きました。

調べてみると、やはり自治体それぞれの事情が
あるかもしれないけれども、なべて見てみます
と、先ほど申し上げましたように、いわゆる財政
規模の小さい、そして地方の自治体が多いわけ
ですね。

ですから、ここを本当に手当てしていくために

は、超高速ブロードバンドをユニバーサルサービ
スとしてやっていかなきゃならないだろう。そう
いうことで、例えばNTTも積極的に設備投資を
していただく、ほかの事業者は全体でこれを見て
いくということが非常に大事だと思うんです。

この点について、総務省で今後どういうふう
に取り組んでいこうとされているのか、このことを
最後にお聞かせいただいて、質問を終わりたいと
思います。

○松崎副大臣 答えいたします。

おっしゃるとおり、すべての国民がICTの発
展、ブロードバンドの基盤整備を望んでいる。そ
して、デジタルデバイドを解消する、これも重要
であります。

他方、ユニバーサルサービス制度は、全国にお
きまして国民生活に不可欠な通信サービスを適
切、公平、安定、こういう形で維持するための制
度であります。今までは、加入電話、公衆電話、
緊急通報、こういったものが対象でありました。
この見直しも現在しております。

また、ブロードバンドをユニバーサルサービ
スとすることは、そのあり方によっては国民利用
者に大きな影響、負担増、そういったものを及ぼ
すこともあり得るので、こうしたことを踏まえま
して、光の道構想実現に向けて工程表を既に発
表しております。二〇一三年以降にまたこのこと
を改めまして検討する、そういうことになってお
りますので、今後ともしっかりと検討を進めてい
きたい、そのように思っております。

○稲津委員 それでは、以上で終わりますけれど
も、私は、このテーマについてはこれから積極
的に質疑をさせていただきたいと思っています。
残念ながら、この点については、前もお話し申
し上げましたけれども、平成二十四年度の予算が
前年度に比べて減っているわけですよ。そういう
ことを思い合わせていきますと、幾らこれに積極
的に取り組んでいきますと、ユニバーサルサービ
スをしつかりやっていきます、そういう答弁にな

らないと思っております。そのことを強く申し
上げまして、質問を終わります。

○原口委員長 午後一時から委員会を再開するこ
ととし、この際、休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後一時開議

○原口委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続行いたします。大泉ひろこ君。

○大泉委員 民主党、大泉ひろこでございます。
私は、茨城六区の選出でございます。茨城県
も被災県の一つでございます。

五月の連休でしたか、宮城県気仙沼市に参りま
して、その惨状を見てまいりました。とてもさ
まじいものでございましたけれども、茨城県もま
た被災県で、結構忘れられているところが多うご
ざいますので、せんだって、茨城県知事と一緒に、
茨城県を忘れないでと表紙に書きまして、閣
僚の皆様方のところに上がったところございま
す。

まず、被災県として大臣に、今回の地方交付税
の総額特例法改正法案など三法におきまして、地
方負担を実質ゼロにしてください、この方向を打
ち出された御判断に大変感謝を申し上げたいとい
うふうに思います。

茨城県の話をちょっと続けさせていただきます
けれども、津波こそなかったんですけども、茨
城県というのは愛知県の次から屋根が多いん
ですが、かわら屋根に軒並みブルーシートを今か
けております。修理が追いつかないという状況で
ございます。そして、大谷石の塀が倒れていた
り、お墓が倒れていたり、もちろん道路、用水
路、これらも随分壊れて、今は修復の途上にある
ということでございます。

ただ、茨城県の県民性がおもしろいございま
す。関東平野の真ただ中にあるところなんです
けれども、我々も被災県だけれども、東北三県は

もつと大変だ、あつちを優先してくれと言うんですね。茨城県人として、私は非常に誇りに思うわけでございます。

しかし、そうは言っていられないので、先ほど申し上げましたとおり、知事と一緒に、茨城県を忘れないで、政治家としてはそれをやっていかなければならないというふうに思っております。大臣のところにも参りましたけれども、茨城県を忘れないでというその気持ちが通じまして、茨城県が一番欲しかったのは、実は復興基金なんです。これをつくっていただくことになりまして、しかも非常に自由度が多い使用方で、復興を実行していける体制をつくっていただいた、このことも非常に感謝申し上げます。

今回の災害で、東北、私も北関東も含むわけでございますが、一般に東北人は我慢強いというふうに言われてまいりました。大臣は滋賀県の御出身でいらっしゃいますけれども、お隣の副大臣は東北、もうお一方は栃木県、北関東でございますが、いかがでございますでしょうか、東北とか、あるいはもうちょっと広く東日本という地方を大臣御自身がどう見ていらっしゃるか。ちよつと難しい質問なので、感想みたいなものでよろしゅうございますので、お聞かせいただけますでしょうか。

○川端国務大臣 私は関西人でありまして、言葉も、長年永田町にいても全然関西弁が抜けません、すけれども、茨城県とは、私は高校が彦根です、彦根藩と水戸藩という、いろいろな御縁もありました。

やはり、まずは震災に関して、茨城県も本当に大変な災害に遭われたことを承知していますし、地理的とか地質的にも、意外に、東北の方は海岸線を含めて津波で大変な被害が多かったんですが、地震による部分というのはもちろん起こっているんですけども、津波の方がはるかに上回る災害になっております。

も、そういう部分ではむしろ非常に大きい災害が出ていっているというので、これは多分、私は専門家ではありませぬけれども、いわゆる地質学的な構造にもよるのかなというふうに思いました。

そういう中で、それぞれの地域、外見的にですが、今回の震災で改めて思いましたのは、東北地方は日本のまさに食料庫である、お米も水産も含めて食べ物、一番の産地の拠点であったということと、そして、実は最先端の、日本の先端技術を支える製造業のサプライチェーンの拠点でもあったという、物づくりと食づくりの拠点であったのだなと改めて感じたところでございます。

同時に、あとは、やはり東北地方の人は我慢強い、口数はそんなに多くないと言われます。個々人の差はありますけれども、気候、風土、それにはぐくまれた文化等々を含めて、比較的厳しい気候、環境の中、地形的にも厳しいという中、冬も厳しいという中でやはりそういうものがはぐくまれたのではないかな。関西人とはかなり性格が違ふなというのは、政務も、ここには来ておりませんが、主演さんも東北でございますし、日々接していると、やはり関西人とは大分違うなというふうに思っております。

余りお答えにはなりません、感想としては、長年の風土がそういう気性、気質をはぐくんできたのかなというふうには思います。

○大泉委員 大変御丁寧な御答弁、ありがとうございます。大臣は関西の御出身とおっしゃいましたので、おおきに申し上げておきたいと思えます。

私は、旧厚生省の出身でございます、旧厚生省で仕事をしておりましたときに、新しい補助金をつくりますと、いつも積極的に取りに来るのはまず関西、それから西日本なんです。なかなか東北の県は取りに来ないということに気づいておりました。

そしてまた、医療費なんですけれども、昔から、西高東低と申しまして、医療保険は西日本の方が余計に使う、東日本の方が余り使わないとい

う構造になっておりますことや、医療資源ということでは、人口十万人対医師の数の全国平均が二百六人なんですけれども、それを上回る東北の県はございません。これはなぜだろうなというふうにずっと思っていました。

私の厚生分野だけじゃなくて、例えば教育の分野でも、大学の進学率というのは、これは短大なんかも含みますけれども、全国平均が五三・九%でございますが、東北でこれを超える県はないんです。ずっと下にあります。ちなみに、大臣御自身の滋賀県は五九・二%と、非常に高い水準にございます。

こうした医療とか教育という社会サービス、社会資本の違いというのは、今始まったことじゃなくて、明治維新からの政府の投資の仕方に違いがあったのではないかと、いうふうには思っています。

東北の諸藩連盟というので徳川幕府につきまして、明治維新になったときに、長州と薩摩が一緒になった藩閥政府のもとで、非常に罰せられたわけでございます。当時の支配階級の士族は、帰農するか、農業者になるか北海道に移るかというふうなことで、支配階級を失って、その後百四十年間、ある意味で政府の投資というものが非常に薄かったというふうには思っているんです。東北本線とか東北大学とか釜石の鉄工所とか、非常に限られたものだったんじゃないかというふうには思われるわけでございます。

そうして、長期間のスパンで考えますと、例えば戦前の昭和恐慌の後の東北大飢饉、一九三一年から三四年の間に起きたもの、このときは、娘の身売りをしたり、大根をかじったり、あるいは餓死した人がたくさんいたわけなんですけれども、こういう東北大飢饉も、それから今回の東日本大震災も、遠因として、やはり政府の東日本に対する投資というのが少なかつたからではないかというふうには私は思うわけでございます。

したがって、この東日本大震災の復旧復興につ

いては、目の前の仕事というよりは、むしろ百四十年分の仕事を今回すべきじゃないかなというふうには私は考えておまして、先ほど大変いい御答弁をいただきましたが、もう一言つけ加えることがあれば、よろしくお願い申し上げたいと思えます。

○川端国務大臣 確かに、江戸時代も含め、明治政府を含めて、いろいろな歴史的経緯の中で東北というのがある一定の位置づけをされたという経過は、私も多少なりともあったというふうに思います。それがいろいろな形で影響しているという先生の御説も説得力があるのかなというふうに思いました。

今回、不幸にしてこういう大震災で壊滅的な状況になったというときに、単なる復旧復興ではなくて、私は、これからの日本、大転換期にある日本が、こういう地域、こういう社会で新たに再スタートするんだ、そういう先進的、モデル的な地域として復興されていってほしいなど。

先ほどの御議論、午前中もありましたけれども、医療とICTを組み合わせた最先端の医療等々というのが、あるいはICTのクラウド化した自治体とかいうのが、やはり医療やそういう地方自治体も含めて、そして特にエネルギー問題でも、再生エネルギーを日本はもつと世界で技術を生かして最先端でいこうというふうなことも、やはりすべてが東北地方から始まっていく、道を切り開いていく、そういう復興にしたいという思いを大変強く持っております。

○大泉委員 大変優しい、力強い御答弁、ありがとうございます。

それでは、次にお聞きしたいのでございますけれども、今回の東日本大震災と阪神・淡路大震災を比較いたしますと、阪神は日本経済のいわば動脈地帯で、人口密集地でございます。東北は一次産業の地であったわけでございます。今回の震災復興交付税というのは、阪神・淡路のときもなかった、初めて創設されたというふうにお聞きいたしました。この二つの震災を比べまして、総

務省としてどのように取り組み、どのようにに対応されたか、違いがあったかどうか、教えていただけますでしょうか。

○川端国務大臣 御指摘のように、津波はあったかなかったかということもあります。それから、阪神・淡路の場合は主に、非常に大きな災害はすべてでそうだけれども、というときに、やはり人口密集の大都会で起こった。裏返して言いますと、財政基盤はある意味では強い地域であった。そして、多くの死者の皆さんの部分では、震災で家が壊れたというのと同時に、その後起こった火災が犠牲を拡大したという背景がありました。そして、その部分では、やはり神戸市というのが非常に中心的に、被災も含めて中核にあった。

今度の東北の場合は、範囲は非常に広い、津波の被害が大変大きい、加えて原発事故の部分の深刻な影響も与えている。そして、範囲が広いということということで、関係する市町村が物すごく多くて、先ほど来話題にもなっていますが、いろいろな経過の中で、いわゆる少子高齢化の中でもと大変厳しい地方自治の運営をされていて、高齢化が進み、なかなか仕事がない、そして一次産業にかなりの部分を頼っているという地域であったという部分は、構造的に相当な違いがあるというふうに思っております。

○大泉委員 ありがとうございます。

それでは、ちょっと話題をかえますけれども、現在、一次、二次の補正予算の執行が始まったことによつて、本年の四分の三・四半期のGDPが名目一・五%押し上げ効果があったというふうに伝えられております。

これは内閣府にお聞きしたいのですが、復興予算の投資効果をどう見積もっているのでしょうか。

○梅澤政府参考人 お答え申し上げます。

第三次補正予算に盛り込まれました施策のうち、GDPの押し上げに直接資する施策の効果を合計いたしますと、実質GDPを一・七%程度押し上げると内閣府の方で試算いたしております。

○大泉委員 ありがとうございます。

押し上げ効果があるということでございますが、阪神・淡路のときも復興予算で非常に押し上げ効果がありましたけれども、長続きはしなかったわけでございます。したがって、今度、押し上げ効果があつても、これから恒久的に東北がよみえるか、あるいは十九兆円ぐらいのかどうか。あるいは、黄川田副大臣の御出身の岩手県ではリアコライダーという大きなプロジェクトを考えていらっしゃるけれども、そういうものが実現するののかどうか、あるいは復興特区が成功するののかどうか。そういう復興需要が日本を再生する起爆剤となりますよう、しっかりと財政出動を続けていく必要があるというふうに私は考えております。

次の質問に移りたいと思います。

今回の震災復興特別交付税でございますが、これは地方債の補てん、いわば補助金を交付するものでございますが、一〇〇%の補助金と結果的には違いないと思うんですが、この方法をとるメリットというのは何でございますでしょうか。

○黄川田副大臣 お答えいたします。

まず、被災地の復興の財源につきましては、通常の歳入歳出とは別枠で整理いたしまして、そしてまた国費による措置を大幅に拡充した上で地方財源を確実に確保する、これが基本だと思っております。

地方負担の関係でありますけれども、これまでの制度は、まず地方債により措置した上で、後年度その元利償還金を交付税により措置するというふうな形で取り扱っております。実は、第二次補正予算まではそういうふうな取り扱いでございました。

ただ、政令指定都市の神戸市が立ち上がるのは違つて、被災地の多くは大変厳しい中にあります。自治体も、しっかりと全力で復旧に立ち向かうためには、やはり安心できる財政制度が必要だと思っております。

期間中、平成二十三年から平成二十七年度の復興復興対策として必要と見込まれる支出十九兆円程度につきまして、特別に財源を確保して対処するということにいたしましたわけでありまして、地方負担分を地方債により措置するのではなくて、地方交付税、現ナマを増額いたしまして、事業実施状況に合せて、そしてかかる費用、地方負担はゼロにする、これが肝だと思っております。

いずれ、財政面で確かな裏づけを創設するということが大事でありまして、しっかりと自治体が行うことが大事でありまして、そのための制度設計であります。

○大泉委員 大変ありがとうございます。

もう一つ伺いたいと思います。

震災復興特別交付税の対象となる復旧復興事業でございますけれども、これは、これから先、予想を超えて多くなったりするかもしれないし、また来年度も必要になったりするかもしれないし、で、なかなか事業執行の難しさというのが考えられると思いますけれども、この対象となる事業というのは何と何でございますでしょうか。

○黄川田副大臣 お答えいたします。

今回の震災復興特別交付税一兆六千六百三十五億円については、第三次補正予算に伴う地方負担分が七千三百二十二億円でありまして、まずこれへ対応いたします。それから、平成二十三年の一次、二次補正予算等に伴う地方負担分が六千三百十三億円でありまして、それから、震災関連の地方税法の改正等によりまして地方税等の減収分が三千億程度であります。これらへもさかのぼって対応するというところであります。

そしてまた、補助事業等でありましても、どうしても二十三年に消化できるのかというさまざまな課題がありまして、二十四年度、翌年度に繰り越される場合の取り扱いについては、復興特別交付税でありますけれども、総額特例法案におきまして、実施状況、進捗状況を勘案いたしまして、そして二十四年度分、翌年度分としても交付できるような、そういう形になっております。

いずれ、予算は、三次補正がつきまると、今度は県とか市町村の補正予算であります。措置された予算の執行はというと、どう考えても翌年度ではないか、二十四年度ではないかと思っております。

これは質問されておられませんけれども、予算の執行にはマンパワーが必要であります。ですから、人的支援もしっかりとやっていかなきゃならない、こう思っております。

○大泉委員 質問時間が終わりましたので、大臣、副大臣、政務官、ますます頑張ってください。ありがとうございます。

○原口委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

三次補正関連三法案について、政府並びに修正案提出者に質問をいたします。

まず、今回の地方税の負担増を求める内容とすると、個人住民税の均等割の問題があります。財源確保法案は、全国的かつ緊急に自治体が行うための施策、緊急防災・減災事業に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率及び地方たばこ税の税率について地方税法の特例措置を講じようというものでした。

なお、民主党、自民党、公明党の修正案が出ましたが、これによると、地方たばこ税は削除をされ、地方たばこ税の税額分が個人住民税均等割に上乗せをされる形になっております。結果として、個人住民税均等割の標準税率年額四千円に対し、千円の上乗せを十年間継続するものとなっております。その点で、低所得者への課税の問題が問われます。

最初に総務省にお尋ねしますが、この個人住民税均等割の納税義務者について、総務省の資料では五千九百三十六万人となっておりますが、それでは非納税義務者は何人か、この点についてお答えをください。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

個人住民税均等割の納税義務者数は、五千九百三十六万人程度となっております。個人住民税均等割の非納税義務者数を、就業者数から個人住民税均等割の納税義務者数を差し引いたものと定義をいたしますと、非納税義務者数は三百四十六万人程度となっております。

○塩川委員 三百四十六万人という御答弁がありました。

もちろん、正確に言うとなんか受給者の方とかいろいろあるわけですが、わかりやすく一定の要件を定めた中では、就業者数の中で見た場合に、納税義務者数は五千九百三十六万人に対し、非納税義務者数はわずかに三百四十六万人。ですから、圧倒的多数の方に課税されるというのがこの個人住民税の均等割分であります。このような課税というのは、低所得者からも税金を取り立てる仕組みとなります。

同様に、総務省の資料で見ますと、納税義務者数、平成二十一年所得で見た場合に、今挙げてもらった均等割五千九百三十六万人に対して、所得割では五千四百七十七万人です。所得税で見ると五千五十二万人ですから、要するに、所得税も払っていないような低所得者からも負担を求めているということになっています。

総務大臣にお尋ねしますが、考え方として、こういう所得税も払っていないような低所得者からも負担を求めるようなやり方というのはおかしいんじゃないのか、このように考えますが、大臣の考えをお聞かせください。

○川端国務大臣 今回の約八千億の、震災を契機としての防災のための各地方自治体における対策のために財源を、地方の皆さんの負担をお願いしたいということで提案しているわけですが、いろいろな観点があると思いますけれども、できるだけ広くすることによって薄くなるということで、今御指摘のように、均等割ですと五千九百三十六万人、所得割ですと五千四百七十七万人、所得税ですと五千五十二万人ということでありまして、

ら、広くという意味で、一番均等割の人数が多いですから、この部分でした結果、薄くということ、政府提案としては、五年、年額五百円ということ、提案をさせていただいた。基本的な考え方はそこにあります。

なお、低所得者もここには含まれる、今の分です。減免措置が三百万人オーダーということですが、本当に所得の、家計の厳しい世帯には減免されるという制度がございしますが、できるだけ広くということ、薄くしたいということ、考え方として持たせていただきました。

○塩川委員 要するに、生計費もまもらないような低所得者にも負担を求める、そのあり方そのものが問題なんだということを言っているわけがあります。

こういう点で修正案の提出者にお尋ねをいたしますが、要するに、政府の提案に、たばこ税をなくすことで結果として個人住民税の均等割を上乗せする、そういう意味では低所得者に対してより負担を求める仕組みとなっているという点について、今言いましたように、生計費もまもらないような低所得者に対して課税をするという負担の求め方そのものが問題だと思いますが、そういうことについてはお考えにならなかったんでしょうか。

○稲見委員 お答えいたします。

東日本大震災からの復興に関して地方団体が実施する防災のための施策に必要な財源につきましては、復興基本方針を踏まえまして、より多くの方から薄く広く負担をいただく、こういう観点から、広く住民の方に負担をお願いしている個人住民税均等割の引き上げにより確保するというようにしたものであります。

先ほど坂本委員の方からの質問にもありましたけれども、個人事業者の市区外居住者、いわゆる店舗課税ということにも均等割が課税をされておりました。そういう意味では公益性の高いものだというふうに思っております。

て、所得の極めて低い者には課税をされないほか、障害者、寡婦等で合計所得金額が百二十五万円以下の者は非課税になる、こういうふうな低所得者にも配慮をした仕組みになっております。

また、以前であります、老年者非課税というのがありました。平成十八年から二十年の間に段階的にこれが廃止をされております。老年者年金特別控除を含めまして、老年者控除、老年者非課税、これは民主党の選挙のときのインデックス、マニフェストにも入っておりまして、政治家稲見哲男としては、今後の税制改正の中で努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○塩川委員 お二方からありましたが、そもそも、基本方針で「今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合う」という仕組み自身が、結果として庶民増税を押しつける仕組みになっているということが問題だと今申し上げてきたわけでありまして。

あわせて、低所得者については減免、あるいは所得の極めて低い者には課税されないという答弁もありましたけれども、例えば独身の給与所得者の非課税限度額を見ても年間百万円以下になっているわけですから、そういう意味では、本当に極めて所得の少ない、ワーキングプアと言われるような人からも取り立てる仕組みになっているということでは、大臣に伺いますけれども、生活すること、困難なような所得の極めて低い者からも均等割とせいの税を取るようになっていくんじゃないか。

○川端国務大臣 生活するのに極めて困難というのをどういうふうに見るかはそれぞれお考えがあると思いますが、いわゆる非課税限度額制度等によって、所得の極めて低い者には課税されないという仕組みになっております。

一方で、個人住民税は、その地域に暮らす者としての、いわゆる地域住民としてのいろいろな行政サービスを受ける前提としての部分でありますので、今回の御負担は、地域の防災力強化という観点から、一定の部分には応分の御負担をいただ

きたいという趣旨でございます。

○塩川委員 そもそも、低所得者で生計費さえまかならない、そういう人から、その生計費から税金を取り立てるようなやり方は認められないということを重ねて申し上げ、税の基本は、応益負担ではなく応能負担こそ税制の基本として貫くべきだ、このことを申し上げておきます。

あわせて、今回の個人住民税の均等割の引き上げについて、被災地、被災者にとつてどうなのかという点についてお尋ねをいたします。今回の個人住民税均等割の標準税率の引き上げは、被災自治体でも行うことを求めるんでしょうか。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

個人住民税均等割の引き上げは、全国の地方団体が実施する防災施策に必要な財源を確保するために実施するものであり、被災自治体においても、みずから実施する防災施策の財源を確保するため、個人住民税均等割の引き上げを行うことになるものであります。

なお、均等割の税率引き上げは地方団体の自主的な判断に任されているため、被災者への配慮などの観点から、地方団体の判断で税率の引き上げを行わないことも可能となっております。

○塩川委員 それで、お尋ねします。

被災自治体においても標準税率の引き上げを行うものとなる、ただ、被災者への配慮などもあり得るということですが、そもそも今回の場合、負担増を要請するわけですよ。被災地においては、被災者の皆さんが懸命に暮らしの再建、地域の再建に努力をされておられる、復興復興の先頭に立って頑張っておられるわけですから、生活そのものは、多くの家族を失い、また財産も失う中で、仕事あるいは生業も奪われる中での生活、いわばゼロではなくマイナスからのスタートなわけですから、マイナスからのスタートを支援するときになぜ負担増なのか、こういうあり方そのものが問題じゃないのか。

大臣と修正案提出者にあわせてお尋ねいたします。

すが、こういう被災地の、マイナスからのスタートとなるような被災者に対して負担増を押しつけるということそのものが被災地の復興につながるかと考えているのか、この点について、それぞれお答えいただけますか。

○川端国務大臣 被災地の復旧復興がマイナスからのスタートであるという表現をされましたけれども、大変なところからの再スタートであることは事実でございまして、それを支えるために、いわゆる被災地を中心とした部分に対していろいろな形で制度設計をし、財政支援をし、今回の補正予算を含めて新しい制度設計で取り組むというところで最大の手当てをいたしております。

一方で、全国に関して防災機能を強化するという部分で、個人住民税を引き上げて負担していただく中で全国の底上げをするという部分で、現実には被災地も含めて御負担いただくことは、これは復興基本方針にもありますように、国家的な危機である東日本大震災を乗り越えて復興を実現し、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を構築するために必要な事業であり、被災地の復興にもつながるものでございまして、また、その集まった部分をどういうふうに使うか、さつき、午前中の議論にもありましたけれども、そういうことを含めて、これは被災地の復興にも当然つながる事業でもございまして、そういう部分での御負担を、御協力をお願いしているところでございます。

○稲見委員 お答えいたします。

今大臣からもありましたように、この均等割の引き上げにより財源を確保して地方団体が実施する防災施策は、国家的な危機である東日本大震災を乗り越えて復興を実現し、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を構築するために必要な事業であり、被災地の復興にもつながると考えております。

また、先ほどもお答えをいたしましたように、極めて所得の低い方々には課税をされないための、そういう仕組みがございます。

また、地方税法の三百二十三条の規定によりまして、天災その他特別の事情がある場合においては均等割を減免することができるとされておりました、個々の被災者の状況に応じて減免することも可能になっております。その場合、特定被災公共団体に指定をされれば、この減収分につきましては特別交付税で措置をされる、こういうふうなことでございまして、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○塩川委員 そもそも、マイナスからのスタートとなる被災者に対して負担増を強いことが、本来の意味で被災地の復興になるのかということを開いているんですよ。結果として、集めた財源で必要な措置をとるということ自身は、全国防災を含めて、それはその地域、被災地における復興になるでしょう。しかし、そもそも、マイナスからのスタートの被災者に対して負担増を押しつけるということ自身が、かえって被災者の暮らしの再建の足を引っ張る、そういう措置につながるようなことを国が行うのでいいのかということを開いているんですよ。

大臣、もう一度お答えください。

○川端国務大臣 いろいろな低所得者への対応、それから減免措置を講ずることができて、その部分は被災県等々においては財政措置を講ずることができるということで、ここは地方自治体の御判断に任せることでありますけれども、そういう意味で、トータルとして復興に資する部分でいろいろなお金がかかる部分を国民全体で、広く薄くでありますけれども御負担をいただくという趣旨の部分では、被災県においてはそういう事情があるから減免したりすることもある種のバックアップ機能として持つ中でやらせていただく制度でありますので、ぜひとも御理解をいただきたいと思っております。

○塩川委員 理解できません。

いや、そうはいっても、被災者の皆さんの状況を踏まえて、個別減免とかもできます、課税免除の仕組みなどもありますということですから

も、個別減免をした場合には、その被災自治体が税収が減る、減収になります。均等割を引き上げたということ考えたときに、被災者に対して個別減免をした場合には、その自治体の減収分は、今言ったように、特交で措置されるということではないんでしょうか。

○稲見委員 先ほど申し上げましたように、特定被災公共団体に指定をされておれば、特別交付税で措置をされるというふうな理解をしております。そして、この特定被災公共団体は被災地ということではほぼ網羅をされておりますので、そこで個別減免によって、先ほど申し上げました地方税法第三百二十三条の規定により減免をした場合は減収補てんをされる、こういうふうな理解をいたしております。

○塩川委員 その特交というのは、きょう議論もしています震災復興特別交付税ということなんではないでしょうか。

○稲見委員 これまでもそういう措置がありましたので、その場合は一般の特別交付税ということになります。

今回の場合は、復興特別交付税という形でそれを上積んでおりますので、そのことで措置がされる、こういうふうな理解しております。

○塩川委員 きょうの法案審議で、震災復興特別交付税というのは二十三年度そして二十四年度という措置であります。個人住民税の均等割の引き上げは平成二十六年六月からですから、そういうときも、では震災復興特別交付税が継続されているということになるんでしょうか。

政府の方、大臣に確認します。

○川端国務大臣 かなり技術的な問題ですが、均等割を一切引き上げないことにするということをしますと、これに関しては、それは歳入をみずから放棄したということでもありますから、このことに関しては、標準税率との差額を実質的な減収というふうには考えませんので、今の制度で地方財政措置は想定されていません。

ただ、個人住民税の引き上げはするけれども、

一定の条件、今、低所得者に関してはありますけれども、それをもう少し条件を変えて減免するという措置をされた部分においては、歳入の欠陥ということにおいては財政措置を講ずるという仕組みはありますので、これで手当てをすることになります。

○塩川委員 二つのことについてお答えいただいたわけですが、一つは、個人住民税の均等割を引き上げないという措置を自主的判斷でつた、その分はそもそも歳入として見込まれないわけだから、その部分については減収でもないわけだから、何らの地方財政措置もないよ。ですから、被災自治体が自主的な判斷で、被災者の皆さんに負担増をかけるのは申しわけない、こう思つて、個人住民税の均等割は標準税率の引き上げを行わないと決めた場合については、何らの穴埋めの措置もないということなんですよ。これを見て、被災者の皆さんに被災自治体が寄り添った対応をとるのを困難にするということを政府としてプログラムしているということになります。

もう一点、個別減免の話でありますけれども、その点ではもう一つ確認をしたいんですが、交付税措置の話があつたわけですが、先ほど言いましたように、個人住民税の均等割の引き上げが実際に出てくるのは二十六年以降ですから、そのときに震災復興特別交付税があるのかどうか。もし、ないということであれば、どういう交付税措置を行うことになっているのか。

この点について、もう一度お答えいただけますか。

○川端国務大臣 集中期間の部分は制度的にはつきりしているわけですが、それが切れる部分においては、今までの流れを含めながら判斷をしていくものだというふうに思っております。

○塩川委員 集中期間というのは、何年という意味なんですか。

○川端国務大臣 集中期間の間は五年でありますので、この部分は、この部分をしっかりとやっていきたいというふうに思っているということでございます。

います。

○塩川委員 それは、どこにどういうふうにするか、五年間は震災復興特別交付税で被災自治体における税の減収分は穴埋めしますということ、どこにはつきりとうたわれているんですか。

○川端国務大臣 これは、現在そういう方向でやりたいということで、法律的に担保されているものではないです。

○塩川委員 要するに、予算措置ですから、年度ごとで更新するというんですから、今の時点で何らの担保はない。

もちろんそういう方向でやってもいいと思いますけれども、政府全体として決まっている方針ではありませんから、そういう点でも、この個人住民税の均等割の引き上げが行われたときに、その時点でも被災者の方々が困難な暮らしをしているときに、個別の減免を行おうとしたときには震災復興特別交付税が使えないと言えないというのが今の時点であるわけで、そうなると、結果として、負担軽減の措置を被災自治体として行うことをちゅうちょせざるを得ないような状況になってくるということになるんじゃないでしょうか。重ねてお尋ねします。

○川端国務大臣 それぞれの自治体の状況、そしていろいろな復興事業を含めた、財政状況を含めて、トータルとして、この制度、仕組み含めて、自治体で御判断をいただくことになるというふうには思います。

○塩川委員 いや、被災自治体に丸投げするような話じゃないということであります。

被災者の暮らしを再建してこそ、地域の再建、この東日本大震災からの東北地域の再建にもつながるわけで、それ自身が日本の再建になるんだという方針でやっているときに、肝心の被災者の方への負担増についてまともな地方財政措置が行われなないという点では、被災自治体を支援することにはならないし、逆に被災者の生活再建の足を引っ張るものにならないということを申し上げておかねばなりません。

私は、財源を確保するというのであれば、この間引き下げられてきた大企業や大資産家の課税こそ見直して、復興財源に充ててべきだということとを申し上げたい。

個人住民税というのであれば、所得割とか均等割とかに加えて、配当割、株式等譲渡所得割もあるわけでありまして。いわゆる証券優遇税制については、証券優遇税制によって、国税、地方税合わせ、本則二〇％の税率が一〇％になっています。

地方分を見ると、本則五％が三％に引き下げられております。

そこで、総務省にお尋ねをいたしますが、個人住民税の配当割、株式等譲渡所得割、税率を本則に戻すところのぐらゐの増収が見込めるとお考えでしょうか。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

上場株式等の配当、譲渡益に係る軽減税率三％を本則税率五％に戻した場合、過去五年間の平均をもとに試算をすれば、毎年約一千億円程度の増収と見込まれます。

○塩川委員 年間一千億円の増収が見込まれるということでありまして。

ですから、個人住民税の均等割も十年間ですけれども、個人住民税の退職所得一〇％税額控除の廃止分も含めて、十年間では〇・八兆円ということに對して、この証券優遇税制、地方分だけをとつても十年間では一兆円ということでありまして、おつりが来るといふことであります。

総務省に重ねてお尋ねしますが、上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率、証券優遇税制については、本則に戻すのはいつということになっているんでしょうか。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る一〇％軽減税率については、現下の厳しい経済状況にかんがみて、景気回復に万全を期するため、二年延長することとしているところであります。一〇％軽減税率は、公平性や金融商品間の中立性の観点から、本則税率とすべきものと認識しており、経済

金融情勢が急変しない限り、本則税率化を平成二十六年の一月から確実に実施することとし、その旨を平成二十三年度税制改正大綱に明記しているところであります。

○塩川委員 今お話しいただきましたように、平成二十六年一月からは本則に戻す。平成二十六年一月以降、年間一千億円の増収が見込まれるということなんですよ。

今議論をしてみました個人住民税の均等割の引き上げというのは、平成二十六年の六月から十年間です。というのを考えると、ほとんど同じ時期でもありますから、こういう証券優遇税制の税率をもとに戻すことによる増収を充てれば、そもそも低所得者にも広く負担を強いることになる均等割の引き上げを行う必要はないと考えますが、大臣、いかがでしょうか。証券優遇税制を本則に戻すことによる増収分を財源に充てようということとは考えたことがないということなんですか。

○川端国務大臣 先ほどお話がありましたように、この税制は、経済状況を含め、いろいろな市場動向を含めて、さまざまな議論の中で一定の方向をつけているものでございますが、今回の震災復興に関する諸財源については、国民に幅広くこの未曾有の状況に對して御負担もお願いする中で、総力を挙げて復興をやっていくという観点でございますので、我々としては、意見は異なるのかもしれませんが、できるだけ幅広く薄くという観点でありますので、対象とすることにはしないこととしたところでございます。

○塩川委員 いや、その考え方が間違っているということとを申し上げてきたわけであります。この証券優遇税制の廃止の議論というのは、政府税調でもこの間行われてきたわけであります。昨年でも、総務省の皆さんも、逢坂大臣政務官も行かれて、当然議論をされてこられた。一〇％引き上げて本則に戻せば一千億増収ですということも言ってきたわけであります。

要は、なぜそういう議論になってくるかという、所得税の税率というのが非常に公平性に欠けると、所得税の税率というのがあるわけでありまして。ですから、所得ごとに所得税の税率のグラフを出すと、だんだん所得がふえるにつれて上がっていくわけですが、一億円ぐらゐをピークとして、その先下がるわけですよ。つまり、所得が大きくなればなるほど所得税率が下がるんです。

それというのは、この証券優遇税制が分離をされて、それに対して、本則二割のところを一割という課税となっているから、結果として、高額所得者ほど、つまり金融資産をたくさん持っている人ほど所得税率が下がるんですよ。これは公平性に欠けるじゃないかということで、少なくともこの本則二〇％に戻すべきじゃないかという議論があるわけでありまして。

手当てをするのであれば、これこそ行うべきだ。こういう措置こそ行って、しっかりとした地域の復興のために充てていく。こういう措置こそ行うべきということを申し上げ、低所得者に増税を押しつけるのではなく、大企業、大資産家減税こそ見直して、復興財源に充てるといふことを強く求めておくものであります。

次に、残りの時間で、原発事故関連で質問をいたします。

今、首都圏の自治体から、ストロンチウムの測定を求める要望が出ております。この間、セシウムの放射線量の調査などが随分行われ、それだけではなくて、今、ブルトニウムですとかストロンチウム、非常に毒性の強いこういった放射性物質についての調査を求める声が広がっております。

文部科学省が九月三十日に、福島第一原発百キロ圏内のブルトニウム、ストロンチウムの土壌分析結果を発表しました。ストロンチウムは骨に沈着しやすい特性を持ちますし、白血病などの懸念があるわけでありまして。

そこで、埼玉県等の国への要望書を見ますと、その中にこのようにあります。文部科学省が六月から七月にかけて、福島原発から百キロ圏内の土壌中のストロンチウム調査を実施し、放射性セシウムに比べ極めて低い数値であることが発表された

が、九月に二百五十キロ離れた横浜市内の堆積物からストロンチウムが検出されている、土壌中のストロンチウムについて調査範囲を福島第一原発から百キロ圏外に拡大すること、こういう要望であります。

そこで、文部科学省、神本大臣政務官にお越しいただきました。こういった、ストロンチウムについての調査を広くやってくれという要望がどういう自治体から寄せられているのかについて、お答えをいただけますか。

○神本大臣政務官 お答えいたします。

文部科学省におきましては、地方自治体及び地方議会からの要望としまして、発生からこれまでの間に、千葉県袖ヶ浦市議会と福島県浪江町から、ストロンチウム調査についての要望書を受け取っているところでございます。

○塩川委員 首都圏の袖ヶ浦の議会と、また原発立地地域の浪江町ということでした。

私も埼玉から要望を受け取ったんですが、まだ文部科学省まで届いていないようです。今申し上げましたから、受けとめていただいたと思いますけれども、横浜市などからもそういう要望が出されております。

この間、航空機による放射性セシウムの空間線量の調査が行われ、放射能汚染が広範囲に及んでいることが明らかとなりましたけれども、一方で、人体に悪影響を与えるブルトニウムやストロンチウムによる土壌汚染の測定は十分に行われているものではありません。そういう点でも、空間線量は空間線量でしっかり調べるだけでなく、土壌分析もやってもらいたいというのが自治体の声であり、住民の皆さんの声であります。

ぜひ、政府として、文部科学省として、ストロンチウムに着目をしたしっかりとした土壌分析の調査、測定を行う必要があると考えますが、どのように対応されるお考えか、お尋ねをいたします。

○神本大臣政務官 お尋ねの件でございますが、文部科学省としましては、第三次補正予算におき

まして、この原発事故に伴う放射性物質の分布状況等を調査するために必要な経費を計上しているところでございます。その中で、放射性ストロンチウムに関する追加調査を実施する予定でございます。

具体的には、文科省に設置されております放射線量等分布マップの作成等に係る検討会がございますが、その検討会で、専門家の御意見を伺いつつ、今後の調査について調査範囲を拡大すること検討してございます。

以上です。

○塩川委員 三次補正での予算措置を行い、今、検討会で検討中ということでしたけれども、その検討会の場において、文科省が事務局として出席をし、モニタリング班の方のお話を伺っても、これは文部科学省として今現在どんな調査をやるうとしているのか、どういう調査が必要かという提案をしているのかについてお答えをいただけますか。

○神本大臣政務官 現在進められている放射性ストロンチウムの追加調査について、その方向性についてでございますけれども、一つには、一次調査、先ほど先生お触れになりました九月三十日に発表したものがございますが、そこで核種分析をしていない福島第一原子力発電所から八十キロ一百キロ圏内の土壌試料の調査、それからもう一つは、新たに百キロ圏外で採取する土壌試料、それからもう一つは、第一次調査において放射性セシウムの沈着量に対する放射性ストロンチウムの沈着量の比率が高い箇所の周辺で採取された土壌試料等、こういったことを今後追加調査の方向性の案としてお示しして、検討会で今検討していただいているところでございます。

以上です。

○塩川委員 確認ですけれども、今回新たに百キロ圏外で採取する土壌について、ブルトニウム、ストロンチウムの分析を実施する。その百キロ圏外について採取した土壌は、百五十試料ぐらいをサンプリングして、そのうち七十五試料を選ん

でブルトニウム、ストロンチウムの分析にかけるという提案をされたところと承知しておりますが、それでよろしいでしょうか。

○神本大臣政務官 ストロンチウムが百試料程度で、ブルトニウムが五十試料程度でございます。

○塩川委員 その百試料をどこからとるのかということなんです。

百キロ圏外という場合についても、広範囲に及ぶわけでありまして。一部の声としては、空間線量が年間一ミリシーベルト以上の地域に対応する形で土壌分析のための土壌の採取を行うというふう

に聞いていますけれども、そういうことなのか。私は、年間一ミリシーベルトということに限らず、それ以外のところでもストロンチウムについてのしっかりとした調査を行う必要がある。この間でも、セシウムとストロンチウムの分布について、必ずしも相関関係があるとは言えないと言われてきたわけですから、年間一ミリシーベルトの空間線量の地域に限った土壌採取調査ではなくて、広く分析を行うべきだと考えますけれども、その点についての文科省のお考えをお聞かせください。

○神本大臣政務官 先ほどの繰り返しになりますがけれども、具体的には、専門家の検討会議を今行っているところでございますので、その御意見を伺いつつ、今後の調査についてはやっていく予定でございます。

○塩川委員 例えば、私の住まいのある埼玉で見ても、東部の方の三郷、吉川などで年間一ミリシーベルトを超える。一方で、秩父の方でも年間一ミリシーベルトを超える。真ん中あたりはそんなに高くないねというふうに一般的に思われているわけでも、本当にそうなのかという懸念があるわけでありまして。そういう地域も含めてストロンチウムの土壌分析をしっかりと行うことによって、それを広く国民に明らかにすることを通じて政府の施策にも生かしていく、こういうことこそ必要だ。私の住んでいる所沢などでも、そういう懸念を持つ方のお話も伺っているところであり

ます。

空間線量と土壌汚染については必ずしも一致しないわけで、先ほど申し上げましたような年間一ミリシーベルトの地域に限定しない測定を行うべきということを重ねて要請し、さらに、海水中のストロンチウムの調査、何よりも徹底した除染を行うということ、負担は東電にしっかりと求めていく、国が責任を持った対応、このことを重ねて申し上げて、質問を終わります。

○原口委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 社会民主党の重野安正でございます。

閣法並びに修正案、それぞれについてただしていきたいと思います。

まず、閣法の震災復興特別交付税についてただしてまいりますが、東日本大震災からの復旧復興に向けて、今回の特別交付税が新設されました。これは通常の特別交付税とは異なる特例で、過去に例がないと聞いております。総務省の資料などを見ますと、個々の被災団体における負担をゼロとするように、実施状況に合わせて決定、配分予定となっております。

そこで、まず、今回の特別交付税は、復旧復興事業が具体的に行われた場合に、その事業を確認した上で交付する実績払いと理解してよいのか。一つ、また、その場合、本来使途の制限のない交付税の性格との関連はどうなっていくのか。その二点について伺います。

○川端国務大臣 お答えいたします。

震災復興特別交付税は、東日本大震災が我が国全体に未曾有の被害をもたらしたということで、被災団体に対して財源面でしっかりと裏打ちをしたということ、地方交付税の増額で地方負担分の全額を措置することでその負担をゼロにするというこの仕組みでございますが、先生お問いの部分でございますが、個々の団体が実施する復旧復興事業に係る地方負担額に応じて交付するという仕組みでありまして、そういう額が生じるというときに応じて交付をいたします。

で、均等割が五千九百三十六万人、所得割が五千四百七十七万人、所得税は五千五十二万人という納税義務者でございまして、広ければ広いほど額が少なくなるという意味で、個人住民税の均等割の引き上げで確保することにさせていただいたというのが前段のお答えであります。

また、所得に応じて負担すべきというのも当然のこととしてあります。いわゆる応能負担ということですか、能力のある人が負担する。

これは、今回我々をお願いしている部分は地方の防災に資するという事業であります。トータルとしての復興財源を含めての分で、所得に応じた負担としては、国の復興財源確保のために所得税に付加税を課すことにしております。

その旨は、国税においては所得税でかかるという部分で、これは定率、そして地方税においては個人住民税で、これは定額ということで、両者のバランスをとる負担をお願いするという一方を担っているというふうにもなっているわけでございます。

ちなみに、この財源確保額が地方全体で〇・八兆円程度でありまして、個人住民税所得割の税収の規模が大体十一兆円でございます。これに比べますと比較的少ないということで、仮に所得割の標準税率の引き上げでこの部分を賄おうとしたしますと、極めて低い税率になります。例えば十年ということで試算いたしますと、一〇%の標準税率がありますのを〇・〇七%引き上げということになりますので、全体からいうと、所得割の部分でいうと額が極めて少ないという背景もあったというところで、こういう形にさせていただきまして。

〇重野委員 閣法では、均等割を年間で五百円引き上げ、そのうち二百円を道府県民税、三百円を市町村民税とするのであります。しかも、都道府県税では、既に多くの県において標準税率を超えた超過課税を行っているという状況がある。特に、今回の震災で甚大な被害を受けた東北では、多くの県で既に標準税率の超過課税を行っ

ているのだ。

こうした超過課税を行っている自治体では対応はどうなるのか、その点について伺います。

〇黄川田副大臣 お答えいたします。

平成二十三年四月一日現在でありますけれども、委員御指摘のとおり、森林環境保全等の施策の財源に充てることを目的として、公益的機能の拡充、拡大、水源涵養とかということで、個人住民税均等割の超過課税、これを行って都道府県は今三十一団体あります。御指摘のとおり、私の岩手でもそうでありまして、東北では宮城、秋田、山形、福島で行っておりまして、私のところは年間千円、これについて負担しているということの現状であります。

また一方で、今回の個人住民税均等割の引き上げは、全国の地方団体で行われることが予定されております。全国防災・減災事業の財源確保を目的としておりまして、先ほどこれまた委員がお話しされましたけれども、道府県民税分では年間二百円の負担を五年間お願いするものでありまして、出しております修正案では年間五百円の負担を十年間お願いするものであります。これは、従来の超過課税とは別に、標準税率の引き上げとして行うものでありまして、大変厳しい被災地でありまして、けれども、従来の超過負担とは別に、標準税率の引き上げとして行うものでありまして、御理解をいただきたい、こう思っております。

〇重野委員 今、超過課税の問題についての説明がありましたけれども、それらも全部含めて、今回の税制改革の中で、現に復興に努力をしているいわゆる被災地も例外ではなく税制改革を行うという、トータル、マクロの問題について、極端に言えば、被災地においてはそういうことを一切免除する、他の県はいざ知らず、特に復興地域、被災して、そして復興に頑張っておられるその地域についてはこれを除外するという選択肢は全く検討をされなかったのかどうなのか、その点について伺います。

〇黄川田副大臣 総務省としてもさまざまな意見は

ありましたけれども、これは、税制調査会の中でさまざまな議論された結果の中で、総務省としての提案ということに結果としてなったわけでありまして。

〇重野委員 政府として税制調査会に諮問する場合に、政府の基本的な考え方はここにあるというふうな形において、被災地に配慮した、そういう方向で検討してもらいたいというふうな、答申を求める場合の立て方があるのではないかと、選択肢としては、全くそれはやっちゃならぬことなのか、どうなのか。答申として、税制調査会の中でそういう結論になったと。それはそのとおりです。しかし、答申を求める段階において、政府の意思としてそういうふうな問い方というのが私はあってもいいのではないかとこのように思うんですが、そこ辺についてどう思いますか。

〇黄川田副大臣 私も被災者で、そしてまた、復興の基本方針、それから基本法案ということで、復興のための財源措置をどうしたいか、どこから財源を求めるかということで、さまざまなありまして、その復興方針の中でも薄く広く財源を求めるという基本的な考えがありまして、その中の位置づけだということなものでありますが、委員が指摘するところ、さまざま私を感じるところがあります。いずれ、復興方針の中の結論だということでもあります。

〇重野委員 それでは、これは今後引き続き意見交換をしていかなきゃならぬテーマだと思っております。

次に、修正案の提出者にお伺いします。

今回の地方税の税制改正法案について、修正案では、扶養控除の見直しに関する規定の削除が行われました。これについてはおおむね私も了解できる内容であります。しかし、同時に、給与所得控除についても変更が行われたということです。御存じのように、日本の給与所得控除は、給与が高くなればなるほど、それに合わせて給与所得控除も際限なくふえていく。青天井になっているんですね。これは、先進国の中では日本だけが採

用している、高額所得者優遇の特異な制度。

閣法では、上限を設定し、給与所得一千五百万円を上限として、控除額は二百四十五万円。法人役員については、さらに上限を引き下げることになっていました。ところが、修正案ではこれも抜け落ちております。

報道などによりまして、所得税増税につながる給与所得控除の上限設定について、家庭の負担が重くなるとの理由だそうではありますが、給与所得者で年収一千五百万円以上はわずか一%。民間平均給与の四倍以上の高額所得者に相応の負担を求めることがそれほどの負担増となるのか。

野田総理も、給与所得控除の見直しについて、格差是正をその理由に挙げています。なぜ今回の修正で給与所得控除の見直しがなくなったのか、尋ねます。国税の自動影響という答弁ではなく、三党で合意した中身ですから、責任を持って理由を明確に述べてください。

世界では、私たちは九九%という格差拡大への抗議の運動が広がっている。ところが、日本では、富裕層の1%に配慮した税制改正をやる。これは世界の流れに逆行しているとは思いませんか。

以上二点。

〇石田(真)委員 重野先生の御質問にお答えさせていただきます。

御指摘いただいた事項につきましては、これはずっと議論を重ねてきた問題でございまして、今回の復興財源という問題だけではなしに、税制全体にかかわる問題ということで、二十四年度の税制改正あるいは抜本改正、そういう中でそれぞれで、民主党、そして公明党、それから自由民主党で合意ができたということでございます。

〇重野委員 合意ができたという結論の部分は私もそうだろうと思うんですが、合意に至るプロセスの中で、今私が指摘をした点についてどういう議論がされたのか、そのところが知りたいんです。

○稲見委員 三党合意の協議に我々が陪席をして
おったことありませんので、細かい点はわかり
ません。ただ、この問題は、所得税法あるいは地
方税法を含めまして、この春からつないで、切り
分けて、そして残ってきたというふうな形でこの
国会に引き継がれております。

したがって、今、石田先生からもおっしゃった
ように、この時点になって平成二十三年度税制改
正として合意をするのか、あるいは、最低限のも
のについて法案を修正して、通過をお願いしなが
ら、申し上げたように、今後の税制改正の中で三
党それぞれに努力をしていく、こういうふうにご
判断があり、合意がされた、こういうふうにおし
ております。

○重野委員 原案を提出した政府・民主党を構成
する稲見筆頭の説明ではありますけれども、やは
り納得しがたい、そのことだけは申し上げておき
たいと思います。

次に、既に閣法のところでは総務省に尋ねまし
たけれども、改めて修正案提出者にも尋ねておき
ます。

修正案では、十年間で、地方税を均等割で年間
千円引き上げるとしています。なぜ均等割なの
か、所得割とすべきではないのか、このように思
うんですが、この点についての答弁を求めます。

○稲見委員 先ほど総務大臣からもございました
ように、復興基本方針を踏まえて、広く薄く、し
かも現世代で財源を確保していく、こういうふう
なことになっておりました。したがって、より
多くの方から薄く広く負担をいただく観点か
ら、納税義務者数が個人住民税所得割よりも多
い個人住民税の均等割等の引き上げによって確保
することとしたいというふうなところでありま
す。

なお、均等割は、非課税限度額制度によりまし
て、所得の極めて低い者には課税されないほか、
障害者、寡婦等で合計所得金額が百二十五万円以
下の者については非課税になる、こういうふうな
低所得者にも配慮をした仕組みになっている点で

あります。

それに、先ほども少しお答えをいたしました
が、大都市を中心としますと、いわゆる個人事業
者の市区外居住者というのがたくさんいらっしゃる
と思います。その店舗を構えているところでも防災、
減災施策が必要でありまして、そういう意味で
は、そこでの公共サービスを受けるということでは
の応益制的に個人事業者には均等割が課税をされ
ております。そういう点では、そこも負担をして
いただくということは、応益観点から、よいので
はないかというふうにおっしゃっております。

○重野委員 それでは、最後になりますけれど
も、総額確保の点について聞きます。

閣法では、五年間にわたって個人住民税を五百
円で総額一千五百億円、たばこ一本当たり地方分
一円で四千八百億円、さらに給与所得控除などの
見直しで二千億円の、総額八千億円程度となつて
おります。他方で、修正案では、たばこ所得控
除の見直しを取りやめ、個人住民税で十年間で総
額六千億円、退職所得の一〇％税額控除の廃止で
一千七百二十億円となっております。

トータル、総額では三百億円程度の不足となる
んですが、これについてはどのように考えている
のか、聞いておきたい。

○稲見委員 お答えいたします。

今、重野先生からありましたように、いずれに
しても、〇・八兆円程度という、これは将来にわ
たつての推計ということでございます。少し細か
く言いますと、閣法でございましたら、個人住民
税の均等割の引き上げで千五百億円、それから地
方たばこ税で四千八百億円、それに個人住民税の
所得控除等の見直しで二千億円、こういうふうな
ことで、八千三百億円となります。

今回、たばこ税が外れましたので、個人住民税
のところでは六千億円、それに退職所得の一〇％税
額控除廃止、前年度課税から当年度課税になった
とき以来の取り扱いであります。この廃止で
千七百億円ということ、いずれも推計でありま
すが、七千七百億円ですから、少しこの点が減じ

ているということ、そのとおりであります。今
後の事業の進捗状況等をしつかりと見きわめる必
要があると考えているところでございます。

加えて、たばこ税の問題ですが、閣法ではたば
こ税も活用することにしておりましたけれども、
いろいろな議論の上に今回の三党合意に至りまし
た。個人的には、困ったときのたばこ税、こうい
うふうな形ではなくて、健康の問題あるいは葉た
ばこ農家の問題を含めて、今後抜本的な議論を
行つてたばこ税の課税を考えていく必要があるの
ではないか、こういうふうにおっしゃっております。

うのに賛成だったのかどうか、お伺いをしたいと
思います。

○川端国務大臣 この未曾有の震災に対しての復
興を一日も早くしなければならぬというときに
、相当大規模な財政需要が発生することは当然
見込まれているし、補正も進んでまいりました。

そういう中で、安易な増税に頼ることなく、あ
らゆる手段を講じて財源を確保すべきというふう
には基本的に思っておりますが、万やむを得ない
ときには、一定の増税は議論されていって、やら
ざるを得ないときがあり得るというふうには思つ
ておりました。

○重野委員 最後にたばこ税の話が出ましたが、
私の地元は葉たばこの主要な生産地であつて、私
の町なんかは、たばこ耕作者の六割がもう耕作し
ないというような、非常に激しい動きがありま
す。みんな、大変不安な気持ちを持っております。

○柿澤委員 万やむを得ないときとおっしゃいま
すけれども、それこそ、民主党のマニフェストで
掲げている公務員人件費の二割削減、こういった
ことについても、時限立法をかわりに提案してい
るとはいえども、二割削減にはほど遠い。震災発
生前からやるやると言つていたことをやらなくて
先送りにして、それで国民に増税の負担を押しつ
けるというのは全く筋道が違つている、という
ふうに思います。

せっかく今たばこ税の話が出たんですが、そう
いうたばこ耕作者の問題も、この際、きょうは質
問の内容と関係ないんですが、しつかりこれは考
えていかなければならない大きなテーマだとい
うことも付言をして、私の質問を終わります。

片山前総務大臣が、十月二十五日の朝日新聞の
インタビューで、こう批判をしております。「復
興のためなら国民も増税に応じるはずと、復興を
人質にとつた『救急病院に重篤な患者が運び込ま
れているのに、治療費の返済計画を家族が提出す
るまで待たせておけ』というふうなもので、異様」
だ、こういうふうにおっしゃいます。先日の予算
委員会では我が党の江田幹事長もこれをひもといて
おりましたけれども、まさにこういう展開にここ
までなつてきたのではありませんか。

○原口委員長 次に、柿澤未途君。

今、答弁者の方々が入れかわつておりますの
で、冒頭、こちらから申し上げて、質問に入りた
いと思います。

○川端国務大臣 いろいろな報道を含めて、片山
前大臣がおっしゃったことは、私は、記事という
意味では読ませていただきましたが、事実関係を
詳細に、そのとき内閣におつたわけではありませ
んの、承知しているわけではありません。

今、答弁者の方々が入れかわつておりますの
で、冒頭、こちらから申し上げて、質問に入りた
いと思います。

増税の前にやるべきことがある、これがみんな
の党の基本姿勢であります。三次補正、復興予算
の財源の裏づけとなる財源確保法には、復興名目
の増税のメニューが国税、地方税とそれぞれ盛り
込まれているわけですが、ほかに財源がある
のにそれを使わず増税に走る政府・民主党の姿
勢は、官僚主導の増税ありきだと言われても仕方
がないと私は思います。

まず、川端大臣にお伺いをいたしたいと思いま
す。大臣は、大臣就任以前からの復興増税とい

今言われた例えは、私は、閣僚になつたのが九

月でありますから、それ以降の内閣におつた分を含め、それからそれまでの党においての議論としてそういうふうなことはなかったというふうに思いますし、総理もそういう御趣旨で御答弁されている、そのとおりだというふうに思っております。

○柿澤委員 片山前総務大臣は震災の災害対策本部の副本部長をされていた方でもあります。そういう意味で、まさに政権中枢におられた方の感懐としてこういう発言が出てくるということは、大変重大なことだというふうに思っております。

今回の野田政権には、実は、これまで復興増税反対を唱えていた人がたくさん政権の要職についておられるのです。

お手元に、超党派で結成をされた増税によらない復興財源を求める会の声明文と、署名議員のリストの民主党分をお配りしてあります。読んで字のごとしで、これは、増税によらない復興財源を求め、まず第一に、日銀による復興債の買い切りオペの実施を求めているものであります。

声明文の本文を読みますと、震災復興にめどが立ち、デフレを脱却し、経済が安定成長軌道に乗るまでは増税などすべきではなく、今は国債や埋蔵金など増税によらない復興財源を見出すべきであるとか、歴史的にも、経済が縮小しているときに増税に成功した国はない、こういう至極全うなことが書いてあります。

署名リストを見ていただきたいんですけども、野田内閣で国対委員長になられた平野博文さんの名前が載っていて、それだけでも驚いてしまふんですけども、さらに署名リストを見ると、松崎副大臣と福田政務官の両名のお名前が書いてあります。実は、国民新党のリストには森田高政務官のお名前もあります。つまりは、実に、現総務省政務三役の六人の半数の三人が、復興増税反対の意見を明らかにしている人なわけです。これらの皆さんが、今回、総務省の政務三役として、事もあるうに復興増税を提案する側に回っている。どういふつもりなんですか。

まず、松崎副大臣、もし弁明がありましたらお伺いをしたいと思います。

○松崎副大臣 お答えいたします。

今の声明文の件でありますけれども、これは六月十六日に決議文を発表しております、その時点ではそういう状況認識ということもあつたとは思っています。

ただ、復興対策本部は七月二十九日に基本方針を決定されておまして、その中に、財源の確保策として時限的税制措置が盛り込まれたわけであります。

私は九月五日に副大臣に指名をいただきました、当然、その後の内閣の一員としてこの方針をしっかり守っていくことになっております。

○柿澤委員 今の御答弁ですと、この声明文は六月時点のものである、その時点ではそういう認識だった、九月五日に副大臣になって、その後は内閣の方針を守っている、考え方を変えたということとよろしいですか。

○松崎副大臣 お答えいたします。

内閣の一員として今の野田政権の基本的な方針を守っていくということ、それが指名をされた使命でもあらうと思っております。

○柿澤委員 要するに、内々、内心はこの復興増税に賛成ではないんだけど、今副大臣をやっているから、内閣の方針としてそれに従わなければならないかな、こういう趣旨の御答弁をされたと私は解釈をいたします。

福田政務官にも同じ質問をしなければなりません。

この増税によらない復興財源を求める声明文に福田政務官もサインをしておられます。今、復興増税、人頭増税といいますが、これを提案する側に回っている、これについてぜひ御答弁をいただきたいと思います。

○福田大臣政務官 答弁はありません。

○原口委員長 福田総務大臣政務官、きっちり答えてください。お答えください。

○福田大臣政務官 一番ベストなのは増税によらない方法だと考えております。

○柿澤委員 まず、答弁はないというのは一体何ですか。そして、まずベストなのは本来は増税によらない復興だと考えている、こういうことですか。本音は今でも反対だということですよ。

そうすると、政務官になってからは、今、増税の提案側に回っているわけですが、このお立場とどういふふうに整合性があるんですか。

○福田大臣政務官 野田内閣の一員として、できるだけ増税幅を減らす、そういう観点から私も努力をしてみたいと思っております。

○柿澤委員 先ほど、答弁はありませんとまずおっしゃった、この真意も改めてお伺いをしておきたいと思っております。

○福田大臣政務官 失言だったと思います。

○柿澤委員 これは、私のような少数党派の新人議員が質問しているからこんな程度で済みすけれども、仮に、大会派の舌鋒鋭い、私のようなへなちょこじゃない議員がやっていたら大変なことになりますよ。ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

増税幅を縮減できたから容認に転じた、こういう趣旨ですか。本来増税すべきでないということは今でも考えているということですよ。だとすると、結局、みずからの主義主張を引つ込めて、副大臣、政務官としての立場を守るために口をつぐんでいる、こういうことになるのではないですか。

今やお二人は増税の提案者なんですから、この声明文への署名は撤回を申し入れるべきなんだろうと思えます。現時点でそのような申し入れをお二方がされているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○松崎副大臣 今現在はおしてありません。

○福田大臣政務官 私もしてありません。

○柿澤委員 するつもりはあるかどうか、お伺いします。

○松崎副大臣 今後検討いたします。

○福田大臣政務官 よく考えてみます。

○柿澤委員 結局、復興増税もそう、TPPもそうだし、かつての内閣不信任案もそうです。勇ましく反対とこぶしを振り上げるんですけれども、すべて腰砕けではないですか。党内野党の立場から一たび政権内に取り込まれれば、それまでのみずからの主義主張もかたがり捨ててしまふ、こういうことなのではないですか。もう一度お二方に御弁明をいただきたいと思っております。

○松崎副大臣 いろいろな見方がありますけれども、党内野党云々ではなくて、それぞれの思いやその状況での判断を政治家としてそれぞれしたということであります。

○福田大臣政務官 私は、政治は妥協の産物だと思っております。党内の中でしっかりと議論をして、その中で十分それぞれの意見を闘わせて、よりいい方に持っていくというのが政治だと思っております。

○柿澤委員 このように御答弁をせざるを得ないでしょう、お立場が今そういうお立場なんですから。

それで、福田政務官には追加でお伺いをしたいんですけども、税と社会保障の一体改革案に基づく消費税の増税についてはどうされるんですか。かつて、日本が抱える課題を乗り越えるためには今増税してはだめなんです、こういう趣旨の御発言を民主党内の検討の場でされたというふうにならうと思っております。野田総理は、再三再四おっしゃっているように、次期通常国会に法案の提出をされる。されるとすれば、福田政務官は、一国会議員として、一政治家としてどういう行動をとるおつもりなんですか、お伺いします。

○福田大臣政務官 それは、これからよく、十分に考えさせていただきます。

○柿澤委員 これは、政権の一員、要職、政務官をされている福田政務官が、一国会議員としては野田総理が提出すると再三再四言っている法案に賛成をしない可能性もある、こういう示唆をされた

ということになりますよ。それでいいんですか。
○福田大臣政務官 どういう判断をするかはこれからでございます。

○柿澤委員 重大な決意を語っていただいた、言葉はあいまいでしけれども、そういうふうに行動に注視をしていきたいと思ひます。過去の発言との整合性もこれは問われていく問題だといふふうに思います。

さて、国民新党の森田政務官にお伺いします。森田政務官も、この声明文に署名をされている一人であります。国民新党の亀井代表はかねてから復興増税に反対の意見を表明していたと思ひますけれども、今回の復興財源の調達を名目とする地方税の増税についてはどのような見解を持っているのか、お伺いしたいと思います。

○森田大臣政務官 お答え申し上げます。
九月二十八日に、我が党の亀井代表と野田総理の間で与党合意というものができたわけでございまして、そこまでに至る議論の道筋も少し含めてお話ししたいと思います。理屈としたら、私は留任の政務官ですから、留任中にこの話に署名させてもらっておりますし、理屈はここに書いてあるとおりでございます。デフレギャップがGDPの一〇％あるうというときに増税するのは自殺行為であるというのは、文章のとおりだと思います。結果として増税は伴ってこない、今でもそう思っています。

ただし、九月二十八日の亀井さんと野田さんの合意というのは、結果としての増税幅を最大限圧縮するための政府資産の売却、我が党からいえば郵政法案の早期成立も含めた努力をする中で、最終的な国民負担の増大というものを最小化しよう、その趣旨に多分亀井静香は合意したと思ひますし、自分たちも、その合意の理念というものを実現するために精いっぱい頑張っていきたいと思っております。

ただ、繰り返し申し上げますが、六月に社会保障、税一体会議の中で消費増税の道が一つ示されたわけです。その中で、今度は所得税、法人税が来るということに関しては、国民新党は今でも明確にその話には賛成していませんし、閣議決定するしないの話がありますが、仮定の話だと思ひますが、我が党の代表の判断がこれから出てくると思ひますが、閣議決定させないという方向で党としては多分努力していると思ひます。

○柿澤委員 こういう形で総務省における政務三役の六人中三人がこの声明文に署名をされて、今も完全に復興増税に反対という考え方を捨て去ったわけではない、こういうことだと思ひます。川端大臣、この状況について何かお考えはありますか。

○川端閣務大臣 党内を含めて、政府として決定するまでの間にいろいろな議論があったことは、それは意見がありますから、当然あると思ひますし、そういう中で、最終的に党としての方針決定、そして政府としての方針決定がされ、閣議決定をされ、今日に至っております。

そういう中で、いろいろな議論の過程も含めて、政治家個々人の思いもあるでしょうが、組織として決めて、内閣として決めたことには、当然ながらしっかりとそれを推進する立場で、今の政務三役は心得てやっていただいていると思っております。

○柿澤委員 黄川田副大臣そして主濱政務官にもお見えをいただいております。

お二方は、被災地の岩手県の選出でいらつしやいます。復興増税は、被災地の皆さんにもかかることになるわけですね。この声明文にも「経済を破壊しては、復興も財政再建もあり得ません。被災者にとつてもその負担は大きすぎます。」、こういうことが書かれております。

ほかの財源があるのに増税に走る、本当にこの増税路線を被災地の復興に資するものと考えているのか、この復興を名目とした増税に、黄川田副大臣また主濱政務官、被災地選出の議員として賛成だといふに言えるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○黄川田副大臣 私も、今はこの役を務めておりますけれども、この前までは復興特別委員会の委員長としての仕事もさせていただきました。政府の復興基本方針が出て、未曾有の大災害ということ、大きな財源を確保しなきゃいけないということ、当然、歳入の削減あるいはまた税外収入を何としても確保しなきゃいけない等々、私も思っていました。

ただ、その中でも、税制上の措置といひますか、そういうところも検討する中で、しっかりと自治体が復興できる財源を確保しないといひない、こういう思いもありましたし、それからあと、基本法ができたときも、野党の皆さんからの御意見もさまざまいただきました。その中にも税制上の措置の検討も書かれておりましたので、さまざま、多角的にしっかりとらえていかなければ安定した財源の確保はできないのかなと思っております。

もちろん私自身も、被災地の中で、どこから財源が出てくるんだ、例えば固定資産税は身近な市町村の基幹税でありますけれども、津波あるいはまた原発の中でどうやって増税が取れるんだと。さまざまな課題があります。また一方、自分たちが生まれ育ち、骨を埋めるところは自分たちでというものもあります。大きなお金は出せないけれども、自分たちの部分で皆さん一人一人の国税、地方税を使うんだという思いもまた一方であると思ひます。

まとめて話しますと、総合的に判断する結論が必要だろう、最終的には増税の上げ幅を小さくする中で結論が出ればよいと思ひて、そこで、住民税の均等割ということでの提案であります。

○主濱大臣政務官 前通常国会の段階で、私は参議院の農林水産委員長でありました、また、復興特別委員会の委員でもありました。その中で、私は、復興に必要な費用をどのように確保するかについては税制上の措置も含めて検討しなければならぬ、こういうふうと考えておりました。ただ、東日本大震災及び日本の経済状況を考えたとき、できれば増税は避けた方がいい、このようにも考えておりました。

現在は、政府の一員として、また被災地の一人として、千年に一度の大震災であります、復旧復興をまず第一に考えなければいけない、このように思っております。復旧復興を着実に進めるために、予算はきのう三次補正が成立したわけですが、これも、この予算措置と増税も含めた財源の確保が必要である、私は、着実に進めるためにはこういうものが必要であると現在では考えております。

○柿澤委員 復旧復興を着実に進めるためにとおっしゃいましたけれども、冒頭に片山前総務大臣の言葉を引いたのは、ここにポイントがあるんですよ。増税ありきで、復興予算の編成をむしろおくらせた、こういうことを、政権中枢の中にいて、その経過を見届けたはずの人が言っている。これは何のための増税なんだ、こういうことを私は申し上げたいのであります。

そもそも、党内、政権内も、今聞いていたら、全くばらばらじゃないですか。何が正しいと考えるのか、それについてのコンセンサスそのものがない。増税をお願いする内閣の副大臣、政務官が本音では反対です、これでは、政権維持のために主義主張がばらばらの人が寄せ集まっているにすぎないではないですか。かつての自民党政権と同じだと思ひます。

次に、復興財源が必要だというなら、なぜ地方公務員の人件費の二割カットをまず先にやろうとしないんですか。民主党は、国家公務員人件費の二割削減をマニフェストで掲げ、今もそれを断念してないと言っているんですから、地方公務員人件費も同程度の削減が必要だというのは、民主党政権としては当然のことだといふふうに思ひます。

なぜ増税の前にこうした地方公務員の人件費のカット、削減の取り組みをしないのか、御答弁をお願いしたいと思ひます。

○川端閣務大臣 地方公務員の給与は、先生御案内のとおり、地方公務員法の第二十四条第三項で

「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」ということが定められておりまして、こういう趣旨を踏まえて、それぞれの地方公共団体において、議会で議論の上、条例で定められることになっております。

したがって、総務省としては、今回の国家公務員の給与引き下げと同様の引き下げを地方公共団体に對して要請することや、地方交付税の減額により強制することは考えておりません。

地方公務員の給与については、引き続き、各地方公共団体において、国民、住民の理解と納得が得られるように、情報公開を徹底するなど自主的な取り組みを進めながら、適切に決定していただきたいというふうに思っております。

○柿澤委員 要請することは考えておりませんというところでありますが、そもそも総務大臣は、地方公務員人件費の水準をどう考えているんですか。地方公務員の総人件費を総定員で割り返して一人当たりの人件費をはじき出すと、地方公務員一人当たりの人件費は幾らになるかというと、何と九百三万円になる。全国津々浦々、二百三十五・一万人の地方公務員に關して、かかっている人件費の一人当たりがこういう水準になっている。どんな企業、どんな産業に、社員一人に九百万円の人件費をかけているところがあるか。

総務大臣はこれについてどういうふうに考えておられますか。

○川端国務大臣 通告がございません数字でありますのでお答えのしようがないんですが、どういう数字で得られたのかは知りませんが、いろいろな比較をするときにはいろいろな基準、前提条件等々がございます。そういう意味で、今お問いの部分に關して、私として想像を働かせてもちょっと想像が付きませんので、お答えできません。

○柿澤委員 先ほど申し上げたとおり、地方公務員の人件費の総額を定員数で割り返すと一人当たりの人件費が出てくるではありませんか。これを

出しているのが、まさに今言った九百三万円という数字であります。これについてどう考えるか。それはお答えできない、仮置き試算であるからということでありまして。

それでは、これは通告していただけますけれども、そもそも地方公務員人件費の水準をどう考えているのか。これについては御答弁をいただくことになっていきますので、お願いいたします。

○川端国務大臣 先ほどお答えいたしましたように、地方公務員の給与は、それぞれの地方自治体において、地方公務員法の趣旨に沿って、それぞれ議会で御議論をいただき、最終的に条例で決めるという仕組みでお決めのことを承知しております。

ただ、一般的な国家公務員との比較という共通的な指標といたしましては、ラスパイレズ指数がございまして。平成二十二年四月一日現在のラス指数で見ると、全国平均で九八・八、平成十六年から七年連続で国家公務員の水準を下回っております。また、地方公共団体に見ますと、一千四百八十団体、全団体の八一・四％が一〇〇未満になつていくということでもあります。

以上です。

○柿澤委員 安住財務大臣は、先日の参議院の予算委員会、復興財源確保のための国家公務員給与の七・八％削減の期限立法を提出していることについて、地方も参考にしていただければと思つていて、こういう旨の答弁をされたということでもあります。

復興財源確保のための地方公務員人件費の削減について、国がこうして取り組んでいるんだから、私は不十分だと思ひますが、しかし、地方においては自主的に御判断いただければ結構ということにはならないと思ひます。

そういう意味で、例えば国と地方の協議の場、こういうものができたわけですから、これは、地方が協議を求めていることを国が一方的にお受けする、そういう場ではないはずでありますので、ぜ

ひ、この国と地方の協議の場で地方公務員人件費の削減について地方団体に要請をする、こういうことをすべきではないかと思ひますが、いかがですか。

○川端国務大臣 地域主権あるいは地方分権、言葉遣いはいろいろありますけれども、地方のことは基本的に地方で、できるだけ自主性を持つて決めたいただきたいというのが国のこれからのあるべき姿であるという方向性は、多分みんなの党の皆さんもそう思つておられるというふうに思ひます。

そういう中で、今の地方自治法を含めまして、地方の給料は、まさに先ほど申し上げましたように、職員の給与は生計費並びに国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないという均衡の原則に基づいて、地方が自主的に決めていくことになることだというふうに思ひます。

国として要請するというのではなく、こういう状況にあるということ、安住大臣は、こういうことをやっているというの、これは国の水準でありますから、そういうことも見て自主的に決めていただきたいということでございます。

○柿澤委員 地方自治体があくまで自主的に人事委員会勧告に基づいて考えることだ、こういうことですか。それで、一方で、増税を国民、住民に求めるんですか。先ほど申し上げた公務員人件費というのは、地方自治体の一般歳出の三割を占めているものです。ここに手をつけない、そして国から地方には何も言わない、こういうことで本当にいいのかというふうに思ひます。

結局これは、民主党を支持している地方公務員の労働組合の反対を恐れて言うべきことを言わない、こういうことなのではないですか。こういうことをやっているから、私は、この政権に対する国民の信が低下をしまつていくのではないかと、こういうふうに申し上げて、質問を終わりたいと思ひます。

○原口委員長 これにて各案及び両修正案に対する

る質疑は終局いたしました。

○原口委員長 これより各案及び両修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。塩川鉄也君。

○塩川委員 私は、日本共産党を代表して、復興財源確保のための地方税特例法案並びに経済社会の構造変化に対応する地方税法の改正案の原案並びに修正案に對して反対の討論を行います。

第一に、復興財源確保のための地方税特例法案についてです。

本法案は、全国緊急防災・減災事業の財源確保を名目に、個人住民税の均等割の標準税率を千円引き上げるものであります。個人住民税の均等割は、就業者数に照らしてもそのほとんどが納税義務者になっており、生活することも困難な所得の低い人にも負担増を課すものであります。応能負担こそが税制の基本であります。低所得者にも負担を強い住民税の均等割引き上げに財源を求めるべきではありません。

しかも、引き上げ期間も十年間で、恒久的な増税措置にもなりかねません。

さらに、住民税均等割の引き上げによる地方税の増税は、被災自治体の住民にも及ぶもので、被災者支援にも反するものと言わなければなりません。

第二に、経済社会の構造変化に対応する地方税法改正案についてです。

本法案が、納税環境の整備として、納税者の権利についての法的な担保は一切ないまま、税務調査における徴税吏員の権限として、帳簿、物件の提示やその留置について法定化するなど、徴税の側の権限強化を一方的に定める内容となつていくことは重大です。

現在、地方税の徴収現場では、人権を侵害するような差し押さえや預貯金の調査などが強められ、深刻な問題となつております。本法案は、こうした問題を解決するどころか、さらに深刻な納

税者の権利を抑制することをたらずものであります。

最後に、地方交付税総額特例法案については、被災自治体の復旧復興事業や地方税の減免による減収分の穴埋めのための起債分を特別交付税で措置するものであり、被災自治体の要望にこたえる踏み込んだ対応として賛成することを申し上げ、討論を終わります。

○原口委員長 これにて討論は終局いたしました。

○原口委員長 これより各案について順次採決に入ります。

初めに、平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○原口委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、稲見哲男君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○原口委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○原口委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたし

ます。

まず、稲見哲男君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○原口委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○原口委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○原口委員長 この際、ただいま議決いたしました各法律案中、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案に対し、内山見君外二名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。坂本哲志君。

○坂本委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 個人住民税均等割の標準税率の特例措置については、法案の修正の経緯を踏まえ、住民の生命・財産の安全に直結する緊急防災・減災事業の財源確保のために講じられるもので

あることを明らかにしつつ、国民の理解が得られるよう、周知広報を徹底すること。また、法案の修正に伴い、緊急防災・減災事業の実施に不測の支障が生ずることのないよう措置すること。

二 緊急防災・減災事業の実施については、各地方公共団体の自主的判断を尊重するとともに、緊急防災・減災事業を実施しなかった団体や既定経費の節減等により個人住民税均等割の税率を引き上げることなく事業を実施した団体が不利益に取り扱われることのないようすること。

三 緊急防災・減災事業の実施に伴い同種の既存事業の縮減が行われ、個人住民税均等割の引上げにより得られた財源が他の事業の財源として振り替えられたのと同様の結果を招くことのないようにすること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○原口委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

〔賛成者起立〕

○原口委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、総務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。川端総務大臣。

○川端国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと思います。

○原口委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○原口委員長 次回は、来る二十四日木曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時十三分散会

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案に対する修正案

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中「並びに道府県たばこ税(都たばこ税を含む。以下同じ。)」及び市町村たばこ税(特別区たばこ税を含む。以下同じ。の税率)を削る。

第二条第一項中「平成三十五年度」を「平成三十五年度に、「二百円」を「五百円」に改め、同条第二項中「平成三十五年度」を「平成三十五年度」に、「三百円」を「五百円」に改める。

第三条並びに附則第一条ただし書及び第二条を削る。

附則第三条中「前条に定めるもののほか、」を削り、同条を附則第二条とする。

附則第四条及び第五条を削る。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

題名中「地方税法等」を「地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法」に改める。

第一条のうち地方税法第二十三条第一項の改正規定中「削り、同項中第十号を削り、第九号を第十号とし、第八号の次に次の五号を加える」を「削る」に改め、同項第九号から第九号の五までを削る。

第一条のうち地方税法第三十二条第九項の改正規定及び第十一項の改正規定中「削り、同条第十一項中「同法第二十八条第二項に規定する給与所得控除額」を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える」を「削る」に改め、同項各号を削る。

第一条中地方税法第三十四条の改正規定、同法第三十七条第一号イの改正規定、同法第四十五条の二第二項第七号の改正規定、同法第四十五条の三の二第二項第二号の改正規定、同法第四十五条の三の三第一項第二号の改正規定及び同法第五十条の七第一項の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第七十二条の二十三の改正規定中、同条第二項第四号中「平成九年法律第百二十三号」を削り、同条を削る。

第一条中地方税法第七十五条の二第三号の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第二百九十二条第一項の改正規定中「削り、同項中第十号を削り、第九号を第十号とし、第八号の次に次の五号を加える」を「削る」に改め、同項第九号から第九号の五までを削る。

第一条のうち地方税法第三百十三条第九項の改正規定及び第十一項の改正規定中「削り、同条第十一項中「同法第二十八条第二項に規定する給与所得控除額」を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える」を「削る」に改め、同項各号を削る。

第一条中地方税法第三百十四條の二の改正規定、同法第三百十四條の六第一号イの改正規定、同法第三百十七條の二第二項第七号の改正規定、同法第三百十七條の三の二第二項第二号の改正規定、同法第三百十七條の三の三第一項第二号の改正規定、同法第三百二十八條の七第一項の改正規定

定及び同法附則第三条の三の改正規定を削る。
第一条中地方税法附則第四条の改正規定を次のように改める。

附則第四条第十六項第一号中「第十七條の五第一項及び第二項」を「第十七條の五第三項及び第四項」に改める。

第一条中地方税法附則第四条の二の改正規定、同法附則第六条の改正規定、同法附則第三十三條の二の改正規定、同法附則第三十三條の三の改正規定、同法附則第三十四條の改正規定、同法附則第三十五條の改正規定、同法附則第三十五條の二の改正規定及び同法附則第三十五條の四の改正規定を削る。

第二条を削り、第三条を第二項とする。
附則第一条第二号を次のように改める。

二 第一条中地方税法第三十二条及び第三百十三條の改正規定並びに附則第六條第一項及び第九條第一項の規定 平成二十四年一月一日附則第一条第三号中「第七十二条の二十三第一項ただし書及び第三項」を「第七十二条の二十三」に、「附則第六條第九項」を「附則第六條第四項」に、「第九條第九項及び第十五條」を「第九條第四項及び第十三條」に改める。

附則第一条第四号中「の改正規定、同法第二十三條第一項第十号を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に五号を加える改正規定（同項第九号の五に係る部分に限る。）」、同法第二十六條、第二十七條第一項第二号、第三十二條第二十一項、第三十四條、第三十七條第一号イ及び第四十五條の二第二項第七号」を、「第二十六條及び第二十七條第一項第二号」に、「及び第二百六十五條第一項第二号の改正規定、同法第二百九十二條第一項第十号を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に五号を加える改正規定（同項第九号の五に係る部分に限る。）」、同法第二百六十五條第一項第二号」に改め、「第三百十三條第十一項、第三百十四條の二、第三百十四條の六第一号イ、第三百十七條の二第二項第七号」を削り、「附則第三條の三の改正規定、同法附

則第四条第七項第一号の改正規定（並びに第三十七條を）、第三十七條、第四十五條の二第二項第七号、第四十五條の三の二第二項第二号、第四十五條の三の三第一項第二号並びに前条第四項に改める部分を除く。）、同条第十三項第一号の改正規定（並びに第三百十四條の六を）、第三百十四條の六、第三百十七條の二第二項第七号、第三百十七條の三の二第二項第二号、第三百十七條の三の三第一項第二号並びに前条第八項に改める部分を除く。）、同法附則第四条の二第七項第一号の改正規定（並びに第三十七條を）、第三十七條、第四十五條の二第二項第七号、第四十五條の三の二第二項第二号、第四十五條の三の三第一項第二号並びに附則第三条の三第四項に改める部分を除く。）、同条第十三項第一号の改正規定（並びに第三百十四條の六を）、第三百十四條の六、第三百十七條の二第二項第七号、第三百十七條の三の二第二項第二号、第三百十七條の三の三第一項第二号並びに附則第三条の三第八項に改める部分を除く。）、同法附則第六條及び第七條の二の改正規定、同法附則第三十三條の二から第三十四條まで、第三十五條、第三十五條の二及び第三十五條の四の改正規定（第三十七條の下に）、第四十五條の二第二項第七号、第四十五條の三の二第二項第二号、附則第三条の三第四項に改める部分及び「第三百十四條の六」の下に、「第三

百十七條の二第二項第七号、第三百十七條の三の二第二項第二号、第三百十七條の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」を加える部分を除く。）、を「附則第七條、第十七條の二及び第五十條の改正規定、第二條の規定並びに附則第三條、第五條第二項、第六條第二項及び第九條第二項の規定」に改め、同条に次の一号を加える。

六 附則第十五條の規定 この法律の公布の日又は地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の公布の日のいずれか遅い日

附則第六條中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項から第六項までを削り、同条第七項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第八項から第十項までを五項ずつ繰り上げる。

附則第九條中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項から第六項までを削り、同条第七項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第八項を第三項とし、第九項を第四項とする。

附則第十三條及び第十四條を削り、附則第十五條を附則第十三條とする。

附則第十六條のうち国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第二条の改正規定中「ための地方税法等」を「ための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法」に改め、同条を附則第十四條とする。

附則に次の一号を加える。
（地方税法の一部を改正する法律の一部改正）第十五條 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号及び第四条（見出しを含む。）中「地方税法等」を「地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法」に改める。

平成二十三年十二月二日印刷

平成二十三年十二月五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F